

(B列四號)

協力工場指定申込書

協力工場  
所在地  
代表者又ハ工場主名

左記の通相違無之候間何卒貴社  
御指定相成度此段及御願候也

工場の協力工場として

昭和 年 月 日

殿

工場概略		業 業		係 係	
工場 創業年月日 其他 (列記ノコト)	所 屬 團 體 名 (列記ノコト)	業 種 別	業 種 別	係 別	係 別
又ハ 拂 込 資 本 額	又ハ 投 資 額	發 註 工 場 名	發 註 工 場 名	統 制 工 業 受 註 關 係	協 力 工 業 以 外 ノ 兼 業 關 係
主要協力工業種別	主要協力工業種別	同上	同上	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)
同上	同上	同上	同上	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)

協力工場指定内諾書

會社名

記載注意

- 一、拂込資本金欄ニハ個人經營ノ場合ハ投資額ヲ記入スルコト
- 二、發註工場關係欄ニハ發註工場ニ以上ノ場合ハ各發註工場別ニ主要協力工業種別及同上一ヶ年受註金額ヲ記入スルコト但シ受註金額ハ協力工業種別毎ニ記入スルニ及バズ
- 三、發註工場關係欄及兼業關係欄ノ一ヶ年受註金額ハ本申込書提出ノ二ヶ月前ヨリ既往一ヶ年ノ受註金額ヲ記入スルコト兼業關係欄ノ生産額亦同シ
- 四、兼業關係欄ニハ陸海軍其他ノ發註官衙ノ統制工業ノ受註關係及協力工業以外ノ自主經營ニ係ル兼業關係ヲ明ニスルコト

貴殿御申込ニ係ル當社 工場ノ協力工場ニ指定ノ件ニ付商工省ニ於テ承認ノ上ハ受諾可仕候也但シ指定後協力工場ニ於テ指定當時ニ比シ重大ナル條件ノ變更ヲ來シタルトキハ指定關係ニ付變更手續ヲ採ルベキ事御承知被下度候

昭和 年 月 日

殿

(B列四號)

申請  
昭和 年 月 日  
整理番號

協力工場指定承認申請書

左記工場は弊工場協力工場として適當なるに付指定致度候條御承認相成度此段及申請候也

發註會社名

印

商工大臣

殿

協力工場名		所 在 地		代表者又ハ工場主名		創 業 年 月 日		所 屬 團 體 名 (列記ノコト)		又ハ 拂 込 資 本 額		又ハ 投 資 額		發註工場名	
協力工場名	所在地	代表者又ハ工場主名	創業年月日	所屬團體名 (列記ノコト)	又ハ 拂 込 資 本 額	又ハ 投 資 額	發註工場名	主要協力工業種別	同上	一ヶ年受註金額	一ヶ年受註金額	一ヶ年受註金額	一ヶ年受註金額	一ヶ年受註金額	一ヶ年受註金額
申請 工場名 所在地		請 發 註 機 器 別 ノ 組 合 名 (列記ノコト)		申 主 要 機 器 ノ 組 合 名 (列記ノコト)		者 器 別 ノ 組 合 名 (列記ノコト)									

業 業		係 係		模 規 場 工	
業 種 別	業 種 別	係 別	係 別	模 規 場 工	模 規 場 工
發 註 官 衙 名	發 註 官 衙 名	發 註 工 場 名	發 註 工 場 名	從 業 員	從 業 員
一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	工 員	工 員
協 力 工 業 以 外 ノ 兼 業 關 係	協 力 工 業 以 外 ノ 兼 業 關 係	協 力 工 業 以 外 ノ 兼 業 關 係	協 力 工 業 以 外 ノ 兼 業 關 係	其 他	其 他
一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	女 男	女 男
生 産 種 別	生 産 種 別	生 産 種 別	生 産 種 別	面 積	面 積
一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	一ヶ年受註金額 (圓)	建 坪	敷 地 坪
主 要 設 備 機 械	主 要 設 備 機 械	主 要 設 備 機 械	主 要 設 備 機 械	工 場 敷 地 坪	工 場 敷 地 坪
其 他 ノ 特 殊 設 備	其 他 ノ 特 殊 設 備	其 他 ノ 特 殊 設 備	其 他 ノ 特 殊 設 備	要 要	要 要

機械工聯關係協力工場指定要綱

- 記載注意
- 協力工場指定申込書ニ同シ
- 一、機 構
    - イ、機械工聯各組合別に協力工場指定委員會を置く
    - ロ、機械工聯内に協力工場指定綜合委員會を置く
    - ハ、協力工場指定に關しては協力工業促進地區委員會は之が準備機關とす
  - 二、委 員
    - イ、協力工場指定委員會の委員は組合中より各組合理事

長之を委嘱し委員長は組合理事長を以て之に充つ  
 〇、綜合委員會の委員は聯合會役員及地區委員長を以て之を組織し委員長は聯合會理事長を以て之に充つ

三、運 營

イ、協力工場指定委員會は所屬組合の協力工場指定に關する事項を審議す

ロ、綜合委員會は協力工場指定に關する綜合調整事項を審議し官廳との連絡に關する事務を掌理す

ハ、協力工業促進地區委員會は協力工場指定準備に關し地方官廳並に統制團體との聯絡其の他必要なる事項を掌理す

四、手 續

(1) 協力工場の指定を受けむとするものは發註工場(機械工聯組合員)に對して別紙様式に依る協力工場指定申込書を提出するものとす

(2) 發註工場が前項の申込を受け協力工場指定に異議なきときは當該申込者に對し別紙様式に依る協力工場指定内諾書(以下單に指定内諾書と稱す)を交付するものとす

(7) 綜合委員會は前項に基き協力工場指定に關し綜合審議するものとす

(8) 指定委員會は綜合委員會の審議に基き調整の上指定承認申請書を作成し指定申請書(寫)一通を添附し機械工聯を経由して商工省に指定承認の申請手續をとるものとす

(9) 機械工聯は指定承認の指令ありたるときは之を指定委員會に廻附し指定委員會は之に基き協力工場の指定を爲したる上當該地區委員會を通じ申請者に之を通知するものとす

(B列四號)

協力工場指定申込書

協力工場  
所在地  
代表者又ハ工場主名

左記の通相違無之候間何卒貴社 工場の協力工場として御指定相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

殿

(3) 發註工場は別紙様式に依る協力工場指定申請書(以下單に指定申請書と稱す)(正)一通及(寫)五通を作成し(正)及(寫)四通に指定内諾書(寫)一通を添附し之を當該地區協力工業促進委員會(以下單に地區委員會と稱す)に提出するものとす

指定せらるべき協力工場が陸海軍發註官衙より發註工場に發註せられたるものの協力工業を爲すものなるときは豫め當該陸海軍發註官衙の承認を受け之が承認書を指定申請書に添附することを要するものとす

(4) 地區委員會は提出せられたる指定申請書に基き審査の上其の可否に付意見を具し(正)及(寫)三通を指定内諾書(寫)と共に協力工場指定綜合委員會(以下單に綜合委員會と稱す)に提出するものとす

(5) 綜合委員會は各地區委員會より提出せられたる指定申請書(正)及(寫)二通を指定内諾書(寫)と共に組合別協力工場指定委員會(以下單に指定委員會と稱す)に廻付するものとす

(6) 指定委員會は指定申請書に基き指定の可否を審議決定し(寫)一通を綜合委員會に廻付するものとす

工場規模	従業員		主要設備機械	面積	工場敷地	坪建	其他ノ特殊設備	工場經營概要 (創業年月日其他)	所屬團體名 (列記ノコト)	又ハ投資金額	發註工場名	主要協力工業種別	同上ノ一年受註金額	統制工業受註關係	發註官衙名	金一ノ年受註額	協力工業以外ノ兼業關係	生産種別	一ノ年生産額
	工員	其他																	
	男	女																	
	(人)	(人)																	

記載注意  
 一、拂込資本金額ニハ個人經營ノ場合ハ投資額ヲ記入スルコト  
 二、發註工場關係欄ニハ發註工場ニ以上ノ場合ハ各發註工場別ニ主要協力工業種別及同上ノ一年受註金額ヲ記入スルコト但シ受註金額ハ協力工業種別毎ニ記入スルニ及バズ

三、發註工場關係欄及兼業關係欄ノ一ケ年受註金額ハ本申込書提出ノ二ヶ月前ヨリ既往一ケ年ノ受註金額ヲ記入スルコト  
兼業關係欄ノ生産額亦同シ  
四、兼業關係欄ニハ陸海軍其他ノ發註官衙ノ統制工業ノ受註關係及協力工業以外ノ自主經營ニ依ル兼業關係ヲ明ニスルコト

(B列五號)

協力工場指定内諾書

貴殿御申込ニ係ル當社 工場ノ協力工場ニ指定ノ件商工省ニ於テ承認ノ上ハ受諾可仕候也但シ指定後協力工場ニ於テ指定當時ニ比シ重大ナル條件ノ變更ヲ來シタルトキハ指定關係ニ付變更手續ヲ採ルベキ事御承知被下度候  
昭和 年 月 日 殿

(B列四號)

申請 昭和 年 月 日  
整理番號

協力工場指定申請書

左記工場は弊工場協力工場として適當なるに付御指定相成度此段及申請候也

發註會社名

新業種別工聯關係協力工場指定要綱

一、指定機關の設置

(一) 新業種工聯に於ては各工聯毎に協力工場指定中央委員會(以下指定中央委員會と稱す)を設置すること  
(二) 新業種別工聯所屬各組合に於ては各組合毎に協力工場指定委員會(以下指定委員會と稱す)を設置すること

二、指定機關の構成

(一) 指定中央委員は工聯理事者を委員として之を組織し委員長は工聯理事長を以て之に充つること  
(二) 指定委員會は組合理事者及技術委員若干名を委員として之を組織し委員長は組合理事長を以て之に充つること

三、指定機關の運営及指定手續

(一) 協力工場ノ指定を受けんとする者は發註工場(新業種別組合員)に對し別紙様式に依る「協力工場指定申込書」を提出すること  
(二) 發註工場が前項ノ申込を受け協力工業指定に異議なきときは當該申込者に對し別紙様式に依る「協力工

日本 工業組合  
協力工場指定委員會 御中

協力工場名	所在地	代表者又ハ工場主名	創業年月日	所屬團體名(列記ノコト)	拂込資本金又ハ投資額	發註工場名	主要協力工業種別	發註工場同上一ケ年受註金額	發註官衙名		統制工業受註關係一年受註金額	協力工業以外ノ兼業關係生産種別一ケ年生産額	從業員	主要設備機械	面積	工場敷地	建坪	其他ノ特殊設備	
									發註官衙名	受註金額									男

場指定内諾書」(以下之を指定内諾書と稱す)を交付すること

(三) 發註工場は別紙様式に依る「協力工場指定申請書」(以下之を指定申請書と稱す)正一通及寫四通を作成し内寫一通は之を手許に留保し他の正一通及寫三通に指定内諾書を添付し所屬組合指定委員會に提出すること

指定せらるべき協力工場が陸海軍發註官衙より發註工場に發註せられたるもの協力工業を爲すものなるときは豫め當該陸海軍發註官衙ノ承認を受け之が承認書を指定申請書に添附することを要すること

四、指定委員會に於ては前項ノ指定申請書に基き審査の上其の可否に付意見を具し指定申請書寫一通を所屬工聯指定中央委員會に提出すること

五、中央委員會に於ては指定委員會より提出ありたる指定申請書寫に基き協力工場指定に關し綜合審議の上意見を作成し指定委員會に送付すること

六、指定委員會は指定中央委員會の意見に基き指定の可否を決定したる上指定承認申請書を作成し指定申請書一

通を添付し各所屬工聯及日工聯を經由し（日工聯は指定申請書寫一通を保留す）商工省に指定承認の申請手續をとること

日工聯は商工省より指定承認の指令ありたる場合各工聯を經由指定委員會に廻付し指定委員會は之を申請者及指定協力工場に通知すること

協力工場指定内諾書

會社名

當社 工場ノ協力工場ニ指定ノ件商工省ニ於テ承認ノ上ハ受諾可仕候也

但シ指定後協力工場ニ於テ指定當時ニ比シ重大ナル條件ノ變更ヲ來シタルトキハ指定關係ニ付變更手續ヲ執ルベキコト御承知被下度候

昭和 年 月 日

(正)

(別紙様式)

申請 昭和 年 月 日  
整理番號

協力工場指定申請書

左記工場ハ弊工場協力工場トシテ適當ナルニ付御指定相成度此段及申請候也

(用紙B列四號)

協力工場指定申込書

協力工場  
所在地

代表者又ハ工場主名

工場ノ協力工場トシテ

左記ノ通相違無之候間何卒貴社御指定相成度此段及御願候也

昭和 年 月 日

殿

工場經營概要 (創業年月日其他)		所屬團體名 (列記ノコト)		拂込資本金又ハ 投資額	發註工場名	主要協力工業種別	同上 一ヶ年受註金額
業兼		統制工業受註關係		協力工業以外ノ業兼關係		生産種別	
發註官衙名		一ヶ年受註金額		生産種別		一ヶ年生産額	
係關		(圓)		(圓)		(圓)	

發註會社名  
工業組合  
協力工場指定委員會御中

申請者  
工場名  
所在地

協力工場名	所在地	代表者又ハ 工場主	創業年月日	所屬團體名 (列記ノコト)	拂込資本金又ハ 投資額	發註工場名	主要協力工業種別	同上 一ヶ年受註金額
業兼		統制工業受註關係		協力工業以外ノ業兼關係		生産種別		一ヶ年生産額
發註官衙名		一ヶ年受註金額		生産種別		一ヶ年生産額		(圓)
係關		(圓)		(圓)		(圓)		(圓)

工場規模	従業員		面積	工場敷地 建坪	工場敷地 建坪
	其他	工員			
其他ノ特殊設備	女	男	(人)	(人)	(坪)
主要設備機械	女	男	(人)	(人)	(坪)
其他特殊設備	面積		臺數	摘	要
其他特殊設備	面積		臺數	摘	要

記載注意

- 一、拂込資金欄ニハ個人經營ノ場合ハ投資額ヲ記入スルコト
- 二、發註工場關係欄ニハ發註工場二以上ノ場合ハ各發註工場別ニ主要別ニ主要協力工業種別及同上ノ一ヶ年受註金額ヲ記入スルコト(但シ受註金額ハ協力工業種別毎ニ記入スルニ及バズ)
- 三、發註工場關係欄及業兼關係ノ一ヶ年受註金額ハ本申込書提出ノ二ヶ月前ヨリ既往一ヶ年ノ受註金額ヲ記入スルコト
- 四、業兼關係欄ノ生産亦同シ
- 五、業兼關係欄ニハ陸海軍其他ノ發註官衙ノ統制工業ノ受註關係及協力工業以外ノ自主經營ニ係ル業兼關係ヲ明ニスルコト
- 五、當該協力工場ガ第二次以下ノ協力工場ナル場合ハ發註工場關係欄ニ所屬上位ノ發註工場ヲ明ニスルコト

(一三) 機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る下請工業の範囲はどう定められて居りますか

機械鐵鋼製品工業整備要綱中下請工業の整備に關し指定制度の對象となるべき下請工業の範囲に付ては次の如き要項を以て取扱ふべきことに昭和十六年四月九日一六機局第一四八四號を以て商工省機械局長、振興部長より各地方長官宛通牒し之が協力を求めたのであります。

下請工業の範囲

機械鐵鋼製品工業整備要綱中指定制度の對象となるべき下請の範囲に付ては左記に依り取扱ふものとす

記

- 一、本要綱に於ける下請とは系統關係に於て左の民間發註工場と之に所屬する受註工場との關係を謂ふこと
  - (1) 機械工聯鐵道車輛工聯を含む傘下業者の工場
  - (2) 新業種別工聯(内燃機工聯を含む)傘下業者の工場
  - (3) 其他之に準ずる工場(兵器關係工場、航空機關係工場、造船關係工場等にして別に定むるもの)
- 二、陸海軍發註官衙より前項の民間發註工場に發註せられたるもの下請の範囲は本規程に依るも具體的決定は發

註官衙又は監督官の指示に依ること

陸海軍發註官衙に於て直接利用する下請工業(統制工業及單獨利用の下請工業)の範囲は従来の取扱に依るものとし本規程に依らざること

三、第一項に掲ぐる民間發註工場相互に於ける加工の委託は下請として取扱はざること

四、本要綱に於て下請とは作業關係に於て「當該機器に特有し一般性なき部分品の製作又は一般加工」を謂ふものが範圍の決定は左に依ること

(1) 別表に掲ぐる製品は通常一般性のあるものと認めらるるを以て之が受註は原則として下請として取扱はざること

別表に掲ぐる製品の受註を爲す場合と雖も發註者に於て製作技術の指導を爲す場合等に於て特別の事情に依り下請工場として指定するの要あるときは下請として取扱ふことを得ること

(2) 鑄造及鍛造は下請として取扱はざること

(3) 一般加工とは切削、研磨、熔接、熱處理、鍍金等の中間及仕上加工を謂ふこと

(別表)

蒸氣タービン關係

減速裝置、復水裝置(復水器、復水ポンプ、循環水ポンプ、抽氣器)

給水加熱裝置(抽氣給水加熱器、ドレンポンプ、ドレン給水加熱器)

空氣分離裝置(空氣分離器、押上ポンプ)

蒸化及蒸溜裝置(蒸化器又は熱交替器、蒸溜器、補給水ポンプ、驅鹽ポンプ、補給水豫熱器)

蒸氣再熱裝置(蒸氣再熱器、ドレンポンプ)

蓄熱裝置、潤滑油裝置(潤滑油ポンプ、油冷却器、油タンク、油濾過器、油清淨機)

蒸氣分離器、各種管系其他、計器類

軸受裝置、鎮螺子類、傘類

蒸氣罐關係

過熱器、再熱器、燃燒裝置、微粉炭裝置、節炭器、給水加熱器、空氣豫熱器、送風器、罐用ポンプ、收塵裝置、石炭取扱裝置、過熱低減裝置、波形管寄

附屬品(煤掃除器、自動給水加減器、高低水位警報裝置)

過熱低減器、罐水連續吹出裝置、給水軟化裝置、自動燃燒制禦裝置、計器類、傘類等)

軸受裝置、鎮螺子類

電氣機器關係

配電盤附屬品(電氣計器、開閉器類、繼電器、變成器、蓄電池、乾電池)

避雷器、乾式ガラス整流器、カーボンブラッシュ

ポンプ、風力機、空氣清淨裝置、消火裝置、碍管、碍套

電動工具用チャック

電氣通信機器關係

電氣機器類(通信機用變壓器、誘導電壓調整器、電動機、發電器、通信機用配電盤、開閉器、繼電器等)

電氣計測器(各種測定器及各種計器)

ポンプ、送風機、冷却機

蓄電池、乾電機、內燃器、整流器

眞空管、靜電蓄電機、送受器、擴聲機、抵抗器類、寒流線輪、小型繼電器、無線用ジャック及プラグ、標示灯、水晶發振子

螺子類  
電氣計測器關係

分流器 倍率器 變成器  
熱分流器 分壓器 リアクタンス函  
蓄電池 乾電池 マイクロホン  
受話器 スラケンブ及 接地抵抗  
小型電動機 電解液抵抗測定 閉器  
檢流計用 磁束計コイル 熱電對  
除震架臺 補償導線 アスピレーター  
切替スイッチ 絞機 螺子類  
濾過機 冷却器 寶石軸受  
ポンプ 整流器

内燃機關係

冷却水槽、放熱器、油清淨器、起動空氣槽、消音器及排  
氣管裝置、共通臺床、基礎ボルト、管系、調車、延長軸  
及軸受、クラッチ、變速裝置、空氣濾器、過給器、冷却  
水ポンプ、冷却用送風機、燃料移送ポンプ（給油ポンプ  
及噴射弁を含む）潤滑油ポンプ、起動空氣壓縮機、充電  
用發電機、起動電動機、蓄電池、計器類

マグネット、プラグ、カビレーター、軸受裝置、銕螺子  
類、弁類  
輸送機關係  
傳導裝置、鋼索、車輪、チェイン、チェインブロック、  
ホイスト、オイルカップ、レール、フック、スチールベ  
ルト、銕螺子類  
軸受裝置

工作機械關係

電氣部品（直結電動機、スイッチ等）  
注油裝置、變速裝置、クラッチ、チャック、軸接手、フ  
エースプレット、割出臺、萬力、銕螺子類、軸受類  
水車關係  
調速裝置、自動裝置、壓力調整裝置、水位調整裝置、堅  
軸推力軸受、給油、排水、給氣等の諸裝置、弁コック類  
弁操作裝置、電氣關係部品、銕螺子類  
ポンプ水壓機關係  
傳導裝置、呼水裝置、自動裝置、蓄勢機、濾過器、注油  
機、弁コック類、弁操作裝置、附屬計量裝置、計器類、  
電氣關係部品、軸受裝置、銕螺子類

風力機關係

空氣（瓦斯）濾過裝置、空氣（瓦斯）洗滌裝置、附屬空氣槽  
中間及最終冷却器、各種調整裝置、自動裝置、傳導裝置  
消音器、注油裝置、附屬計量裝置、附屬給水裝置、油及  
水分離器、弁コック類及ダンパー類、計器類、電氣關係  
部品、軸受裝置、銕螺子類

自動車關係

自動車の組立又は修理取替用として使用せらるる部分品  
鐵道車輛關係

罐給水裝置、給炭裝置、水揚裝置、給油裝置、制動裝置  
軸受裝置、變速裝置、戸閉裝置、引張摩擦裝置、ベネ裝  
置、逆轉器、電氣機器裝置、計器類、暖房裝置等、銕螺  
子類

水壓鐵管關係

門扉、捲揚機、鋼索、電氣部品、バルブ類、基礎金物等  
銕螺子類

鑛山機械關係

特殊ポンプ、特殊送風機、特殊電氣機器、特殊計器類、  
軸受裝置、銕螺子類

製鐵機械關係

特殊ポンプ、特殊送風機、特殊電氣機器、減速裝置、特  
殊計器類、バーナー、軸受裝置、銕螺子類  
化學機械及人造石油機械關係  
特殊ポンプ、特殊送風機、特殊電氣機器、減速裝置、特  
殊計器類、軸受裝置、銕螺子類、弁類

(一四) 陸海軍其の他の發註官衙直接利用の下請

工業はどう整備されるのですか

陸海軍其の他の發註官衙直接利用の下請工業の整備に關  
しては「機械鐵鋼製品工業整備要綱」に照應して商工省地  
方工業化委員會の審議決定に基いて陸海軍其の他の關係各  
廳打合の上、陸海軍其の他の發註官衙に於て直接利用する  
下請工業（金屬工業、機械工業、木工業、織物工業、メリヤ  
ス工業、裁縫工業、製靴工業等）の受註工場は之を集團利  
用工場と單獨利用工場とに分ち其の生産性を昂揚するため  
「陸海軍其の他發註官衙直接利用の下請工業整備要綱」を  
作成し之が實施方について昭和十六年二月一六振興部第三  
八九號商工省振興部長の機械局長より各地方長官宛大體次

の如き要旨を以て之が協力を要望したのであります。

記

一、集團利用工場の整備に付ては左に依ること

(1) 要綱中一、集團利用工場の整備(1)の(イ)に付ては發註官衙よりの要求あるときは受註工場の調査等に付御協力相成は勿論貴廳に於ても至急指定適格工場に付設備能力、操業狀況等必要なる事項を調査の上貴廳の意見を具し發註官衙に提出せられたきこと

(2) 要綱中一、集團利用工場の整備(2)の(ロ)に依れば「地方統制工業の發註は道府縣各統制團體を通じ各工業組合の地方統制工業指定工場の團體(契約は工業組合名を以て之を爲す)に對し之を爲すこと」とあるも特別の必要ある場合は工業組合聯合會を契約の相手として發註せらるることあるべきこと

(3) 工業小組合は小組合を集團利用の一工場と看做して指定を受くることとなるべきを以て關係工業組合に加入したる上所屬工業組合を通じ受註すること但し加入すべき工業組合なきときは此の限に在らざること

(4) 商法上の會社、有限會社が集團利用の一工場とし

て指定を受けたるときは當該會社が關係工業組合に加入したる上所屬工業組合を通じ受註を爲すこと

(5) 要綱中一、集團利用工場の整備(2)の(イ)の團體は發註官衙別に之を組織するを原則とするも陸軍部、海軍部等の程度に於て團體を組織するを適當とする場合は之に依るも差支なきこと

(6) 集團利用工場として指定を受けたる工場は地方統制工業の利用のみに依り事業を営ましむることを原則とせず必要あるときは地方統制工業以外の下請工場としての指定を受けることを得しめ又は一般獨立事業を兼營することを得しむることとなれるも民間發註工場の下請と一般獨立事業の雙方を同時に兼營することを得ざらしむること但し己むを得ざる事情あるときは機械鐵鋼製品工業整備要綱實施方法二の(3)に依り當分の内道府縣廳の承認を受けしめ雙方の兼營を認むること

(7) 陸軍關係下請工業事務所は爾今統制工業〇〇事務所と改稱すること

一、單獨利用工場の整備に付ては左に依ること

(1) 單獨利用工場の指定は發註官衙に於て之を爲すこととなれるも發註官衙よりの要求あるときは受註工場の調査等に付協力すること

(2) 單獨利用工場にして所屬發註官衙への專屬化を圖らしむる爲發註官衙以外よりの下請受註及一般事業は原則として抑止することになれるも之に依り差當り事業維持の上に著しく困難を來す虞ありと認めらるる業者あるときは發註官衙と協議の上例外の取扱を爲すこと

別紙(一)

陸海軍其の他の發註官衙直接利用の下請工業  
整備要綱

陸海軍其の他の發註官衙に於て直接利用する下請工業(金屬工業、機械工業、木工業、織物工業、メリヤス工業、裁縫工業、製靴工業等)の受註工場は之を集團利用工場と單獨利用工場とに分ち其の生産性を昂揚する爲左記に依り之が整備を圖らんとす

記

一、集團利用工場の整備

集團利用工場としての下請工業は單獨利用工業としての下請工業及一般下請工業と區別する爲之を地方統制工業と稱し左に依り之が整備を圖ること

(1) 地方統制工業の利用工場の指定制度を採ること

(イ) 地方統制工業の利用工場の指定は道府縣廳の意見を徵し各發註官衙に於て之を爲すこと

(ロ) 地方統制工業の利用工場の指定に際しては現に利用せる工場は一應原則として全部指定に入るること

(ハ) 發註官衙地方統制工業の利用工場の指定(以下之を地方統制工業指定工場と稱す)を爲したるときは之を商工省、關係道府縣及統制工業事務所に通報すること

(2) 地方統制工業指定工場は集團的に之を取扱ふこと

(イ) 地方統制工業指定工場をして各所屬工業組合内に發註官衙別に團體を組織せしめ更に道府縣毎に夫々之等の團體の統制團體を組織せしむること

道府縣内に工聯あるもの付ては統制團體は工聯内に之を設置すること

(ロ) 地方統制工業の發註は道府縣各統制團體を通じ各工業組合の地方統制工業指定工場の團體（契約は工業組合名を以て之を爲す）に對し之を爲すこと

(3) 地方統制工業指定工場に於ては他の事業との兼營を認むること

地方統制工業指定工場は地方統制工場の受註のみに依り事業を営ましむることを原則とせず必要あるときは地方統制工業以外の下請工場としての指定を受くることを得しめ又は一般獨立事業を兼營することを得しむること

(4) 地方統制工業は道府縣廳に於て之が指導監督に當ること

(イ) 道府縣廳は地方統制工業の受註の斡旋、受註品の配分、納期、品質、規格等に付監督を爲し原材料の検査、工程検査、製品検査等を行ふと共に技術其の他の指導に當ること

(ロ) 必要あるときは道府縣廳は發註官衙と協力の下に地方統制工業指定工場の企業合同又は共同經營を促進し技術、設備能力の向上を圖らしめ又は工業組

合の共同設備の設置等に依り設置の補強を圖らしむること

(5) 地方統制工業の連絡機關を整備すること

(イ) 地方統制工業中機械鐵鋼製品關係工業に付ては地方統制工業以外の同種の下請工業との連絡を圖る爲新に設置せらるる地方下請工業協力會（機械鐵鋼製品工業整備要綱参照）を活用すること

(ロ) 統制工業事務所を整備し發註官衙道府縣廳及受註組合（聯合會を含む）との密要なる連絡を保持し地方統制工業の受註品の納入成績の向上、發受註に關聯する事務の簡捷、經費の節減等を圖らしむること

### 二、單獨利用工場の整備

單獨利用工場は左に依り之が整備を圖ること

(1) 單獨利用工場の指定制度を採ること

(イ) 單獨利用工場の指定は各發註官衙に於て之を爲すこと

(ロ) 發註官衙單獨利用工場の指定を爲したるときは之を商工省及關係道府縣に通報すること

(2) 單獨利用工場の發註官衙への專屬化を圖ること

陸海軍其の他の發註官衙直接利用の下請工業の整備に關する件

- 副官より兵器本部總務部長、航空本部總務部長、被服本廠長、糧秣本廠長、衛生材料本廠長、獸醫資材本廠長、運輸部長、製絨廠長、東京經理部長、技術本部長、軍事課長、軍務課長、戰備課長、交通課長、資源課長、銃砲課長、機械課長、衣糧課長、醫事課長、監査課長、建築課長、馬政課長へ通牒

首題の件に關しては我國内外の諸情勢に鑑み中小工業の犠牲の均霑化を避け生産性の昂揚を主眼とし海軍其の他發註官衙を有する關係協議の上別冊の如く定められたるに付承知相成度依命通牒す

追而本要綱下請工業の利用に關しては先に指示せられたる軍需工業指導要綱に基き其の設備技術に應ずる如く品種、數量等を法定相成度申添ふ

### 別紙(三)

兵備二機密第九〇號

昭和十六年二月一日

### 別紙(一)

事業繼續に對し協力すること

(4) 發註官衙及關係道府縣廳の指導の下に必要あるときは單獨利用工場の企業合同又は共同經營を促進し、技術設備能力の向上を圖らしむること

(ロ) 現に單獨利用工場として利用せるものの中所屬發註官衙に專屬せしむるを不適當と認めらるるものは之を集團利用工場の指定に入ること

(3) 單獨利用工場の所屬發註官衙は當該單獨利用工場の經營改善、技術向上に關する指導を爲すと共に其の事業繼續に對し協力すること

(イ) 單獨利用工場をして所屬發註官衙への專屬化を圖らしむる爲原則として所屬發註官衙よりの下請作業のみに依り其の事業を営ましめ其の他の下請受註及一般事業は之を抑止すること

所屬發註官衙以外の下請受註及一般事業の抑止に依り差當り事業維持の上に著しく困難を來す虞ありと認めらるる業者に付ては當該發註官衙と商工省の協議の上例外の取扱を爲すことを得ること

(ロ) 現に單獨利用工場として利用せるものの中所屬發註官衙に專屬せしむるを不適當と認めらるるものは之を集團利用工場の指定に入ること

(3) 單獨利用工場の所屬發註官衙は當該單獨利用工場の經營改善、技術向上に關する指導を爲すと共に其の事業繼續に對し協力すること

(4) 發註官衙及關係道府縣廳の指導の下に必要あるときは單獨利用工場の企業合同又は共同經營を促進し、技術設備能力の向上を圖らしむること



各鎮守府參謀長殿

海軍省兵備局長

地方統制工業整備に關する件申進

地方統制工業の助長利用に關しては相當の實績を挙げられつつある處今般商工省に於ける地方工業委員會の決議たる陸海軍其の他發註官衙直接利用の下請工業整備要綱の具體化に關し商工次官より別紙の通依頼有之候條左記に依り之が整備相成様致度

追て商工省に於ては機械鐵鋼製品工業整備要綱（地方工業化委員會決議）に依り機械鐵鋼製品工業の整備を圖ることと相成候に付同要綱參考の爲送付致候

（別紙及參考添付）

記

一、集團利用工場（地方統制工業）の整備

昭和十一年官房第三八三二號次官申進の外下請工業整備要綱一に準據し實施するものとす

二、單獨利用工場の整備

發註廳に於て專屬利用工場として指定の要あるときは下請工業整備要綱二に準據し實施するものとす

十二月十日一六機局第五六一一號商工省機械局長、振興部長より各地方上官宛次の如く通牒を發せられたのであります。

記

道府縣工聯所屬工業組合の整備に當りては各道府縣の實狀に應じ之を實施することとし左の事項留意の上昭和十七年一月十五日迄に之が整備案を樹立し當省に於て協議相成度きこと

一、工業組合の再編成に伴ひ工業組合の有する共同設備を處理する要生じたる場合に於ては當該共同設備を中心として設立すべき商法上の會社、有限會社等の合同體又は地方統制工業工業組合其の他の新設若は存續すべき工業組合に之を承繼せしむる等適切なる處置を講ずること  
二、工業組合の設立、合併に當り行ふべき組合役員の選任に付ては道府縣廳の承認を受けしめて以て工業組合運営の圓滑を期せしむること

國民生活用其の他機器工業の整備要綱

（一） 品種別工聯（品種別組合を含む以下同じ）の結成

（二） 道府縣工聯傘下業者中より抽出して品種別工聯を

寫送付先

海軍省軍需局、經理局、建築局、醫務局

海軍艦政本部總務部長

海軍航空本部總務部長

内國各監督長（首席監督官）

（一五） 國民生活用其の他機器工業（機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る）はどう整備されるのですか

國民生活用其の他機器工業の整備は各工業の實態に即して各業種別に計畫を樹立せしめ實施することとし商工省の指示の下に鑄物、鍛工品、電氣架線金物、度量衡計量器、自轉車、織維機械、木造船、自動車部分品、小型自動車、農機具、蠶絲機械、醫療器械、齒科器械、自動車修理加工消防ポンプ、製材木工機械、事務用機械、土木機械、バルブコック、空氣機械、ダイヤモンド器具の理化學器械に付ては既に整備を進めつつあるのであります其の他の器械工業に付ては左に依り之が統制組織を完備すると共に企業の整理統合を行はんがために新に國民生活用其の他機器工業の整備要綱を作成し之が整備を圖ることとし昭和十六年

結成せしむべき品目次の如し

- （一） 齒車（齒車變速裝置を含む）
- （二） 發條
- （三） 工作機械用精密完成部分品
- （四） 鋸刃（金切弓鋸刃、圓鋸刃、帶鋸刃、糸鋸刃）
- （五） 鏢
- （六） 精密螺子
- （七） ミシン
- （八） 工場用道具（スパナ、レンチ、スコヤ、ハンマー、コンパス等）
- （九） 牽引自動車（被牽引車を含む）
- （十） 電氣用品（ラヂオ、眞空管、電球、蓄電器、配線器具、乾電池、照明器具）

右品目に關する組合の加入資格の基準及地區に付ては追て指示すべきを以て組合結成迄は從來通り道府縣工聯傘下に所屬せしむるものとす

（二） 農機具、醫療器械、齒科器械、自動車修理加工、消防ポンプ、製材木工機械、事務用機械、土木機械、バルブコック、空氣機械、ダイヤモンド器具、理化學機器、時計、鍛工品の品種別工聯及今後結成すべき品種別工聯所屬の組合は之等工聯及所屬組合の整備に伴ひ道府縣工聯より脱退せしめ品種別工聯より資材の割當を受けしむるものとす

二、道府縣工聯所屬組合の整備

道府縣工聯所屬組合は之を左に依り再編成するものとす

(一) 組合再編成方針

工業組合の再編成に當りては左の方針に依るものとす

- (1) 設立すべき組合数は出來得る限り少くすること
- (2) 工場の組合加入は一工場一組合を原則とする

(3) 資材配給を簡易ならしむる組織とすること

(二) 組合の編成方法

- (1) 前項の組合再編成方針に基き道府縣の實情に通じ組合を組織せしむるものとし組合の設立は左の分類に依るものとす

(イ) 建築金物

(ロ) 利器

(ハ) 輕車輛(リヤカーを除く)

(ニ) 野鍛冶

(ホ) 蹄鐵

(ヘ) 板金加工

(ト) 熔接

(チ) 電氣機器加工修理

工聯、新業種別工聯及品種別工聯取扱品目以外の製品の製作を爲す場合に於ては道府縣廳の承認を得て道府縣工聯所屬の一組合に加入し得るものとす

(三) 「機械鐵鋼製品工業整備要綱」に依る指定協力工場は品種別工聯及道府縣工聯所屬の組合に加入し得ざるものとす

但し道府縣廳の承認を受け協力工業關係以外の製品の製作を爲す場合に於ては其範圍内に於て關係組合に加入し得るものとす

(四) 「陸海軍其の他の發註官衙直接利用の下請工業整備要綱」に依る集團利用指定工場(機械鐵鋼製品工業及木工工業關係)を以て地方統制工業工業組合を結成せしむるものとす

地方統制工業工業組合に加入せる者は陸海軍其の他の發註官衙よりの受註品以外の製品の製作を爲すことを得るを以て其の範圍に於て關係工業組合に加入し得るものとす

地方統制工業工業組合は道府縣工聯に所屬せしむるものとす

(リ) 内燃機關加工修理

(ヌ) 機械加工修理(機械工場以外の工場の自家機械修理を含む)

(ル) 鐵鋼器具

(2) (1) の品目毎に組合を設立すること不適當なる場合に於て數品目を一括し一組合を結成し得るものとし組合内に品目毎に部會を設置するものとす

(3) (1) の品目毎の組合の業態を更に分割すべき要ある場合に於ては組合内に部會を部置するものとす

(4) 組合の地區は原則として道府縣を一圓とすべきも特別の事情ある場合に於ては道府縣を適當の地區に分ち組合を設立し得るものとす

三、組合加入關係の整備

(一) 道府縣工聯傘下業者は道府縣工聯所屬の組合の何れか一組合に加入せしむるものとす但し已むを得ざる事情ある場合は道府縣廳の承認を得て二組合に加入し得るものとす

(二) 機械工聯、新業種別工聯及品種別工聯傘下業者は道府縣工聯所屬組合に加入し得ざるものとす但し機械

四、道府縣工聯傘下業者の企業の整理統合

道府縣工聯所屬組合の整備に伴ひ「機械鐵鋼製品工業整備要綱」に基き道府縣廳の指導に依り之等組合別に所屬組合員の企業の整理統合を行ふものとす

五、指定承認申請は八月末日迄に提出し得る様措置すること

(一六) 機械鐵鋼の製品工業整備要綱に依る品種別

工業組合の結成はどうか

道府縣工聯傘下業者の工業中之を道府縣工聯より抽出し品種別工業組合を結成せしめ企業整備を圖るために既に醫療器械製造業者、自動車修理加工業者に付て品種別工業組合結成方を通牒せられたのであります。今更に消防ポンプ外七機械に付て品種別工業組合を結成せしめ企業整備を圖ることとなり次の如き要項を昭和十六年七月二十八日一六機局第三四七六號を以つて商工省機械局長、振興部長より各地方長官宛通牒せられたのであります。

機械鐵鋼製品工業整備要綱に依る品種別工業

組合結成に關する件

道府縣機械鐵鋼製品工業組合聯合會（以下道府縣工聯と稱す）傘下業者の工場中機械鐵鋼製品工業整備要綱に依り之を道府縣工聯より抽出して品種別工業組合（以下品種別組合と稱す）を結成せしめ企業の整備を圖らしむるに付ては左記に依るものとす

第一 品種別組合の構成

- (一) 差當り左の機械に付品種別組合を組織せしむることとし、其の取扱品目は別表の通とすること  
消防ポンプ、製材木工機械、事務用機械、土木機械、バルブロック、空氣機械、輕車輛、ストリーカ
- (二) 品種別組合設置の府縣は別表(一)の通とすること  
組合の地區は關係道府縣協議の上定むること  
既設組合は關係道府縣協議の上、其の地區を擴張すること
- (三) 品種別組合の加入資格
  - (1) 道府縣廳の指定を受けたる事業者に限ること
  - (2) 道府縣廳に於て前項の指定を爲さんとするとき  
は各機種毎に夫々別紙工場調査表添附の上豫め商工省に協議すること

- (3) 道府縣廳の指定基準は別表(一)の通とすること  
但し指定基準に達せざるも特に技術優秀なるものは之を指定することを得ること
- (4) 右指定基準に達せざる事業者に付ては可成企業の合同化を圖りて指定基準に達せしめ組合に加入せしむる様措置すること

第二 各品種別工業組合聯合會（以下品種別工聯と稱す）の構成及事業

- (一) 各機種別に工聯を組織せしむること
- (二) 各品種別組合をして夫々各品種別工聯に加入せしむると共に當該組合所在道府縣の道府縣工聯に加入せしむること
- (三) 各品種別工聯は之を日本鐵鋼製品工業組合聯合會（以下日本鐵工聯と稱す）に直屬せしめ日本鐵工聯より割當を受けしむること
- (四) 各品種別組合に對する資材の割當は夫々各品種別工聯より道府縣工聯を通じて之を爲すこと但し右以外の事項に付ては各品種別工聯は夫々直接各品種別組合と折衝すること

(五) 各品種別工聯は商工省の指示に依り資材の配給計畫を樹立し之に基き組合員の製品の生産及配給を統制すること但しリヤカーの生産及配給に付ては昭和十六年一月二十七日附一六機第三六九號商工次官通牒に依ること

第三 各品種別組合及同工聯に對する監督

(一) 商工省は各品種別工聯傘下の各組合に對する割當

別表(一)

機種別	取扱品目	組合設置府縣	組合加入資格ノ基準
一、消門ポンプ	自動車ポンプ 腕用ポンプ ポンプ	大愛東 阪知京 府縣府	(イ) 年生産額一萬圓以上 (ロ) 職工數五人以上
二、製材木工機械	製材機 木工機 機械	大愛東 阪知京 府縣府	(イ) 設備工作機械十臺以上 (ロ) 職工二十數人以上
三、事務用機械	タイプライター 計算機 寫真機 機械	大愛東 阪知京 府府	(イ) 設備工作機械十臺以上 (ロ) 職工數十五人以上
四、土木機械	別表(二)取扱品目ヲ参照スル	大愛東 阪知京 府縣府	(イ) 年生産額十二萬圓以上 (ロ) 職工數二十名以上

五、バルブ・コック	バルブ・コック製造 (鑄造專業者ヲ除ク)	大愛東 阪知京 府縣市	(イ) 年生産額一萬圓以上 (ロ) 職工數五人以上 但シ高壓ハ(イ)設 備工作機械十臺以 上及(ロ)職工數二 十人以上
六、空氣機械	空氣動力ポンプ 空氣動力エンジン 空氣動力ダンプ 空氣動力トランス 空氣動力機 空氣動力レベ 其以上各品目ノ部分品 及附屬品	大愛東 阪知京 府縣市	(イ) 設備工作機械十五臺以上 (ロ) 職工數二十人以上 (ハ) 年生産額十二萬圓以上 空氣動力機ニ付テハ日本機械製造工業組合 聯合會又ハ新業種別工業組合聯合會所屬ノ工 業組合員ヲ除クコト
七、輕車輛	リヤカー(乗用ヲ含 車(牛馬牽引 車ヲ含) 人力押車 人力車	各道府縣 二府縣以上 以テ單一組 ヲ組織スル 遮ゲズ	(イ) 設備工作機械三臺以上 又ハ (ロ) 職工數 五名以上 又ハ (ハ) 過去一箇年ノ自工場ニ於ケル製造組立實績 其リヤカー 他 一五〇〇臺以上
八、ストーカ	下方式給炭燃焼機 上方式給炭燃焼機 移動式給炭燃焼機 撒布式給炭燃焼機 微粉炭燃焼機	大東 阪京 府府	(イ) 職工數 八名以上 又ハ (ロ) 年生産額 五萬圓以上 又ハ (ハ) 設備工作機械 三臺以上

備考 1 工作機械ハ切削研磨用工作機械ヲ謂フコト  
2 職工數ハ當時使用職工數ヲ謂フコト  
3 年生産額ハ最近一年間生産ヲ謂フコト

別表(11)

土木機械製造工聯取扱品目

○掘鑿機(水力、電気工事、隧道工事、岩壁工事、河川工事、橋梁工事、船渠工事等の掘鑿機)

- 1 ショベル掘鑿機
- 2 バケツ掘鑿機
- 3 ドラグイン掘鑿機

○杭打工事用機械(基礎工事、地下鐵工事、河川工事、護岸工事等の杭打シートパイル打、竝に引抜用機械器具)

- 1 パイルハンマ
- 2 杭打器具
- 3 杭引抜植及器具

○混凝土工事用機械(混凝土及モルタル製造竝に混凝土モルタル打機械)

- 1 混和機
- 2 混凝土材料測定器
- 3 セメント注入機

○道路工事用機械(道路竝に飛行場工事に専門に使用せられたる機械器具)

○土木用工作船(港灣河川工事の如き水上で作業する土木用工作船竝に機械)

1 道路輾壓機

2 アスファルト工事機械器具

○土木用工作船(港灣河川工事の如き水上で作業する土木用工作船竝に機械)

1 浚渫機竝に浚渫船 2 杭打船

○其他特殊土木機械

(一七) 高度の技術を要する鑄物(工作機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物又は鐵道車輛鑄物等)工業はどう整備されるのですか

現下内外の諸情勢に照して鑄物工業の生産性の昂揚を圖ることは喫緊の要務なるがため今般次の如き要綱に依つて高度の技術を要する鑄物に付て其の製作の専門化、企業體制の整備確立を圖ることとし、昭和十六年九月一日一六機局第三九五八號商工省機械局長、振興部長より各地方長官宛次の如き通牒が發せられたのであります。

(イ) 高度の技術を要する鉄鑄物工業の整備要綱

鑄物工業の生産性の昂揚を圖る爲高度の技術を要する鑄物に付左記に依り其の製作の専門化を圖り企業の整備を圖らしむるものとす

一、本要綱に於ける鑄物とは差當り工作機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物又は鐵道車輛鑄物を謂ひ漸次他の品目に之を及ぼすこと

前項に於ける工作機械鑄物とは工作機械の内滑り面、摺動面等重要なる部分の鑄物を謂ひ、内燃機關鑄物とはディーゼル機關及石油機關のシリンダ、シリンダライナ、シリンダヘッド、ピストン及ピストンリング鑄物（自動車用内燃機關鑄物を除く）を謂ひ自動車鑄物とはシリンダシリンダヘッド、ピストン、ピストンリング、ギャボックス、テフアレンシヤルギヤケース、ブレイキドラム、マニホールド、氣化器及ボデ及オイルブレイキシリンダ鑄物を謂ひ、鐵道車輛鑄物とは車輛、軸箱、制輪子シリンダ、ピストンリング抵抗器、制動裝置部分品、引張摩擦裝置部分品及過熱管管寄鑄物を謂ふこと

二、日本鑄物工業組合聯合會（以下日本鑄工聯と稱す）傘下の鑄物業者（以下鑄物業者と稱す）中技術、設備能力の優秀なる者に付ては之を商工省に於て工作機械鑄物業者、内燃機關鑄物業者、自動車鑄物業者又は鐵道車輛鑄物業者として指定すること（以下指定鑄物業者と稱す）

三、商工省に於て前項の指定を爲すに當りては豫め日本鑄工聯及鑄物の需要者統制團體をして之が鑄物業者の業態を調査せしむること

四、日本鑄工聯に於ける鑄物の原材料の配給統制、鑄物需要者團體に於ける鑄物の發註統制等に依り指定鑄物業者の鑄物製作の専門化を圖ると共に鑄物の生産は之を指定鑄物業者に集中せしむること

五、鑄物指定業者をして日本鑄工聯内に工作機械鑄物部會、内燃機關鑄物部會、自動車鑄物部會又は鐵道車輛鑄物部會を組織せしめ右各部會をして原材料の配給統制、技術の向上等に付協議せしむること

(ロ) 高度の技術を要する鑄物工業の整備に關する件

(昭和十六年九月二十五日一六機局第四五五六號)  
(商工省機械局長、振興部長より各地方地長官宛通牒)

一、「高度の技術を要する鑄物工業の整備要綱」(以下要綱と稱す)に基く指定を受けんとする鑄物業者は別紙様式に依る指定申請書を商工省に提出すること

前項の申請書は指定を受けんとする工場の所在地を管轄する地方長官を経由すること

二、日本鑄工聯内に鑄物統制協議會を設置すること

前項の鑄物統制協議會は鑄物の各品目に付て之を組織し、當該鑄物の品目を冠すること

四、鑄物製作の専門化に關する事項、其他鑄物工業の整備に關する事項に付協議し、之が具體的實施方法に付關係統制團體と連絡調整を爲すこと

四、要綱四に於ける鑄物の原材料の配給統制、鑄物の發註統制等に依る鑄物製作の専門化及鑄物生産の集中化は昭和十六年度第四四半期より之を實施すること

別紙

鑄物工業指定申請書

年 月 日

商工大臣 ○ ○ ○ ○ 殿

高度ノ技術ヲ要スル鑄物工業ノ整備要綱ニ依リ○○○鑄物業者トシテ指定相受度別紙相添へ此段及申請候也

指定ヲ受ケントスル鑄物ノ品目名

工場ノ名稱及位置

資本金	公稱資本金	拂込資本金
-----	-------	-------

申請者  
 住所  
 商號又ハ名稱  
 代表者  
 何  
 某 印

生産状況																	
(昭和自)																	
年																	
(月)																	
種類別	数量	量(匹)	金額(圓)	工作機械	内燃機	鐵道車輛	自動車	電氣機器	輸送機	破碎機	製鐵用機器	剪斷鍛壓機	タービンポンプ	耐酸鑄物	耐アルカリ鑄物	耐熱鑄物	其他
				合計													

工場ノ規模																				
工場ノ設備										工場ノ地敷										
其他ノ設備										地敷										
基礎數	高さ	奥行	間口	燒鈍爐	乾燥爐	中子乾燥爐	機械名	熔解爐名稱	熱風冷風ノ別	外徑	熔解能力	送風機名稱	咄出口内徑	馬力	基礎數	事務所	鑄物	關係	從業員	
																場所	場型	場子	場型	場工
							電氣起重機													
							氣動起重機													
							氣動造型機													
							動造型機													
							サドンラトス													
							サドンミル													
							コソレツサ													
							スカー													
							其他													
							合計													

指定物ノ生産状況 （昭和至昭和） （年月日）		品名	数量	納入先

記入注意

一、「指定を受けんとする鑄物の品目名」

要綱に所謂鑄物（差當り工作機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物、鐵道車輛鑄物）の中指定を受けんとするものの品目名を記入すること、指定申請書は鑄物の各品目に付各別に之を提出することを要するを以て鑄物の品目は一品目のみを記入すること

二、「工場名稱及位置」

工場名稱は當該工場の呼稱を記入し、會社に在りては商號を表示すること  
工場的位置は當該工場の所在する場所を記入すること

例之、  
日本鑄物株式會社川崎工場  
神奈川縣川崎市砂子町一丁目一番地

金額拂込済のものは「拂込資本金」欄に其の旨記入すること

四、「工場の規模」

従業員は鑄物關係従業員を記入すること  
技術員中甲は専門學校卒業程度以上の者を、乙は工業學校卒業程度以上の者を、丙は前記以外のものにして技術員たる者を記入すること  
一人にして數種の業務を兼ね行ふ従業員に就ては其の主として従事する業務により何れか一方に記入すること

溶解爐名稱はコシキ爐、キユボラ、坩堝爐、轉爐、反射爐、電氣爐、平爐等の名稱を記入すること  
外徑はキユボラに付ては溶解帶の外徑を記入すること  
溶解能力はコシキ爐又はキユボラに付ては其の一基の

一時間溶解量を轉爐、反射爐、坩堝爐、電氣爐等に付ては之が一基の一回の溶解量を記入すること  
送風機名稱は「セントリヒユウガルファン」、「ターボプロア」、「ルーツプロア」の別を明かにすること

五、「生産状況」

最近六月間に於ける生産状況を記入し、該年月を括弧内に明記すること

六、「指定を受けんとする鑄物の生産状況内譯」

「品名」欄には指名を受けんとする鑄物の具體的細目を例へば自動車鑄物に於ける「ピストンリング」を記入すること  
指定を受けんとする鑄物が軍需品なる場合は之が納入先が陸軍又は海軍の何れなるかを「納入先」欄に明かにすること

(ハ) 高速の技術を要する鉄鑄物工業の整備  
要綱に於ける鑄物の品目追加に關する件

(昭和十六年十月十一日一六機局四第七九一號) 商工省機械局長より各地方長官宛通牒

高度の技術を要する鉄鑄物工業の整備要綱に於ける鑄物の品目については更に今般別紙の通製鐵機械鑄物（「ロ

ール」及「インゴットケース」追加することとなりたる旨昭和十六年十月十一日一六機局第四七九一號を以て商工省機械局長より各地方長官宛次の如く通牒せられたのであります。

尙製鐵機械鑄物統制協議會設置に付ては別途に製鐵用ロール、インゴットケース定盤需給統制要綱の定むる所に依ることとし、昭和十六年九月二十五日附一六機局第四五五六號通牒に於ける鑄物統制協議會設置要綱に依らざることになつて居りますから注意を要するのであります。

高度の技術を要する鉄鑄物工業の整備要綱

鑄物工業の生産性の昂揚を圖る爲高度の技術を要する鑄物に付左記に依り其の製作の専門化を圖り企業の整備を圖らしむるものとす

一、本要綱に於ける鑄物とは差當り工業機械鑄物、内燃機關鑄物、自動車鑄物、鐵道車輛鑄物又は製鐵機械鑄物を謂ひ漸次他の品目に之を及ぼすこと  
前項に於ける工作機械鑄物とは工作機械の内滑り面、摺動面等重要なる部分の鑄物を謂ひ、内燃機關鑄物とはディーゼル機關及石油機關の「シリンダ」「シリンダライナ」

「シリンダヘッド」「ピストン」及「ピストンリング」鑄物(自動車用内燃機鑄物を除く)を謂ひ、自動車鑄物とは「シリンダ」「シリンダヘッド」「ピストン」「ピストンリング」「ギヤボックス」「デフアレンシャルギヤケース」「ブレーキドラム」「マニホールド」「氣化器ボデ」及「オイルブレイキシリンダ」鑄物を謂ひ、鐵道車輛鑄物とは車輛、軸箱、制輪子「シリンダ」「ピストンリング」抵抗器、制動裝置部分品、引張摩擦裝置部分品及過熱管管寄鑄物を謂ひ、製鐵機械鑄物とは「ロール」及「インゴットケース」を謂ふこと

二、日本鑄物工業組合聯合會(以下日本鑄工聯と稱す)傘下の鑄物業者(以下鑄物業者と稱す)中技術、設備能力の優秀なる者に付ては之を商工省に於て工作機械鑄物業者、内燃機關鑄物業者、自動車鑄物業者、鐵道車輛鑄物業者又は製鐵機械鑄物業者として指定すること(以下指定鑄物業者と稱す)

三、商工省に於て指定を爲すに當りては豫め日本鑄工聯及鑄物の需要者統制團體をして之が鑄物業者の業態を調査せしむること

## 一、方針

機械鐵鋼製品工業整備要綱(昭和十五年十二月二十一日一五機第四八四五號商工次官通牒)に據り全國に於ける自動車修理加工業者を其の有する設備技術及地理的狀況等の關係を考慮し之が組織化を圖り斯業をして現下の要求に即應するの體制を整具せしめんとす

## 二、實施方法

- 1 全國的統制團體として全國自動車修理加工工業組合聯合會を設け必要な統制を行はしむること
- イ 本聯合會の地域は内地一圓とすること
- ロ 本聯合會は各道府縣毎に組織せらるべき道府縣別自動車修理加工工業組合を以て構成すること
- 2 地方長官は右趣旨に據り道府縣内自動車修理加工業者にして適當と認むる者を指定し道府縣別修理加工工業組合を組織せしむること

イ 道府縣別修理加工工業組合員たるべき者の資格は自動車(小型自動車を含む)用車體シャシ(機關、放熱器、電氣部分品等を含む)の修理加工業者たることを要し之が指定に當りては業者の設備、技術、地

四、日本鑄工聯に於ける鑄物の原材料の配給統制、鑄物需要者團體に於ける鑄物の發註統制等に依り指定鑄物業者の鑄物製作の専門化を圖ると共に鑄物の生産は之を指定鑄物業者に集中せしむること

五、鑄物指定業者をして日本鑄工聯内に工作機械鑄物部會、内燃機關鑄物部會、自動車鑄物部會、鐵道車輛鑄物部會又は製鐵機械鑄物部會を組織せしめ右各部會をして原料の配給統制、技術の向上等に付協議せしむること

## (一八) 自動車修理加工業はどう整備されるのか

現下の情勢に照して自動車輸送力の増強確保は喫緊の要務でありましてこれがため自動車修理加工業も亦愈々其の重要性を加へつゝあるのであります。業界の現況は未だ之が緊急の必要に即應し得ざるものがあるため今日次の要項に依つて業界の整備を圖らんとし昭和十六年四月二十三日一六機局第一六二九號商工省機械局長、振興部長より各地方長官宛通牒を發し協力方を要望したのであります。

記

理的狀況等をも考慮すること

ロ 組合結成に際しては必要に應じ既存關係組合の改組合併等の方法に依り可然整備統合を爲すこと

ハ 概ね五月末日迄に完了の上六月十日限り情況を報告のこと

## (一九) 自動車部分品工業はどう整備されるのか

自動車輸送量の激増に伴つて自動車の重要性は愈々加はつて自動車部分品の生産の確保、品質の向上は喫緊の要務なるを以て機械鐵鋼製品工業整備要綱に基いて自動車部分品工業整備要綱に依つて自動車部分品工業を整備するため昭和十六年十月四日一六機局第四六九八號を以て商工省機械局長、振興部長より各地方長官宛に次の如き通牒を發せられたのであります。

## 自動車部分品工業整備要綱

### 一、方針

機械鐵鋼製品工業整備要綱(昭和十五年十二月二十一日附一五機第四八四五號商工次官通牒)の趣旨に據り全國



に於ける自動車部分品製造工業者を其の有する設備、技術、実績、経営方針並供給等の關係を考慮し之が組織化を圖り現下の要求に即應するの體制に整備せしめんす

別表に掲ぐる各品種に付同表記載の資格基準を現に具備するものなること

一、實施方法  
1 統制團體として日本自動車部分品工業組合を設け必要なる統制を行はしむること

ハ 全國自動車部分品工業組合聯合會所屬組合の組合員に付ては同聯合會に於て其他の者に付ては地方長官に於て調査の上適當と認むる者にして商工省の指定を受けたるものなること

2 日本自動車部分品工業組合の組合員たるべき者は大凡左の各項に該當する者なること

3 現に前2に該當せざる者に在りても企業の合同其他に依り適當と認めらるるに至りたるものに付ては其の都度日本自動車部分品工業組合員として指定することあるべきこと

イ 自動車部分品(小型自動車以外の自動車の部分品並附屬品及自動車用工具類にしてタイヤ、チューブ蓄電池、球並コロ軸受を除く)の製造を営むものなること

4 日本自動車部分品工業組合の結成に伴ひ全國自動車部分品工業組合聯合會其他關係組合を解散すること

別表

品 種	資格基準		内 容
	工作機 械臺數	職工數	
一、シリンダ	一〇	一五	シリンダ、シリンダヘッド、シリンダスリーブ
二、クランク軸及カム軸	一〇	一五	クランク軸、カム軸

三、連結桿	一〇	一五	連 結 桿
四、ピストン	一〇	一五	ピストン、ピストンピン、(キングピンを含む)ピストンリング
五、タイミングチェーン	一〇	一五	タイミングチェーン
六、吸気弁及排気弁	一〇	一五	吸気弁、排気弁、バルブプリフター、ローカーアーム、ブツンユロッド
七、放 熱 器	一〇	一五	放熱器、サーモスタット
八、冷却水ポンプ及油ポンプ	一〇	一五	冷却水ポンプ、油ポンプ、冷却水ポンプインペラー
九、氣化器及燃料ポンプ	一〇	一五	氣化器、燃料ポンプ、ガソリンストレーナー、燃料噴射ポンプ、燃料噴射弁
一〇、起動電動機及充電發電機	一〇	一五	起動電動機、充電發電機、ガットアウトリレー
一一、點 火 栓	一〇	一五	點 火 栓
一二、配電器及照明器具	一〇	一五	配電器、配電器キャップ、配電器ローター、ブリーカーアーム、コンタクトポイント、パキウムコントロール、點火線輪、蓄電器、前照燈、尾燈
一三、クラッチ	一〇	一五	クラッチ板
一四、車 軸 類	一〇	一五	プロペラ軸、自在接手、自在接手シャナル、前車軸、後車軸、ホイールハブ
一五、ブレーキ	一〇	一五	マスターシリンダ、ブレーキドラムブレーキシユ、ブレーキバンド
一六、操 向 機	一〇	一五	ステアリングナツクル、ステアリングナツクルアーム、タイロッド
一七、塞 梓	一〇	一五	サイドフレイム、クロスメンバー
一八、軸 受	一〇	一五	クランク軸軸受、カム軸軸受、連結桿軸受



自動車部分品製造工場調査表 (乙)

商工省機械局

製造者名	車名別車種別 部分品名	納入先	昭和15年 自12月			先 取 得 先 名 又 は 支 給 先 名 又 は 材 料 組 合 名	主要外註先並外註品		将来製造ノ重點ヲ置ク コトヲ希冀スル部分品 ノ1ヶ月間製造能力											
			筒 数 (筒)	重 量 (キロ)	金 額 (圓)		外註先名	外註品名	筒 数 (筒)	重 量 (キロ)	金 額 (圓)									
計																				

(記載注意) 製造能力ハ各希望部分品ニ付夫等ヲ平行シテ製作スルモノトシテノ能力ヲ記入スルコト

(参考)

(イ) 小型自動車部分品工業整備に關する件

(昭和十六年十月四日一六機局第四六九九號商  
工省機械局長振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

標記の件に關しては昭和十六年八月七日附一六機局第三  
六九一號通牒に依り御報告相煩候處小型自動車部分品製造  
事業者中製造品種多岐に過ぐる者、賣上高過少ななる者等を  
除外し差當り別記業者を以て日本小型自動車部分品工業組  
合を結成せしむることと致度候條右御了知の上右業者を御  
指定相成度尙右業者以外の業者にして製造品種を整理する  
等適宜の方法に依り整備統合し適當と認めらるるに至りた  
る者に付ては其都度御報告相成度此段及通牒候也

追而 來る十月十五日午前九時當省分室(麴町區内幸町)  
會議室に於て右設立に關する準備打合會を開催可致候に  
就ては貴管下該當業者中より右打合會に出席すべき代表  
者 名御選定の上同日打合會に出席せしむる様御配意  
相煩度尙右出席者氏名は十月十二日迄に御報告相成度此  
段申添候

別記

所在地	業者名	製品名
千葉縣	株式會社 昭和内燃機製作所	其ノ社ノ製造車用部分品
埼玉縣	日本ビストリング株式會社 ライイト自動車工業株式會社	ビストリング 其ノ社ノ製造車用部分品
大阪府	株式會社 淺野齒車工作所 川中工作所 木村金屬製作所 栗林製作所 小山發條製作所 合資會社 中西製作所 庄野製作所 東洋金屬製作所 赤銅製作所 竹田製作所 高田清次郎 東亞スプリング製作所 中村金屬製作所 出口音吉	齒車 各種ピン、ビストン 螺子類、各種ピン 各種ピン、齒車 パネ 各種ピン、螺子類 プレートム ビストン 軸受 氣化器、螺子類 各種ピン パネ 螺子類、各種ピン 照明器具

所在地	業者名	製品名
大阪府	旭内燃機株式会社	其ノ社ノ製造車用部分品
"	アカツキ工業所	アツシユ
"	合資会社玉造可鍛鑄鐵所	ヒストンリング
"	梅里製作所	板金製品
"	大橋彌一郎	アツシユ、キンクピン
"	大森製作所	齒車、各種ピン
"	押谷工業株式会社	石綿製品、クラツチン
"	大阪車體製造株式会社	其ノ社ノ製造車用部分品
"	大阪製鋼株式会社	パネ
"	大阪メーター株式会社	計器
"	株式会社山合製作所	其ノ社ノ製造車用部分品
"	株式会社高尾鐵工所	フレーム
"	株式会社長瀬商店	車軸類、フレーム
"	東野田工場	齒車
"	株式会社日新製作所	警音器
"	日本電氣音響器製作所	電製品
"	福島電機製作所	ヒストン、ヒストンピン
"	向井製作所	齒車
"	報徳商會製作所	

所在地	業者名	製品名
大阪府	柳生サドル商會	サドル
"	八洲自動車工業株式会社	弁
"	油野工業株式会社	車輪、フレーム
"	和氣製作所	各種ピン、弁
"	發動機製造株式会社	其ノ社ノ製造車用部分品
"	土谷工業所	齒車
"	日邦自動車工業株式会社	附屬品
兵庫縣	神戸ミツシヨン製工所	變速機、差動裝置
"	株式會社平尾製作所	板金製品、電製品
"	石産精工株式會社	其ノ社ノ製造車用部分品
"	株式會社瀨良製工	附屬品
"	日本電氣自動車製造株式會社	其ノ社ノ製造車用部分品
"	合名會社安達機械工作所	車軸類、齒車
"	合資會社兵庫	螺子類
"	ホルト製作所	其ノ社ノ製造車用部分品
"	日本エヤープレ	其ノ社ノ製造車用部分品
"	株式會社兵庫モ	其ノ社ノ製造車用部分品
"	タース製作所	板金製品
"	合名會社君岡製作所	螺子類
"	合資會社奥座製作所	ヒストンリング、ヒスト
"	昭和造機株式會社	

所在地	業者名	製品名
兵庫縣	株式會社中島製作所	其ノ社ノ製造車用部分品
神奈川縣	東亞スプリング製作所	パネ
"	富士スプリング製作所	パネ
"	株式會社東洋ラヂ	放熱器
"	エーター製作所	螺子類
"	佐藤自動車工業株式會社	
愛知縣	帝國製紙株式會社	其ノ社ノ製造車用部分品
"	株式會社平野製作所	右同
"	株式會社名古屋	右同
"	自動車製作所	右同
"	みづほ自動車製作所	機關、變速機
"	水野鐵工所	其ノ社ノ製造車用部分品
"	近藤製作所	右同
"	合名會社伊藤鐵工所	螺子類
廣島縣	東洋工業株式會社	其ノ社ノ製造車用部分品
東京府	東京芝浦電氣株式會社	照明器具
"	株式會社中央製作所	電製品
"	株式會社石川	照明器具
"	ランプ製作所	

所在地	業者名	製品名
東京府	株式會社小糸製作所	照明器具
"	株式會社極東製作所	フレーム
"	株式會社川田電機製作所	配電器
"	三國商工株式會社	氣化器
"	株式會社目黒製作所	變速機
"	日本ブレーキ	石綿製品
"	ライニンク株式會社	氣化器、燃料ポンプ
"	株式會社日本	板金製品
"	氣化器製作所	其ノ社ノ製造車用部分品
"	株式會社大垣製作所	車軸類
"	陸王内燃機株式會社	車輪
"	株式會社昭和鐵工所	其ノ他ノ製造車用部分品
"	田邊酸業株式會社	計器、電製品
"	高速機關工業株式會社	放熱器
"	株式會社有信商會	ヒストン
"	山本放熱器製作所	
"	アト輕合金鑄造所	

(ロ) 農機具工業の整備に關する件

(昭和十六年八月十五日一六機局第三八二四號 商工)  
省機械局長、農林省資材部長ヨリ各地方長官宛通牒)

農機具工業の整備に關しては曩に七月十五日附一六機局第三二〇六號を以て通牒致置候處今般右に付更に左記に依り其の整備を進むることと致候條可然御配意相煩度此段及通牒候也

追而左記事項中一部會員及二部會員に付ては中央に於て決定の上更めて通知可致に付爲念申添候

記

一、部會の編成

(一) 農機具工業組合に於ける部會の編成

(イ) 農機具工業組合に於ては所屬組合員中主として他道府縣向の農機具(小農具を含む)の製造業者にして其の生産機種、生産額、使用職工數、設備工作機械、製造技術等より見て中央に於て配給統制を行ふべき農機具の製造業者を以て第一部會を、其の他の組合員を以て第二部會を編成する方針なること

(ロ) 第二部會に於ては所屬會員の生産機種に即し主要機種別の部會を編成すること

(二) 農機具工聯に於ける部會の改編

農機具工業組合に於ける第一部會の所屬會員を以て農機具工聯内に主要機種別の部會を編成すること

二、銘柄の整理及企業の整備

(一) 銘柄整理委員會及企業整備委員會の設置

(イ) 農機具(小農具を含む)の銘柄の整理統一及企業の整理統合を行ふ爲中央及地方に夫々銘柄整理委員會及企業整備委員會を設置すること

(ロ) 中央に於ける銘柄整理委員會及企業整備委員會は農機具工聯、農機具配給株式會社、需要者團體等の代表者及學識經驗ある者を以て之を組織すること  
地方に於ける銘柄整理委員會は農機具工業組合、需要者團體等の代表者及學識經驗ある者を以て之を組織し、企業整備委員會は農機具工業組合、野鍛冶工業組合、需要者團體等の代表者及學識經驗ある者を以て之を組織すること

(二) 銘柄の整理統一

(イ) 中央に於て配給統制すべき農機具(小農具を含む)の要目協定、優良銘柄品の選定、不良銘柄品の

整理等に關しては中央銘柄整理委員會に諮りたる上農林省之を審査決定し商工省に通知すると共に農機具配給株式會社に通知すること

商工省は右通知に基き農機具工聯に指示し之が實施に當らしむること

(ロ) 地方に於て配給統制すべき農機具(小農具を含む)に關しては地方銘柄整理委員會に諮りたる上右に準じ銘柄の整理等を進むること

(三) 企業の整理統合

(イ) 中央に於て配給統制を行ふべき農機具(小農具を含む)に關する企業の整理統合に付ては中央企業整理委員會に諮りたる上商工省は農機具工聯を指導して之が實施に當らしむること

(ロ) 地方に於て配給統制すべき農機具(小農具を含む)に關する企業の整理統合に付ては商工省指導の下に地方長官は地方企業整備委員會に諮りたる上農機具工業組合及野鍛冶工業組合をして之が實施に當らしむること

(二〇) 伸鐵工業はどう整備されるのですか

製鐵原材料補給情況竝に緊迫せる經濟界の現況に鑑み別紙「伸鐵工業整備要綱」に従ひ伸鐵工業の一元的經營を目標とする組合機能の強化並に伸鐵業の統合整理を斷行することに依り其の經營の合理化を圖らんとし昭和十六年一月二十四日一六鐵發第一二五號商工省鐵鋼局長、振興部長より各地方長官宛次の如く通牒せられたのであります。

伸鐵工業整備要綱

「方針」

日本伸鐵工業組合は左の要領に依り伸鐵工業の一元的經營を目標とする組合機能の強化に依り伸鐵工業の統合整理を斷行することに依り其の經營の合理化を圖り以て工場能率の増進、資材の有効利用竝に生産費の低下に資すべきものとす

「要領」

第一 各組合員は其の所有に係る伸鐵工場の經營竝に其の附屬設備の使用に關する事項を組合に委任することとし組合に於ては別記の如き方針の下に之が經營を爲すこと

第二 前條に依り經營を委任する事業の範圍を左の如く定むること

- (1) 鋼材の製造
- (2) 伸鐵第二次製品の製造
- (3) 特殊鋼壓延作業
- (4) 前三項に附帶する事業

第三 組合に於ける經營機關を左の方針に依り定むること

- (1) 總會は豫め其の決議を以て組合の事業經營（組合の經營方針に違反したる組合員に對する制裁を含む）に關する一切の決定を理事會に一任するものとす
- (2) 理事會は前項に依り一任せられたる事項の決定を更に理事長に一任するものとす 但し重大なる事項に關しては理事長は理事會に諮問し之が意向を尊重すべきものとす
- (3) 理事長は組合を代表し且前項に依り業務を總理すると共に經營に關する一切の責に任するものとす
- (4) 理事中より常務理事若干名を選任す、常務理事は理事長の諮問に應じ且つ業務の執行に關し理事長を補佐するものとす

- 二、組合は休止工場中能率良好なるものを指定し之に材料を支給し一定量の製品の生産を請負はしむると共に工場運轉を命ずるものとす
- 三、運轉を命ぜられたる工場は組合に於て決定したる原價を以て製品を組合に納入するものとす
- 四、運轉工場に於て其の従業員の増員を必要とするときは休止工場よりこれを採用するものとす
- 五、休止工場の従業員に關する處置及工場の維持に關しては當該工場所有者の責任に於て之を爲すものとす
- 六、休止工場の機械設備、備品、消耗品、又は電力、燃料等に付運轉工場に於て活用の必要ありと認めたる場合は組合は休止工場主に對し相當の補償を爲し之が移管を命ずることを得るものとす
- 七、休止工場の工場主又は幹部職員をして可及的に組合に於ける工場經營業務に従事することを得せしむる如く措置するものとす
- 八、休止工場主が其の工場を他に利用し又は處分を爲し若くは轉業せんとする場合には事前に組合の承認を受くることを要するものとす

(5) 理事長は其の業務上重大なる事項を決定するに當りては豫め當該事業の監督官廳の承認を受けることを要するものとす

第四 本件實施の時期は昭和十六年四月一日とし組合は至急之が實施準備を進むること

尙本件實施直前の各工場受註残は組合に移譲し各工場在庫品は適正なる價格を以て組合に譲渡すべきものとす

第五 製鐵事業法の許可を受けざる工場に於ける伸鐵作業は嚴重に之を取締りて其の絶滅を期すると共に組合員以外の賃壓延に關する統制を嚴にすること

第六 至急鐵屑の全面的統制を行ひ伸鐵材料の確保を計ること

#### 經營合理化の方針

伸鐵工業整備要綱の要領第一に依り日本伸鐵工業組合が經營を委任せられたる各工場の經營を爲すに當りては方針に依るべきものとす

#### 記

一、組合員は一應要領第二の範圍に屬する業務の全部を休止するものとす

九、組合は其の經理狀況良好なりと認めらるる場合に於ては諸般の實狀を參酌し休止工場に對し休業手當を支給し得るものとす

(一一) 輕金屬加工工業はどう整備されるのですか

(參照 二六五頁)

最近に於ける軍需の飛躍的増大及生産擴充用需要の増加に伴つて民需用配給數量を激減するの已むなきに至りたるため之が打開策として主として中小企業整理合同を斷行し經營の合理化を圖り以て高度國防國家の建設に必要な生産力の増強、資材の有效利用、生活必需品の供給確保を圖り非能率工場の整理、企業形態の合理化、下請制度の擴充整備、生産分野の劃定等を實施するために昭和十六年三月十八日一六號第四〇八號を以て商工省鑛産局長、振興部長より各地方長官宛左の如く通牒を發せられたのであります

#### 輕金屬加工工業整備要綱

#### 趣 旨

新興産業たる輕金屬加工工業の整備に付ては高度國防國家の建設に必要な生産力の増強、資材の有效利用、生活必需品の供給確保を圖る爲左の要領に依り非能率工場の整

理、企業形態の合理化、下請制度の擴充整備、生産分野の劃定等を実施せんとす

方 針

一、アルミニウム加工工業

(一) アルミ板製品工業關係

(イ) 資本及設備の大なるものは技術優秀なるを以て従來通事業を行はしめ特に高精度を要する物品及一般物品を製作せしむ

(ロ) 資本設備の大ならざるものにして設備及び技術の優秀ならざるものは之を整理すると共に設備及技術の優秀なるものは企業の合同を行はしめ一般物品の製作及各種下請を爲さしむ企業の合同は壓縮機五臺、切斷機一〇臺以上を單位として最寄地域に之を行はしむ

(二) アルミ機械用鑄物工業關係(ダイカストを含む)

(イ) 資本及設備の大なるものは技術優秀なるを以て従來通事業を行はしめ特に高精度を要する物品を製作せしむ

(ロ) 資本及設備の大ならざるものにして設備及技術

の優秀ならざるもの及工場法の適用上事業を繼續せしむること不適當と認めらるるものは之を整理すると共に設備及技術の優秀なるものは企業の合同を行はしめ一般物品の製作及各種下請を爲さしむ

企業の合同は熔解爐五基、工作機二臺以上を單位とし最寄地域別に之を行はしむ 但し「ダイカスト」關係は關東、中部及關西の地域別か或は内地一圓の業者を一丸としたる會社を設立し之に統合せしむ

(三) アルミ器物鑄物工業關係

(イ) 資本及設備の大なるものは技術優秀なるを以て従來通事業を行はしむ

(ロ) 資本及設備の大ならざるものにして設備及技術の優秀ならざるもの及工場法の適用上事業を繼續せしむること不適當と認められるものは整理すると共に設備及技術の優秀なるものは企業の合同を行はしむ

企業の合同は熔解爐五基、工作機二臺以上を單位とし最寄地域別に之を行はしむ

(四) アルミ板、アルミ管棒線、アルミ、アルミ條及ア

ルミ粉關係業者は概ね資本及設備大にして技術も優秀なるに付従來通事業を行はしむ(尙將來資材其の他の關係より必要あるときは更めて整理統合を行はしむることとす)

(五) アルミ再生關係

アルミ再生事業は凡て日本アルミニウム屑統制株式會社の傘下に治め同社の仔會社として關東及關西に夫れ夫れ再生會社を設立し地域別に關係業者の整理統合を爲すこととし目下着々計畫を進めつつあり

二、マグネシウム 加工工業

マグネシウム加工工業は現在軍需品のみを生産に従事し居り其の業者数は少く且つ之等の設備技術等極めて優秀なるを以て従來通事業を行はしむ

(三) 船舶用金物製造工業はどう整備されるのか

船舶の建造、艦裝及修理に専用する諸金物類の供給を確保することは船腹擴充計畫並に海運計畫の遂行上最も緊要なるため最近に於ける鐵鋼需給の緊迫化は之等製品の取得

をして益々困難ならしめつつある現下の狀勢に鑑みまして至急適切なる對策を講ずる要ありと認め船舶用金物類の製造工業を整備することとし昭和十六年十月二十五日一六鐵第一四〇〇號商工省鐵鋼局長より各地方長官宛次の如く通牒せられたのであります。

記

一、船舶用金物類(別記記載)の生産並に配給機關として中央に船舶用金物統制會社(一社)及各遞信局管轄地區別に地方船舶用金物製造會社(各一社宛計七社)を設立せしむ

二、船舶用金物統制會社(以下統制會社と稱す)の設立は左の方針に依る

(イ) 名稱

統制會社の名稱は日本船舶用金物統制會社とす

(ロ) 組織

統制會社は株式組織とし資本金は金百萬圓(未定)とす

(ハ) 株主

統制會社の株主は各地方船舶用金物製造會社とす但し政府必要ありと認めたるときは右以外の者と雖も株主たらしむることを得

(三) 性 格

統制會社は鐵鋼需給統制規則及其他鐵鋼關係規則の規定に基く指定需要統制機關たること

(ホ) 事 業

1 統制會社は政府より船舶用金物類の生産に必要な各種鐵鋼原材料(鉄鐵、鐵塊、半製品、鋼材、鐵屑等)の割當を受け政府の指示に従ひ地方船舶用金物製造會社に對し船舶用金物類の生産に關し必要な指示を爲す

2 統制會社は政府の指示に従ひ船舶用金物類の統制販賣を爲す

3 統制會社は前二項記載の事業經營に附帶する事業を行ふ

(ニ) 企 業 統 制

1 統制會社は生産能率、經營能率及び技術の向上、生産設備の改善等を圖る爲必要な措置を講ず

2 統制會社は船舶用金物類の規格の統一及品種寸法の標準化を圖る

3 統制會社は地方船舶用金物製造會社に對し生産分

東北 岩手縣、宮城縣、青森縣、福島縣、山形縣、秋田縣

北海道 北海道

(ロ) 名 稱

地方會社の名稱は〇〇地方船舶用金物製造有限(又は株式)會社とす

(ハ) 組 織

地方會社の組織は有限(又は株式)會社とし資本金は各地區の實情に應じ之を定む

(ニ) 社 員 又 は 株 式

地方會社の社員又は株主は現に船舶用金物類の製造業を營む者にして政府に於て選定したる者とす

(ホ) 機 能

地方會社は統制會社の指令に従ひ船舶用金物類の製造を爲すものとす

(ハ) 事 業

1 地方會社は統制會社より鐵鋼原材料の割當を受け統制會社の指示に従ひ船舶用金物類の生産を爲し之を統制會社に販賣す

野、生産比率及鐵鋼原材料配給比率の決定を爲す

4 統制會社は船舶用金物類の價格を統一す

(ト) 監 督

統制會社は定款の制定及變更、業務運用規定の作成及變更、役員を選任及解任、利益金の處分に關しては行政官廳の承認を取らることを要す

三、地方船舶用金物製造會社(以下地方會社と稱す)の設立は左の方針に依る

(イ) 地方會社は左の地區別に夫々當該地區内の製造業者を以て之を設立す

關東 東京府、埼玉縣、千葉縣、神奈川縣、靜岡縣、茨城縣、新潟縣

關西 大阪府、兵庫縣、京都府、滋賀縣、和歌山縣、徳島縣、高知縣

九州 山口縣、福岡縣、大分縣、長崎縣、熊本縣、佐賀縣、鹿兒島縣、宮崎縣、沖繩縣

中部 愛知縣、三重縣、石川縣、福井縣、富山縣

中國 廣島縣、岡山縣、愛媛縣、香川縣、鳥取縣、島根縣

2 地方會社は其の社員又は株主の現有工場を會社の指定工場とす尙現有設備にして適當と認めたるものは逐次之を買收す

四、地方會社の社員又は株主となりたる船舶用金物類の製造業者は其の参加したる業務の範圍に關し從來の所屬工業組合より脱退す

別 表

船舶用金物品目表

- 一 シャツクル(錨用、浮標用、荷役用、曳航用、其他用、但し錨鎖用を除く)
- 二 シンプル(鋼索用、麻索用)
- 三 リツキングスクール(樁用、手摺用、荷役用、其他用)
- 四 アイプレート
- 五 リングブレード(鋼甲板用、木甲板用)
- 六 クリート
- 七 フェアリーダー
- 八 ボラード
- 九 ムアールリングパイプ



- 一〇 チヤツクステイ
- 一一 ラット臺(手用操舵器)
- 一二 ラット(操舵輪)
- 一三 舵蝶番
- 一四 アンカーダビット
- 一五 同附屬金物
- 一六 アンカーストツパー
- 一七 アンカー用シヤンク
- 一八 小型錨
- 一九 チエンパイプ
- 二〇 チエンストツパー
- 二一 チエンホキール
- 二二 チエンリング
- 二三 スキープル
- 二四 ワイヤリール
- 二五 ワイヤークリツプ
- 二六 ワイヤロープソケット
- 二七 デリツク附屬金物(グースネツク、ブームバン  
ド、ブラケット等)

- 二八 カーゴフツク
- 二九 スプリングフツク
- 三〇 シングルフツク
- 三一 ダブルフツク
- 三二 鐵滑車(揚錨用、揚艇用、荷役用、船燈用、舵  
用、ハリヤード用、信號用、其他用)
- 三三 木滑車
- 三四 索帶木滑車
- 三五 鐵帶木滑車
- 三六 デツグダイブロック(リギン用)
- 三七 ボートダビット
- 三八 ボートフツク
- 三九 ボートクラツチ
- 四〇 ボートクラツチ座金
- 四一 扉用蝶番
- 四二 扉用クリツプ
- 四三 扉用開止
- 四四 扉用ローラー
- 四五 扉用ハンドル

- 四六 舷門及艙口附屬金物
- 四七 天窓用附屬金物
- 四八 ベンチレーター(自然通風用に限る)
- 四九 オーニング及スクリーン附屬金物(スタンシヨ  
ン、ステイ、ブラケット、タンバツクル、シヤツ  
クル、シンブル等)
- 五〇 フェンダー取付金物
- 五一 舷梯附屬金物(ビレーイングピンを含む)
- 五二 手摺用ステイ
- 五三 階段止金物
- 五四 櫓用斧
- 五五 櫓用附屬金物(バンド、シープ、クラツチ、ス  
リツプ等)
- 五六 旗竿金物
- 五七 信號旗用金物
- 五八 探照燈及船燈取付金物
- 五九 デツキスカツパー
- 六〇 ブローランプ附屬タンク
- 六一 潤滑油豫備タンク

- 六二 コーチスクルユー
- 六三 傳聲管附屬金物
- 六四 鐵製手用測船
- 六五 鐵製舷窓
- 六六 ハング
- 六七 スパイキ
- 六八 丸カン
- 六九 船用タツク
- 七〇 リングポールド
- 七一 アイボールド
- 七二 フツクポールト

(三三) 鐵鋼製品の配給はどう統制されるのですか

戦争の進展に伴つて鐵鋼製品に對する原材料の供給著しく制限せらるることとなりたるため之等鐵鋼製品の需給狀況も極めて逼迫するに至りたるを以て今回各要綱に依つて主要鐵鋼製品の配給統制を實施し物資動員計畫に依つて決定せられたる鐵鋼製品割當額に即應し其の現品の適正且つ迅速なる供給を確保するため昭和十五年十二月四日一五鐵

第六八八號を以て商工省鐵鋼局長より各地方長官宛次の如く通牒を發したのであります。

(一) 硬鋼線配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を實施せんとする硬鋼線とは日本硬鋼線材加工工業組合に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省は硬鋼線の需給状況を調査し毎四半期各需要部門別に硬鋼線割當額を決定し之を當該需要の主務官廳及日本硬鋼線材加工工業組合に通知すること
- 三、日本硬鋼線材加工工業組合は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額の硬鋼線の生産を確保すること
- 四、硬鋼線の配給を受けんとするときは一定期日迄に日本硬鋼線材加工工業組合に對し配給申込を爲し左記に依り日本硬鋼線材加工工業組合の指定したる製造業者又は販賣者より現品の配給を受くること
- (一) 充足軍需に就ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る資源名欄に硬鋼線と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受くること

(2) 官廳需要に就ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式の硬鋼線配給申込書に依り現品の配給を受くること

- (3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に就ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式の硬鋼線配給申込書に依り現品の配給を受くること
- (4) 第三國向輸出用に就ては輸出品原材料配給會社に於て一括購入するものとす
- (5) 其の他の需要に就ては硬鋼線配給協議會に於て決定したる需要者別又は需要者團體別割當額の範圍内に於て夫々現品の配給を受くること
- 五、硬鋼線配給協議會日本硬鋼線材加工工業組合に設置し商工省監督の下に前項第五號に掲ぐる需要に付用途別割當額の決定を爲し之が現品供給の確保を圖るものとす
- 六、當該需要の主務官廳又は輸出品原材料配給會社は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別硬鋼線割當額を超え配給申込書の發行又は其の證印若は購入することを得ざるものとす
- 充足軍需に就ても前項と同様とす

七、日本硬鋼線材加工工業組合は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に於ける所屬組合員別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること

鋼線配給申込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること

八、日本硬鋼線材加工工業組合は現品の引渡を了したる硬

九、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額より之を實施するものとす

(様式)

硬鋼線配給申込書

第 號  
製品統制機關名  
販賣業者名  
製造業者名

日本硬鋼線材加工工業組合  
需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日

製品名	製品數量	素材換算重量	歩減率	需要月日	納入年月日

上記は昭和 年度第 期( 月乃至 月)(例、計畫産業鐵鋼部門)割當額内より配給を受くることを承認す  
昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

印

記載注意

1. 歩減率ハ具體的註文ニ應ジ製品統制機關ニ付照合ノコト
2. 販賣業者ハ原則トシテ製品統制機關ノ指定スルモノナルベキコト
3. 製造業者ハ原則トシテ發註者ノ希望スル者トスルコト

(2) 熔接棒配給統制要綱

- 一、熔接棒の圓滑なる配給を期する爲中央熔線配給統制協議會(以下單に協議會と稱す)を設け左の事業を行ふものとす
  - (一) 毎四半期に於ける熔接棒の種類別生産割當及用途別配給數量の決定
  - (二) 其他熔接棒の配給統制に必要な事項
- 二、前項の運用の圓滑を期する爲東京及大阪に部會を設け被覆熔接棒の生産並に配給の統制に當らしむ
- 三、商工省は熔接棒の各用途別需要に依り毎四半期に於ける各用途別割當數量を決定し當該主務官廳及協議會に通知す
- 四、官廳、充足軍需、計畫産業、外地及圓域の需要する熔接棒(裸熔接棒並に被覆熔接棒)に付ては熔接棒配給要望書に主官務廳の證印を求め之を協議會に提出するものとす
- 五、前項以外の需要にして被覆せざる熔接棒に付ては熔接棒配給要望書を協議會に被覆熔接棒に付ては被覆熔接棒配給要望書を當該の部會に提出するものとす

- 六、協議會又は部會に於ては前二項の要望書を「毎月二十日」迄に取纏め之が配給を決定するものとす
- 七、配給の決定を爲したるときは協議會又は部會配給指圖書に配給擔當者を指定し之を實需家に交付するものとす
- 八、實需家は前項の指圖書を協議會又は部會の指定したる製造業者又は配給業者に提出し配給を受くるものとす
- 九、製造業者又は配給業者は配給指圖書に依るに在らざれば配給を爲すことを得ざるものとす
- 一〇、官廳、充足軍需、計畫産業、外地及圓域に配給したる熔接棒を被覆加工せしむるときは當該加工業者の所屬する統制團體に加工業者の氏名及其の品種別數量等を報告するものとす
- 一一、製造業者又は配給業者にして指圖せられたる事項に支障を生じたるときは指圖せられたる協議會又は部會に届出を爲し其の指示を受くるものとす
- 一二、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三、四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼割當額より之を實施するものとす

受理番號第 號

熔接棒配給要望書

- 一、需要部門名(官廳、外地、圓域生産擴充品目名又は一般民需の別)
- 一、使用の場所
- 一、使用豫定期間
- 一、規格仕様又は希望銘柄
- 一、希望配給擔當者住所商號又は氏名
- 一、希望納入所

品 種	要 望 數 量		主務官廳査定數量		配給決定數量		決定番號	決定配給擔當者
	應	願	應	願	應	願		
參 考	被覆加工希望數量	應	希望被覆加工業者	應	銑鋼	鐵材	應	應
內 譯	應	願	應	願	應	應	應	應

右配給相成度此段及要望候也

昭和 年 月 日

要望書(實需家)住所 氏名

殿

中央熔線配給統制協議會々長

右 (需要部門)の昭和

昭和 年 月 日

年度 期分の割當中より配給相成度證印候也

主務官廳名

(3) 珪素鋼板及美裝鋼板の取扱要領

珪素鋼板及美裝鋼板は其の品質の特殊なること及其用途の特定せるものなること及其の配給状態が他の一般鋼材と異なること等の點に鑑み之が配給統制を左の通り行ふこととす

- 一、外地向及圓域向素材需要に付ては從來通素材として取扱ふこととす、從つて鐵鋼割當證明書の發行に付ても從前通とす
- 二、前項以外の需要(内地一般加工用)に付ては總て製品として取扱ふこととし其の配給方法は左の通とす
  - (イ) 機械鐵工業部門の需要する分に付ては之を日本鐵鋼製品工業組合聯合會(以下日工聯と稱す)に一括割當を行ふものとす

(様式)

珪素鋼板(美裝鋼板)割當申込書

第 統制機關名 販賣業者名

日本鐵鋼聯合會 需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日

種 類	數 量	用 途	需 要 日 期		引 渡 日 期		備 考
			月 日	數	月 日	數	

日工聯は配給擔當者(第二鋼材販賣株式會社)と連絡の上各需要機械工業者に鐵鋼割當證明書を發行するものとす、但し計畫産業たる鐵道車輛製造事業用、自動車製造事業用及同工作機械製造事業用に付ては特に商工省に於て割當すべき數量を指示するものとす

(ロ) 其の他の部門の需要する分に付ては之を日本鐵鋼聯合會に一括割當を行ふものとす

日本鐵鋼聯合會は別紙様式に依る需要者より割當申込書に基き配給擔當者(第二鋼材販賣株式會社)と連絡の上其の實際需要の向に對し鐵鋼割當證明書を發行するものとす

本要綱に依る配給統制は昭和十五年度第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼割當額より之を實施するものとす

(4) ドラム罐配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を實施せんとするドラム罐とはドラム罐工業組合聯合會に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省はドラム罐の需給状況を調査し毎四半期各需要部門別にドラム罐割當額を決定し、之を當該需要の主務官廳及ドラム罐工業組合聯合會(以下ドラム罐工聯と稱す)に通知すること
- 三、ドラム罐工聯は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額のドラム罐の生産を確保すること
- 四、ドラム罐の配給を受けんとするときは一定期日迄にドラム罐工聯に對し配給申込を爲し左記に依りドラム罐工聯の指定したる製造業者又は販賣業者より現品の配給を受くること

(1) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る資源名欄に「ドラム罐」と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受くること

(2) 官廳需要に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發

行擔任官の發行に係る別紙様式のドラム罐配給申込書に依り現品の配給を受くること

(3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式のドラム罐配給申込書に依り現品の配給を受くること

(4) 第三國輸出用に付ては輸出品原材料配給會社に於て一括購入するものとす

(5) 其の他の需要に付てはドラム罐配給協議會に於て決定したる需要者別又は需要者團體別割當額の範圍内に於て夫々現品の配給を受くるものとす

五、ドラム罐配給協議會はドラム罐工聯内に設置し商工省監督の下に前項第五號に掲ぐる需要に付用途別割當額の決定を爲し之が現品供給の確保を圖るものとす

六、當該需要の主務官廳又は輸出品原材料配給會社は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別ドラム罐割當額を超え配給申込書の發行又は其の證印若は購入することを得ざるものとす

充足軍需に付ても前項と同様とす

七、ドラム罐工聯は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に

於ける所屬組合員別生産実績並に需要部門別配給実績を  
商工省に報告すること

八、ドラム罐工聯は現品の引渡を了したるドラム罐配給申

込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること  
本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期（十月  
乃至十二月）分鐵鋼配當額より之を實施するものとす

(様式)

ドラム罐配給申込書

第 號  
製品統制機關名  
販賣業者名  
製造業者名

ドラム罐工業組合聯合會  
需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日

ドラム罐種別	罐 數	歩 減 率	素材換算重量	需 要 月 日		引 渡 月 日		備 考
				月	日	月	日	

上記は昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計畫産業鐵鋼部門) 割當額内より配給を受く  
ること承認す

昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

(5) シヤベル、スコップ配給統制要綱

一、商工省はシヤベル、スコップの需給状況を調査し毎四  
半期各需要部門別にシヤベル、スコップ割當額を決定し  
之を當該需要の主務官廳及日本シヤベル、スコップ工業  
組合に通知するものとす

二、日本シヤベル、スコップ工業組合は其の所屬組合員に  
對し受註に適合したる生産割當を爲し其の製品は總て日  
本シヤベル、スコップ工業組合の共販部を通じ其の指定  
する販賣業者をして配給せしむるものとす

三、シヤベル、スコップの配給を受けんとするときは一定  
の期日迄に日本シヤベル、スコップ工業組合に對し配給  
申込を爲し左記に依り日本シヤベル、スコップ工業組合  
の指定する販賣業者より現品の配給を受けること

(一) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の  
發行に係る資源名欄に「シヤベル、スコップ」と記載  
したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受ける  
こと

(2) 官廳需用に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發  
行擔任官の發行に係る別紙様式のシヤベル、スコップ

配給申込書に依り現品の配給を受けること

(3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に付ては當該需  
要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式のシヤベル、  
スコップ配給申込書に依り現品の配給を受けること

(4) 其の他の需要に付ては商工省より別段の指示なき  
限り従來通適宜購入せしむるものとす

四、當該需要の主務官廳は商工省より通知ありたる毎四半  
期需要部門別シヤベル、スコップ割當額を超え配給申込  
書を發行し又は之に證印を押捺することを得ざるものと  
す

充足軍需に付ても前項と同様とす

五、日本シヤベル、スコップ工業組合は毎四半期終了後一  
箇月以内に當該期に於ける所屬組合員別生産実績並に需  
要部門別配給実績を商工省に報告すること

六、日本シヤベル、スコップ工業組合は現品の引渡を了し  
たるシヤベル、スコップ配給申込書を毎月末取纏め之を  
商工省に送付すること

本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期（十月  
乃至十二月）分鐵鋼配當額より之を實施するものとす

(様式)

シヤセル、スコツナ配給申込書

昭和 年 月 日

製鋼機名  
製造業者名  
製造業者名  
製造業者名

日本シヤセル、スコツナ工業組合  
需要者住所氏名又ハ名稱

シヤセル、スコツナ種別	箇	敷	歩減率	素材換算重量	需要月日		引渡月日		備考
					月日	箇敷	月日	箇敷	

上記は昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計産産業鐵鋼部門) 割當額内より配給を受けることを承認す

昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

㊟

(6) 磨帶鋼配給統制要綱

一、商工省に磨帶鋼の需給状況を調査し毎四半期各需要部門別に磨帶鋼割當額を決定し之を當該需要の主務官廳及日本磨帶鋼工組合(以下磨帶鋼工組と稱す)に通知すること

二、磨帶鋼工組は其の所屬組會員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額の磨帶鋼の生産を確保すること  
三、磨帶鋼の配給を受けんとするときは一定期日迄に磨帶鋼工組に對し配給申込を爲し左記に依り磨帶鋼工組又は

其の指定する販賣業者よりの現品の配給を受けること

(1) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る資源名欄に「磨帶鋼」と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受けること

(2) 官廳需要に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式の磨帶鋼配給申込書に依り現品の配給を受けること

(3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式の磨帶鋼配給申込書に依り現品の配給を受けること

(4) 第三國向輸出用に付ては輸出品原材料配給會社に於て一括購入するものとす

(5) 其の他の需要に付ては磨帶鋼配給協議會に於て決定したる需要者別又は需要者團體別割當額の範圍内に於て夫夫現品の配給を受けること

四、磨帶鋼配給協議會は磨帶鋼工組内に設置し商工省監督の下に前項第五號に掲ぐる需要に付用途別割當額の決定を爲し之が現品供給の確保を圖るものとす

五、當該需要の主務官廳又は輸出品原材料配給會社は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別磨帶鋼割當額を越え配給申込書の發行又は其の證印若は購入することを得ざるものとす  
充足軍需に付ても前項と同様とす

六、磨帶鋼工組は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に於ける所屬組會員別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること

七、磨帶鋼工組は商品の引渡を了したる磨帶鋼配給申込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること

(備考) 本要綱ニ於テハ包装用磨帶鋼ヲ含マザルモノトス

(様式)

磨帶鋼配給申込書

昭和 年 月 日

製鋼統制機關名  
製鋼業者名  
製鋼業者名

磨帶鋼工業組合

需要者住所氏名又ハ名稱

印

製品名	適数	歩減率	素材換算重量	需要月日		引渡月日		備考
				月日	適数	月日	適数	

上記は昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計費産業鐵鋼部門) 割當額内より配給を受けることを承認す  
昭和 年 月 日

(記載注意) 歩減率厚サ 2.4耗~0.63耗ハ7%  
0.32耗~0.18耗ハ10%

主務官廳發行擔任官名

印

(7) 電線管配給統制要綱

一、本要綱に依り配給統制を實施せんとする電線管(附屬品を含む以下同じ)とは日本電線管工業組合聯合會(以下電線管工聯と稱す)に所屬する組合員の製造するもの

とす

二、商工省は電線管の需給状況を調査し毎四半期各需要部門別に電線管割當額を決定し之を當該需要の主務官廳及電線管工聯に通知するものとす

三、電線管工聯は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し其の製品は總て電線管工聯の共販部又は其の指定する販賣業者をして配給せしむるものとす  
四、電線管の配給を受けんとするときは一定の期日迄に電線管工聯に對し配給申込を爲し左記に依り電線管工聯又は其の指定する販賣業者より現品の配給を受けること

期需要部門別電線管割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當額を超え電線管配給申込書を發行し又は之に證印を押捺したるときは次期割當額より其の超過額を控除するものとす  
充足軍需に付ても前項と同様とす

(1) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る資源名欄に「電線管」と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受けること  
(2) 官廳需要に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式の電線管配給申込書に依り現品の配給を受けること  
(3) 外地用、計畫産業用、同域輸出用に付ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式の電線管配給申込書に依り現品の配給を受けること

六、電線管工聯は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に於ける所屬組合別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること  
七、電線管工聯は現品の引渡を了したる電線管配給申込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること  
八、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額より之を實施するものとす

(4) 其の他の需要に付ては商工省より特別の指示なき限り從來通適宜購入せしむるものとす

五、當該需要の主務官廳は商工省より通知ありたる毎四半

(様式)

電線管配給申込書

昭和 年 月 日

第 製 品 統 制 機 關 名 稱  
製 買 業 者 者 名 名  
販 賣 業 者 者 名 名  
製 造 業 者 者 名 名

日本電線管工業組合聯合會

需要者住所氏名又ハ名稱

種 類	製 品 重 量	素材換算重量	歩 減 率	需 要 月 日		引 渡 月 日		備 考
				月 日	品 量	月 日	品 量	

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月 乃至 月 ) (例、計産産業用鐵鋼部門) 割當額内ヨリ配給ヲ受ケ  
ルコトヲ承認ス  
昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

(記載注意) 一、厚鋼(一分厚)電線管ニ付テハ製品重量ト素材換算重量ト同一トス  
二、薄鋼(五分厚)電線管ニ付テハ歩減率10%トス

(8) 荷造包装用帶鋼の取扱要綱

一、荷造包装用帶鋼(洋樽締金用を含む)は其の寸法の特  
殊なること及其の需要範圍が極めて廣汎なること等の點に  
鑑み之が取扱を他の一般帶鋼と區別し製品として取扱ふ

こととす

二、荷造包装用帶鋼には第二鋼材販賣株式會社に於て取扱  
ふもの(鐵鋼割當證明書を必要とするもの)と日本磨帶鋼  
工業組合に於て取扱ふもの(鐵鋼割當證明書を必要とせ

ざるも同組合發行の配給券を必要とするもの)とあるを

以て右兩品種の供給者をして荷造包装用帶鋼配給統制協  
議會(以下協議會と稱す)を組織せしめ商工省監督の下に  
之が配給統制の實踐に當らしむることとす

ものとす

四、商工省必要ありと認めたるときは協議會に對し需要部  
門別又は需要者別割當數量を決定し之が配給を爲さしむ  
をことあるものとす

三、協議會は毎四半期に商工省より指示を受けたる品種別  
供給數量の範圍内に於て需要者別配給數量の決定を爲す

五、要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月  
乃至十二月)分鐵鋼割當額より之を實施するものとす

(様式)

荷造包装用帶鋼(磨帶鋼)配給申込書

昭和 年 月 日

第 製 品 統 制 機 關 名 稱  
製 買 業 者 者 名 名  
販 賣 業 者 者 名 名  
製 造 業 者 者 名 名

荷造包装用帶鋼配給統制協議會

需要者住所氏名又ハ名稱

使 用 目 的	厚 耗	幅 耗	數 量		熟 鋼	荷 造	需 要 月 日		引 渡 月 日		備 考
			應	應			月 日	品 量	月 日	品 量	

(註) 表中ノ熟鋼・荷造ハ磨帶鋼ノ場合ニ適スルモノトス



(9) 五ガロン罐配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を實施せんとする五ガロン罐とは五ガロン罐工業組合に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省は五ガロン罐の需給状況を調査し毎四半期各需部門別に五ガロン罐割當額を決定し之を當該需要の主務官廳需要統制團體及五ガロン罐工業組合に通知すること
- 三、五ガロン罐工業組合は所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額の五ガロン罐の生産を確保すること
- 四、五ガロン罐の配給を受けんとするときは一定期日迄に五ガロン罐工業組合に對し配給申込を爲し左記に依り五ガロン罐工業組合より現品の配給を受くること
- (1) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る資源名欄に「五ガロン罐」と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受くること
- (2) 官廳需要に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式の五ガロン罐配給申込

書に依り現品の配給を受くること

- (3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳又は需要統制團體の證印を受けたる別紙様式五ガロン罐配給申込書に依り現品の配給を受くること
- (4) 第三國向輸出用に付ては輸出品原材料配給會社に於て一括購入するものとす
- (5) 其の他の需要に付ては五ガロン罐配給協議會に於て決定したる需要者別又は需要者團體別割當額の範圍内に於て夫々現品の配給を受くること
- 五、五ガロン罐配給協議會は五ガロン罐工業組合内に設置し商工省監督の下に前項第五號に掲ぐる需要に付用途別割當額の決定を爲し之が現品供給の確保を圖るものとす
- 六、當該需要の主務官廳需要統制團體又は輸出品原材料配給會社は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別五ガロン罐割當額を超え配給申込書の發行又は其の證印若し購入することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺したるときは次期割當額より其の超過額を控除するもの

とす

- 充足軍需に付ても前項と同様とす
- 七、五ガロン罐工業組合は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に於ける所屬組合員別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること
- 八、五ガロン罐工業組合は現品の引渡を了したる五ガロン

罐配給申込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること

- 九、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額より之を實施するものとす
- (備考) 需要統制團體ニ於テ證印スル配給申込書ニシテ現ニ實施中ノ様式アルモノハ其レニ依ルコト

(様式)

五ガロン罐配給申込書

第 號	五ガロン罐業組合	昭和 年 月 日
製品統制機關名		
製造業者名	需要者住所氏名又ハ名稱	
五ガロン罐種別	罐 數	素材換算數量
	需 要 月 日	引 渡 月 日
	月 日 罐 數	月 日 罐 數
		備 考

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計畫産業石油部門) 割當額内ヨリ配給ヲ受ケルコトヲ承認ス

(記載事項)

- 一、一般五ガロン罐ハブリキ一遮ニ付 875 箇トス
- 二、ガラス用及罐詰用五ガロン罐ハブリキ一遮ニ付 827 箇トス
- 三、輸出魚類肝臟用五ガロン罐ハブリキ一遮ニ付 785 箇トス

主務官廳發行擔任官名

(10) 王冠コルク配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を實施せんとする王冠とは王冠コルク工業組合聯合會に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省は王冠の需給状況を調査し毎四半期各需要部門別王冠割當額を決定し之を當該需要の主務官廳及王冠コルク工業組合聯合會(以下王冠コルク工聯と稱す)に通知すること
- 三、王冠コルク工聯は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額の王冠の生産を確保すること
- 四、王冠の配給を受けんとするときは一定期日迄に王冠コルク工聯に對し配給申込を爲し左記に依り王冠コルク工聯指定したる製造業者又は販賣業者より現品の配給を受けること
- (1) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る資源名欄に王冠と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受けること
- (2) 外地用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳

の證印を受けたる別紙様式の王冠配給申込書に依り現品の配給を受けること

- (3) 第三國向輸出用に付ては輸出品原材料配給會社に於て一括購入するものとす
- (4) 其の他の需要に付ては王冠配給協議會に於て決定したる需要者別又は需要者團體別割當額の範圍内に於て夫々現品の配給を受けること
- 五、王冠コルク配給協議會は王冠コルク工聯内に設置し商工省監督の下に前項第四號に掲ぐる需要に付用途別割當額の決定を爲し之が現品供給の確保を圖るものとす
- 六、當該需要の主務官廳又は輸出品現材料配給會社は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門王冠割當額を超え配給申込書の發行又は其の證印若は購入することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當額を超へ配給申込書を發行し又は之に證印を押捺したるときは次期割當額より其の超過額を控除するものとす
- 充足軍需に付ても前項と同様とす
- 七、王冠コルク工聯は毎四半期終了後一箇月以内に當該期

に於ける所屬組合員生産實績並に需要部門別配給實績を商工省に報告すること

八、王冠コルク工聯は現品の引渡を了したる王冠配給申込

書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること

九、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額より之を實施するものとす

(様式)

王冠配給申込書

號  
製  
品  
統  
制  
機  
關  
名  
稱  
販  
賣  
業  
者  
名  
稱  
製  
造  
業  
者  
名  
稱

王冠コルク工業組合聯合會  
需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日

王冠種別	箇數	素材換算重量	需 要		引 渡		備 考
			月 日	箇 數	月 日	箇 數	

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月 乃至 月 ) 割當額内ヨリ配給ヲ受ケルコトヲ承認ス  
昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

(記載注意) 素材換算重量ニ付テハ日本王冠コルク工業組合聯合會ニ照會ノコト

(11) 船用鎖配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を實施せんとする船用鎖工業組合に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省は船用鎖の需給状況を調査し毎四半期各需要部門別に船用鎖割當額を決定し之を各需要地域に於ける監督官廳、需要官廳及日本船産鎖工業組合に通知するものとす
- 三、日本船用鎖工業組合は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要地域別又は需要官廳別割當額の船用鎖の生産を確保すること
- 四、船用鎖の配給を受けんとするときは日本船用鎖工業組合に對し配給申込を爲し左記に依り日本船用鎖工業組合の指定する製造業者又は販賣業者よりの現品の配給を受けること
  - (1) 内地に於て需要するものにして船舶安全法の適用を受ける船舶に使用するものに付ては當該監督官廳の證印を受けたる別紙様式の船用鎖配給申込書に依り現品の配給を受けること
  - (2) 前項以外の用途に使用する内地官廳需要に付ては

當該官廳の割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式の船用鎖配給申込書に依り現品の配給を受けること

- (3) 外地に於て需要するものに付ては當該地域に於ける監督官廳の證印を受けたる別紙様式の船用鎖配給申込書に依り現品の配給をなすこと
  - (4) 滿洲又は支那に於て需用するものに付ては對滿事務局又は興亞院の證印を受けたる別紙様式の船用鎖配給申込書に依り現品の配給を受けること
  - (5) 其の他の需要に付ては商工省より指示なき限り從來通適宜購入せしむること
- 五、監督官廳又は需要官廳(對滿事務局及興亞院を含む)は原則として商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別船用鎖割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當額を超へ配給申込書を發行し又は之に證印を押捺したるときは次期割當額より其の超過額を控除するものとす
- 六、日本船用鎖工業組合は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に於ける所屬組合員別生産実績並に需要地域又は需要官廳別配給実績を商工省に報告すること

七、日本船用鎖工業組合は現品の引渡を了したる船用鎖配給申込書は毎月末取纏め之を商工省に送付すること

八、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額より之を實施することとす

(様式)

船用鎖配給申込書

日本船用鎖工業組合

需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日發行

船種	造船番號又ハ船名	總噸數	用途	備考
		噸		

製品名	寸法	長	箇數	素材換算重量	歩留	需要年月日	納入年月日
			噸	噸			

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計畫産業船舶部門) 割當額内ヨリ配給ヲ受ケル  
コトヲ承認ス  
昭和 年 月 日

監督官廳名又ハ需要官廳名  
(對滿事務局及興亞院各擔任官ヲ含ム)

(12) ツルハシ、ハンマー配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を実施せんとするツルハシ、ハンマーは日本ツルハシ、ハンマー工業組合に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省はツルハシ、ハンマーの需給状況を調査し毎四半期各需要部門別にツルハシ、ハンマー割當額を決定し之を當該需要の主務官廳及日本ツルハシ、ハンマー工業組合に通知するものとす
- 三、日本ツルハシ、ハンマー工業組合は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額のツルハシ、ハンマーの生産を確保するものとす
- 四、ツルハシ、ハンマーの配給を受けんとするときは一定の期日迄に日本ツルハシ、ハンマー工業組合に對し配給申込を爲し左記に依り日本ツルハシ、ハンマー工業組合又は其の指定する販賣業者より現品の配給を受くること

- (1) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に依る資源名欄に「ツルハシ、ハンマー」と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受くること
- (2) 官廳需要に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式のツルハシ、ハンマー配給申込書に依り現品の配給を受くること
- (3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式のツルハシ、ハンマー配給申込書に依り現品の配給を受くること
- (4) 其の他の需要に付ては商工省より別段の指示なき限り従來通適宜購入せしむるものとす
- 五、當該需要の主務官廳は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別ツルハシ、ハンマー割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺することを得ざるものとす
- 六、日本ツルハシ、ハンマー工業組合は現品の引渡を了したるツルハシ、ハンマー配給申込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること
- 七、日本ツルハシ、ハンマー工業組合は毎四半期終了後一

箇月以内に當該期に於ける所屬組合員別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること

八、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月分)鐵鋼配當額より之を実施するものとす

(様式)

ツルハシ、ハンマー配給申込書

第一號  
製品統制機關名  
販賣業者名  
製造業者名

日本ツルハシ、ハンマー工業組合

需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日

ツルハシ、ハンマー種別	箇	數	歩減率	素材換算重量	需要月日		引渡月日		備考
					月	日	月	日	

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計畫産業鐵鋼部門) 割當額内ヨリ配給ヲ受ケル  
コトヲ承認ス

昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

(13) サツシュ配給統制要綱

一、本要綱に依り配給統制を実施せんとするサツシュ(附屬品を含む以下同じ)とは日本サツシュ製造工業組合聯合會(以下サツシュ工聯と稱す)に所屬する組合員の製造するものとす

二、商工省はサツシュの需給状況を調査し毎四半期各需要部門別にサツシュ割當額を決定し之を當該需要の主務官廳及日本サツシュ工聯に通知すること

三、サツシュ工聯は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し其の製品は總てサツシュ工聯の共販部を通じ之を配給すること

四、サツシュの配給を受けんとするときは擔任官一定期日迄にサツシュ工聯に對し配給申込を爲し左記に依りサツシュ工聯又は其の指定する販賣業者より現品の配給を受けること

(一) 充足軍需に付ては各鐵鋼割當證明書發行に係る資源名欄に「サツシュ」と記載したる充足軍需割當證明書に依り現品の配給を受けること

(2) 官廳需要に付ては當該官廳の各鐵鋼割當證明書發行擔任官の發行に係る別紙様式のサツシュ配給申込書に依り現品の配給を受けること

(3) 外地用、計畫産業用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式のサツシュ配給申込書に依り現品の配給を受けること

(4) 其の他の需要に付ては商工省より別段の指示なき限り従來通り適宜購入せしむること

五、當該需要の主務官廳は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門サツシュ割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺したるときは次期割當額より其の超過額を控除するものとす

充足軍需に付ても前項と同様とす

六、サツシュ工聯は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に

於ける所屬組合員別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること

七、サツシュ工聯は現品の引渡を了したるサツシュ配給申

込書は毎月末取纏め之を商工省に送付すること

八、本要綱に依る配給統制は昭和十五年第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配當額より之を実施するものとす

(様式)

サツシュ配給申込書

第 號  
製品統制機關名  
販賣業者名  
製造業者名

日本サツシュ製造工業組合聯合會  
需要者住所氏名又ハ名稱

昭和 年 月 日

製 品 名	製 品 重 量	素材換算數量		歩減率	需 要 年 月 日	納 入 年 月 日
		匁	斤			

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計畫産業鐵鋼部門) 割當額内ヨリ配給ヲ受クル  
コトヲ承認ス  
昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

印

(記載注意)

1. 製造業者ハ製品統制機關ニ於テ需要者ノ希望ヲ本位トシテ決定スルモノトス
2. 歩減率ハ具體的受註ニ應ジ決定スルモノナルニ付製品統制機關ニ付照合セラレ度

(14) 粉砕用ボール配給統制要綱

- 一、本要綱に依り配給統制を實施せんとする粉砕用ボールとは日本鑛山ボール工業組合に所屬する組合員の製造するものとす
- 二、商工省は粉砕用ボールの需給状況を調査し毎四半期各需要部門別に粉砕用ボール割當額を決定し之を當該需要の主務官廳、需要統制團體及日本鑛山ボール工業組合(以下ボール組合と稱す)に通知すること
- 三、ボール組合は其の所屬組合員に對し受註に適合したる生産割當を爲し毎四半期需要部門別割當額の粉砕用ボールの生産を確保すること
- 四、粉砕用ボールの配給を受けんとするときは一定期日迄にボール組合に對し配給申込を爲し左記に依りボール組合より又は其の指定したる製造業者より現品の配給を受けること
- (一) 外地用、圓域輸出用に付ては當該需要の主務官廳の證印を受けたる別紙様式(一)の粉砕用ボール配給申込書に依り現品の配給を受けること
- (二) 製鐵事業用、鑛山用、電力事業用、セメント用に

付ては當該産業の需要統制團體の證印を受けたる別紙様式(二)の粉砕用ボール配給申込書に依り現品の配給を受けること

- (3) 其の他の需要に付ては商工省より別段の指示なき限りボール組合は適宜配給すること
- 五、當該需要の主務官廳又は需要統制團體は商工省より通知ありたる毎四半期需要部門別粉砕用ボール割當額を超え配給申込書を發行し又は證印を押捺することを得ざるものとす但し特別の事情に依り右割當額を超え配給申込書を發行し又は之に證印を押捺したるときは次期割當額より其の超過額を控除するものとす
- 六、ボール組合は毎四半期終了後一箇月以内に當該期に於ける所屬組合員別生産実績並に需要部門別配給実績を商工省に報告すること
- 七、ボール組合は現品の引渡を了したる粉砕用ボール配給申込書を毎月末取纏め之を商工省に送付すること
- 八、本要綱に依る配給統制は昭和十五年度第三四半期(十月乃至十二月)分鐵鋼配給額より之を實施するものとす

備考 第四項第二號ノ需要統制團體ニ於テ發行スル配給申込書ノ様式ハ現行ノ方法ニ依ルモノトス

(様式)

粉砕用ボール配給申込書

第 號  
製品統制機關名  
製造業者名

日本鑛山ボール工業組合  
需要者住所氏名又ハ名稱  
昭和 年 月 日

粉砕用ボールノ種別	寸法	重量	歩減率	素材換算重量	需要月日		引渡月日		備考
					月	日	月	日	

上記ハ昭和 年度第 期 ( 月乃至 月) (例、計畫産業鐵鋼部門) 割當額内ヨリ配給ヲ受クルコトヲ承認ス

昭和 年 月 日

主務官廳發行擔任官名

印

- (註) 1. 本様式ハ外地用 圓域輸出用ニ限ルコト  
2. 製造業者名稱ニハ希望スル者ヲ記入シ置クコト



漁業用鋼索配給統制運用方針

一、農林省は農林商工兩省の打合に基き商工省に於て漁業用として割當てたる數量の範圍内に於ける鋼索（鋼線入マニラ麻鋼及釣漁用鋼擦線を含む）を更に道府縣又は海洋漁業資材配給協會（以下單に海洋協會と稱す）に割當るものとす

二、道府縣又は海洋協會は前項の割當に基き需要者又は需要者の團體に割當を爲し之に相當する鋼索配給要望書（以下單に要望書と稱す）正副二通を作成し直ちに之を鋼索配給協議會（以下單に協議會と稱す）に一括送付すると前項の要望書の作製及送付は農林省の割當ありたる日より一箇月以内に之を行ふこと

三、協議會は道府縣又は海洋協會より送付ありたる前項の承認書（要望書副）に基き直ちに鋼索製造者を決定し之に協議會の證印を押捺し道府縣又は海洋協會に一括送付すること

四、道府縣又は海洋協會は協議會より送付ありたる承認書を需要者又は需要者の團體に交付すること

五、前項に依り承認書の交付を受けたる需要者又は需要者

鋼索は前項に拘はらず船舶用鋼索とす

二、逓信省に於ては、商工省より船舶用として割當ありたる數量の範圍内に於ける鋼索を毎月左の四部に分ち割當を行ふ

(イ) 海運組合法に依る組合及之に準ずる團體

(ロ) 造船事業法に依る造船組合及之に準ずる團體

(ハ) 公認せられたる船舶荷役業組合及之に準ずる團體

(ニ) 日本船具商業組合聯合會（内外船應急用）

三、前號各團體は、其の加盟の需要者よりの鋼索配給要望書（以下單に要望書と稱す）に基き前號の割當の範圍内に於て需要者に分割割當を爲し、是に相當する要望書を作成し、規格別總括表を添附し逓信省の證印を求め鋼索配給統制協議會（以下單に協議會と稱す）に一括送附す但、前號（二）に掲記の日本船具商業組合聯合會は、同理事長代表して割當の範圍内に於て特定地區の所屬組合に割當を爲し、以下前項の手續を準用して處理す前記の要望書は毎月十五日迄に逓信省に提出す

四、鋼索配給統制要綱の六に依り承認書の交付を受けたる需要者は、承認書發行の日より二箇月以内に是を承認書

の團體は之を協議會指定の鋼索製造業者又は漁業組合系統機關若は配給業者に提出し鋼索の配給を受くること承認書の有効期間は協議會の承認の日より二箇月以内とし期間内に鋼索製造業者の手に到達するを要すること六、鋼索製造業者又は漁業組合系統機關若は配給者は承認書に依るに在らざれば鋼索の配給を爲すことを得ざること

需要者又は需要者の團體は原則として從來の購入経路に依り配給を受くること

七、需要者又は需要者の團體承認書に依り鋼索を購入したるときは遅滞無く之を承認書交付の道府縣又は海洋協會に報告すること

八、道府縣知事又は海洋協會は前項に依る報告を取纏めたる上上期第一月の末日迄に農林省臨時農村対策部長に其の旨報告すること

船舶用鋼索配給統制運用方針

一、本方針に於て船舶用鋼索とは、漁船を除きたる一切の船舶に於て使用する鋼索及造船所の設備用として使用する鋼索を謂ふ但し造船業者に於て裝備すべき新造漁船用

指定の鋼索製造業者又は配給業者を経由鋼索製造業者迄に提出し鋼索の配給を受く

五、需要者、承認書に依り鋼索を購入したるときは、遅滞なく所屬團體に其の規格別數量を報告す

六、各團體は前號に依る報告を各四期毎に取纏め次期第一月の末日迄に逓信省管船局に報告す

七、第一號（二）の日本船具商業組合聯合會割當の分は、特定地區の所屬組合に於て共同保管し眞に要急の需要につき需要者に販賣せらるべきものとす。之が取扱方は左の通りとす

(イ) 需要者は現品を購入せんとする地區組合と連絡の上、別添様式の鋼索配給證明願に最寄管海官廳の證明を受け是を割記地區組合に提出し現品を購入す

(ロ) 地區組合は各月末現在にて當月中の配給數量、在庫數量（各規格別）を日本船具商業組合聯合會に報告し、同聯合會は翌月十日迄に逓信省管船局に是を一括報告す

(ハ) 地區組合は（イ）に依るに非ざれば鋼索を販賣することを得ず



共同保管用鋼索配給證明願

左記の鋼索 船 丸運航上要急のものにつき日本船  
具商業組合聯合會

組合の共同保管用より配給相受度、特に緊急裝備の要  
あることを御證明相成度候

構造 徑(耗) 丸數 製品重量(匁) 用途

昭和 年 月 日

申請者 住所 氏名

逓信局海事部出張所長殿

右證明す

昭和 年 月 日

管海官廳 ㊟

地方鐵道軌道及專用鐵道(公私設鐵道)用鋼索  
の配給統制運用方針

一、商工省鐵鋼局は鐵道省監督局との打合に基き地方鐵道  
軌道及專用鐵道用(公私鐵道用)鋼索の毎四半期に於ける  
割當數量を決定し之を鐵道省監督局及鋼索配給統制協  
議會に通知す

一、實需家は鋼索配給要望書(正副寫)三通を鐵道同志會經

由の上鐵道省監督局に提出するものとす

一、鐵道省監督局は割當數量の範圍内にて協議會と協議の  
上査定を行ひ要望書(正)に證印を押捺し(正副)三通を協  
議會に送付す

一、配給の決定を爲したる時は鋼索配給承認書(副)に協議  
會の配給承認の證印を押捺し之を鐵道同志會を通じ實需  
家に交付するものとす

(16) 亞鉛鐵板配給統制要綱

最近に於ける鐵鋼統制の強化に伴ふ亞鉛鐵板の需給狀況  
に鑑み速に配給統制を実施するの要あるを以て左記要綱に  
依り之を實施せんとす

一、統制組織

亞鉛鐵板の製造業者及販賣業者に付夫々左の統制を圖る

(一) 製造業者

亞鉛鐵板の製造業者は工業組合(日本亞鉛鐵板工業組  
合)を組織するを以て右工業組合をして統制に當らし  
む

(二) 販賣業者

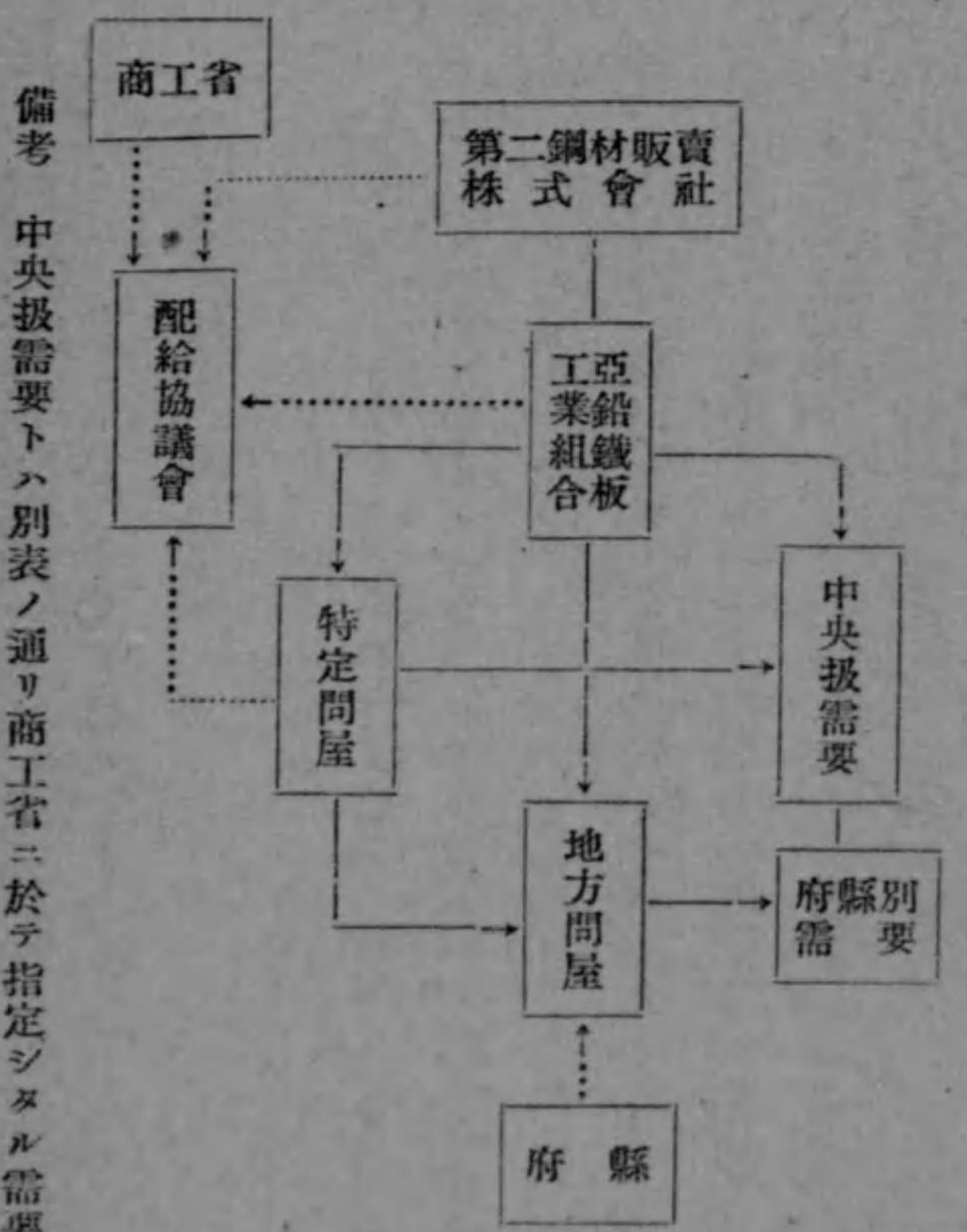
(二) 事業

(1) 府縣別需要の査定及之に對する配給量の割當

(2) 中央扱(官廳需要、生産力擴充用、輸出振興會  
社用、定期需要其他)の査定及之に對する配給量  
の割當

(3) 地方問屋、中央扱需要に對する配給擔當者の決  
定

亞鉛鐵板配給系統圖



備考 中央扱需要トハ別表ノ通り商工省ニ於テ指定シタル需要

亞鉛鐵板の販賣業者は其の機能に依り特定問屋及地方  
問屋別に商業組合を組織せしむ

(1) 特定問屋

特定問屋は主要販賣業者より工業組合之を選定し東  
京及大阪別に商業組合を組織す

(2) 地方問屋

地方問屋は工業組合之を指定し各府縣別に商業組合  
を組織す

(3) 特定問屋は豫め定められたる一定量の範圍内に於  
て製造業者と共に地方問屋に對する配給並に中央扱  
需要に對する配給に當るものとし地方問屋は各府縣  
別に査定せられたる需要に對し各府縣の監督下に配  
給を擔當す

二、中央亞鉛鐵板配給協議會

亞鉛鐵板の配給の調整を圖る爲商工省の監督下に中央亞  
鉛鐵板配給協議會を設置す

(一) 組織

第二鋼材販賣株式會社、工業組合及特定問屋商業組合  
のメンバーを以て組織す

- (4) 其他統制に必要な事項の決定
- (三) 配給協議會は原則として毎月一回之を開催し一月分の割當を決定す
- 尙協議會に部會を設け原則として毎週一回開催し細部の事項を協議決定す
- 三、販賣價格
- 亞鉛鐵板の販賣價格に付ては商工省の指示に従ふものとす

(17) 釘、針金、鐵線配給統制要綱

- 一、統制品種
- 釘、亞鉛引鐵線(針金)、鐵線
- 二、統制組織及統制方法
- 中央釘、針金鐵線配給統制協議會を設置し同協議會に於て商工省監督の下に各品種の生産比率及配給數量の決定等を行ひ右決定に基き製造業者の統制團體(日本線材製品工業組合聯合會)及販賣業者の統制團體(商業組合)をして生産並に配給の統制を實施せしむ
- 尙地方に割當せられたる數量の需要者(金物小賣商及小口需要者)配給數量に付ては地方長官の監督下に地方釘

針金鐵線配給統制協議會を組織せしめ之が決定を爲さしむ

- (一) 製造業者の統制團體
- 釘、針金、鐵線の製造業者は日本線材製品工業組合聯合會(東京鐵線工業組合、大阪鐵鋼線材製品工業組合、兵庫縣線材加工工業組合、愛知縣鐵鋼線材製品工業組合、福岡縣線材製品工業組合)を組織するを以て右工業組合聯合會をして製造業者間の生産數量の割當、販賣業者間の販賣數量の割當配給の調整其他配給協議會の決定に基き統制の實施に當らしむ
- (二) 販賣業者の統制團體
- 釘、針金、鐵線の販賣業者は日本線材製品工業組合聯合會の選定したる指定問屋及地方問屋に分ち夫々團體を組織せしむ

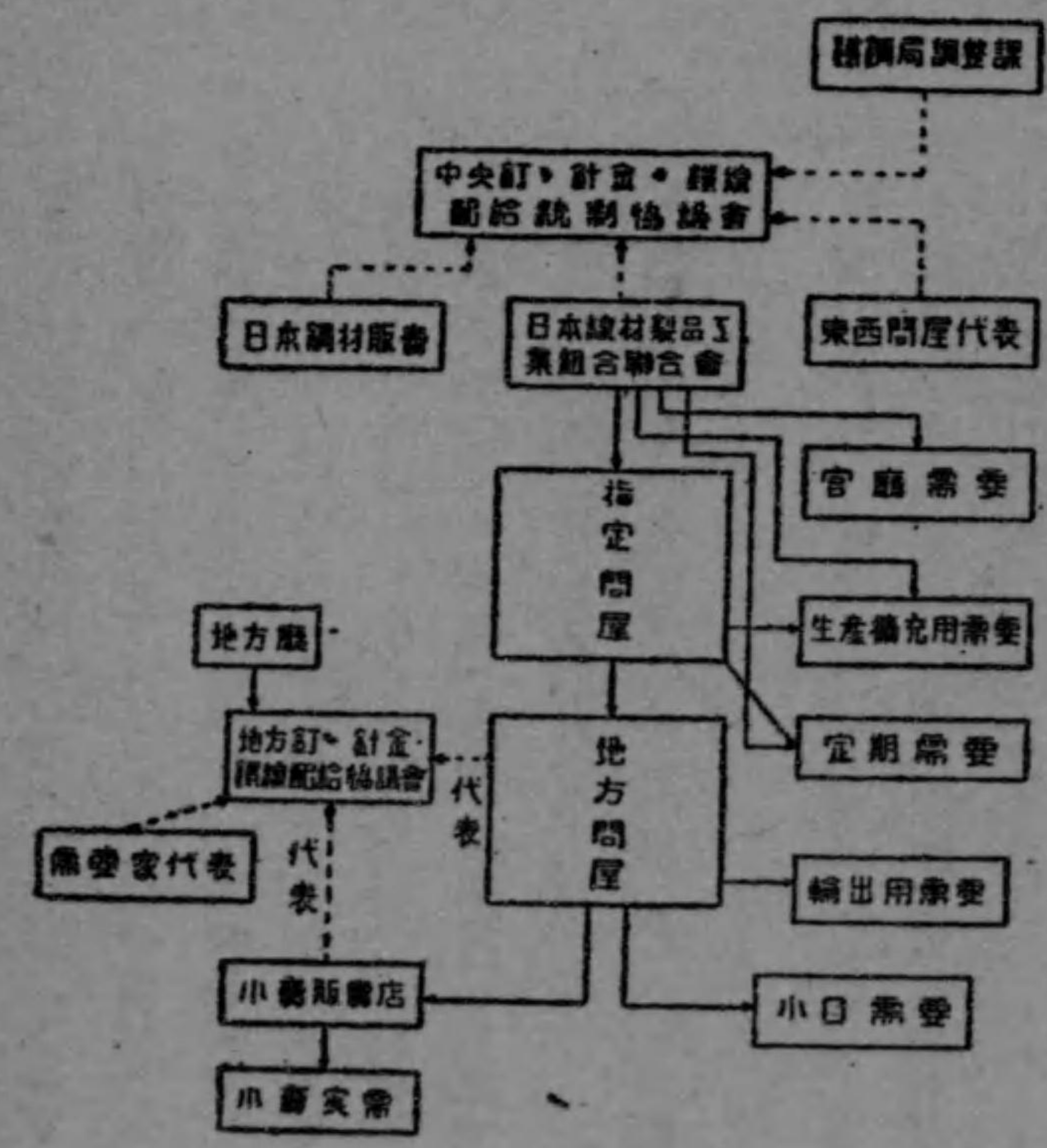
- イ 指定問屋
- 指定問屋は日本線材製品工業組合聯合會之を選定し東京及大阪に夫々商業組合を組織す
- ロ 地方問屋
- 地方問屋は日本線材製品工業組合聯合會之を選定し

道府縣に夫々商業組合を組織す

- (三) 中央釘、針金、鐵線配給統制協議會
- イ 組織
- 日本鋼材販賣株式會社、各工業組合理事長、指定問屋東西組合代表を以て組織す

- (ロ) 事業
- (1) 釘、針金、鐵線の三品目の生産比率の決定
- (2) 府縣別小口需要の査定及之に對する配給量(地方配給)の割當
- (3) 日本貿易振興會社の取扱ふ輸出品包装用及輸出品製造用に對する配給の割當
- (4) 中央協議會扱に屬する需要の査定及之に對する配給量(中央配給)の割當
- イ、官廳需要
- ロ、生産擴充用需要の査定及之に對する配給量の割當
- ハ、定期需要に對する配給量の割當
- (5) 地方配給、中央配給に對する配給擔當者の決定

針金 鐵線配給系統圖



- (6) 其他統制に必要なとする事項の決定
- (四) 地方釘、針金、鐵線配給統制協議會
- イ、組織
- 經濟部關係官、販賣業者代表(地方問屋金物小賣商)實需代表を以て組織す

ロ、事業

- (1) 金物小賣商に對する配給數量の決定
- (2) 小口需要中の主要なるものに對する配給數量の決定

(3) 其他配給統制に必要な事項の決定

三、販賣價格

釘、針金、鐵線の販賣價格に付ては商工省の指示に従ふものとす

地方釘、針金、鐵線配給統制協議會運用方針

- 一、貴管下地方問屋に對する配給數量は之を貴管下の小口需要(地方問屋扱)及小賣實需(小賣販賣店扱)に充當すること従つて地方問屋又は小賣販賣店が他府縣の需要者に供給したる爲貴管下の需要者に對する供給數量が減少するも之れが補給を爲さず
- 二、地方問屋の直賣數量と小賣販賣店の販賣數量とを決定すること
- 地方問屋は釘に付ては樽賣、針金、鐵線に付ては卷賣を爲すこととし何れも分賣を認めざること但し小賣販賣店に販賣する場合は此の限に在らざること

三、地方問屋をして取扱はしむる小口需要(小口軍需小口

官廳需要、輸已向包裝又は材料用、針金鐵線加工用、包裝木箱製造用、鑛山用、工場用、土木建築用等)の中の主要なるもの(地方問屋直賣を爲すもの)を決定すること

四、前項に於て決定したる小口需要に對する供給を確保する爲地方長官又は地方釘、針金、鐵線配給協議會に於て釘、針金、鐵線配給票を發行すること

五、貴地方に於てのみ有效なるものなることを明瞭に記載し置くこと

六、地方問屋が釘、針金、鐵線を材料とし製品の製造を爲す場合に於ては地方釘、針金、鐵線配給協議會の承認を受けたる數量の範圍内に於て之を爲さしむること賃加工を爲さしむる場合に於ても右に準じ承認を受けしめたる上之を使用せしむること

七、今回決定したる數量は一月乃至三月分の配給數量なるが二月以後に於て右數量を配給する豫定なるを以て地方に於ける之が配給統制は可及的速かに實施すること

八、地方問屋及其れに對する配給數量に變更ありたる場合は其の都度通知す

九、中央釘、針金、鐵線配給協議會に於て大口需要(一口

十噸以上)として引受あるものは軍需、官廳需要、生産力擴充に必要な需要、災害復舊に必要な需要、輸出品荷造用に必要な需要及其他一般の大口需要中緊急已むを得ざるものと認めたるものに付優先的に配給するものとす従つて右以外の大口需要は引受數量の關係上中央協議會に於て必ずしも之に配給し能はざるを以て其等の需要に對しては成るべく地方に於て配給する様取計度

(二四) 製鐵用ロール、インゴットケース及定盤の需給統制はどう行ふのですか

製鐵用ロール、インゴットケース及定盤の需給統制に關しては昭和十五年七月製鐵用鑄型、定盤及ロール用鉄鐵配給統制要綱を定め以て之が需給關係及材料割當の適正化を圖つたのでありますが鐵鋼生産上に占むるロール、インゴットケース及定盤の重要性に鑑みまして之が需給及材料の規正を更に強化せしむるの要あるため左に依つて製鐵用ロール、インゴットケース及定盤の需給統制を行ふこととし昭和十六年十月十一日一六機局第四七八九號を以て商工省

機械局長、鐵鋼局長より各地方長官宛次の如く通牒されたのであります。

製鐵用ロール、インゴットケース、定盤需給統制要綱

一、製鐵用ロール、インゴットケース、定盤需給統制協議會の組織

商工省關係官並に日本製鐵用機械製造工業組合、日本鑄物工業組合聯合會、製鐵機械鑄物部會鐵鋼統制會及特殊鋼協議會の各代表者を以て製鐵用ロール、インゴットケース、定盤需給統制協議會(以下需給統制協議會と稱す)を組織すること

二、需給統制協議會の機能

需給統制協議會は四半期毎に製鐵用ロール、インゴットケース及定盤の受註者の決定、材料査定其他製鐵用ロール、インゴットケース及定盤の需給統制上必要な事項を審議決定すること

三、運用方法

(一) 鐵鋼統制會及特殊鋼協議會は毎四半期に於けるロール、インゴットケース及定盤の所要數量を取纏め之

を商工省に提出すること

(二) 商工省は右所要數量を査定し當該四半期に於ける製鐵用ロール、インゴットケース及定盤の生産數量並に鐵鋼統制會及特殊鋼協議會別發註數量を決定すること

(三) 鐵鋼統制會及特殊鋼協議會は商工省に於て決定せられたる發註數量の範圍内に於て發註者別、機種（ロール、インゴットケース、定盤）別及受註者別發註希望表を作製し之を需給統制協議會に提出すること

(四) 日本製鐵用機械製造工業組合及日本鑄物工業組合聯合會製鐵機械鑄物部會は發註希望表に於ける受註者に付審議したる上受註希望表を作製し之を需給統制協議會に提出すること

(五) 需給統制協議會は發註希望表及受註希望表に付審議し製造技術製造能力等を考慮したる上受註者の決定を爲すこと

(六) 需給統制協議會は發受註の決定せられたる機種に付鉄鐵所要量の査定を爲すこと

(七) 日本製鐵用機械製造工業組合及日本鑄物工業組合

實業者は石油配給量の減少に因り漸次經營難に陥り居りたる處今般の消費規正強化に依りては更に其の傾向は一層増大し益々經營困難を來すと共に一方販賣業者數は過剩を來し現在の機構を以てしては到底營業を繼續し能はざる實情に立到るのみならず他面現在の機構の儘推移せしむるに於ては配給上、價格政策上にも支障を及ぼすものと認めらる

即ち現在の地方石油販賣會社に於ては配給機構整備の當初設立を急ぎたるの餘り資本膨脹經費の増大等を來し居りたるも諸般の事情よりして未だ減資、冗費の節約經營の合理化等を爲さず配當維持に困難を極め居るものも相當あり又小賣商に於ても配給量の減少、消費者の組織化配給重點變化等に伴ひ所謂過剩遊休配給所となり過去の實績主義に基く利潤プール制等に依り辛うじて生活を維持し居るものも相當ある實情なり

仍て斯る現在の販賣業界の實情に再検討を加へ併せて現下の石油配給政策、中小商業者政策物價政策等諸般の點をも考慮し此の際恒久的、合理的、徹底的機構の整備を圖るものとす

聯合會製鐵機械鑄物部會は毎四半期に於ける受註數量に付其の納入狀況報告書を當該四半期の翌四半期中に需給統制協議會に提出すること

(二五) 石油下部配給機構はどう整備されるのか

現下の石油消費規正狀況並に石油下部配給機構の實情に鑑み別紙「石油下部配給機構整備要綱」に依り之が整備を實施することとなり昭和十六年十月十日一六燃一第二六六四號を以て商工省燃料局長官、振興部長より各地方長官宛次の如く通牒を發したのであります。

石油下部配給機構整備要綱

一六・九・二一六  
燃 料 局

一、方 針

現在の石油下部配給機構は卸賣商に付ては昭和十四年末之を統合し各地方石油販賣株式會社を設立せしめ又小賣商に付て昭和十五年八月重點配給の共同配給組合を結成せしめ配給の圓滑適正を圖り來りたる次第なるが之等販

二、整 備 要 領

- (1) 地方石油販賣會社と小賣業者とを合體したる單一の下部配給機關を編成せしむ
  - (2) 新機關は株式會社とす
  - (3) 新會社の資本金は地方の實情に應じ必要な配給設備資金及運轉資金を基準として之を定む
  - (4) 新會社の株式配分は原則として現在の地方石油販賣會社株主に對し三、小賣業者に對し七の割合とす
  - (5) 新會社は石油共販會社より買入れたる製品を直接需要者へ販賣するものとす
  - (6) 新會社は事業上必要な限度に於て現在の配給設備施設等を買収するものとす
  - (7) 新會社は圓滑なる配給に必要な限度に於て配給所を設置す
- 右の配給所は可及的に從來の毛細配給機關たる現在設備を活用す
- 配給所の整備に付ては別記に依る
- (8) 新會社は必要な限度に於て從來の販賣業者中より選定したる配給者を置く

配給者には適正なる手数料を支給す

### 三、實施方法

(1) 新會社の株主の範圍は現在の地方石油販賣會社の株主及地方石油販賣會社より直接供給を受け居る小賣業者とす

株式割當の基準は左記に依る

(イ) 現在の地方石油販賣會社株主間に於ては其の持株比率に依る

(ロ) 小賣業者間に於ては基準數量を昭和十五年九月より本年八月迄の一年間を採り各業者間に於ける數量比率は現在の各地方石油販賣會社に於て採用しある割當比率とし品種別比率は地方石油販賣會社設立のとき採用せる比率の例に依る

(2) 新會社は便宜上現在の地方石油販賣會社を改組し之に充つるものとす

現在の地方石油販賣會社の資本金は差當り減増資せざるものとし現在株主の持株の七割を小賣業者に譲渡せしむるものとす

整備要領(3)に依り算出せられたる新會社の資本金額

り適當なるもの(該配給所に於て従來營業を爲し居りたる者を以て可及的に之に充つるものとす)を以て之に充つ

同一地域に配給者として適當なるもの數名ある場合は企業合同等の方法に依り之を整備するを妨げざるものとす  
配給所員に不足ある場合は轉廢業する人員中より選定す  
配給所者又は配給所員とならざる販賣業者は之を轉廢業せしむ

(3) 従來の販賣業者の店舗、倉庫等を石油配給所の施設に充當する場合は新會社に於て賃借するを建前とす  
此の場合に於ては新會社は適正なる賃借料を支拂ふものとす

(4) 配給所の手數料の配分標準は經營費(傭人給料)、荷造、漏洩、賣掛危險負擔等を含み決定するものとす

(5) 配給所の石油配給は一切新會社の指示を受くるものとす

新會社は配給者を不適當と認めたるときは地方長官の承認を受け之を變更し得るものとす

が現在の地方石油販賣會社の資本金と對比し過不足あるときは改組後其の額に付減増資を行ふものとす

(3) 新會社の役員は地方廳に於て適當と認むるものを以て之に充つるものとす但し役員の数に現在の地方石油販賣會社の役員數を超えざるものとす

(4) 現在の小賣商業組合、石油共同配給組合其他石油配給に關する團體は本案の實施に伴ひ發展的解消を遂げしむるものとす

(5) 新會社に於て買収若しは賃借せざる設備施設を所有せざる販賣業者及新會社の配給者たらざる販賣業者に對しては新會社に於て適當なる共助方策を講ぜしむると共に國民更生金庫に於て之に對する措置を爲さしむるものとす

### 石油配給所の整備

(1) 配給所の選定は地方長官の認定に依るものとす  
地方長官配給所を選定する場合に於ては配給所の地域、設備、配給、數量等を勘考し圓滑適正なる配給を期し得る様選定すること

(2) 配給所の經營擔當者(配給者)は現在の販賣業者中よ

### (二六) 貿易業の整備はどう行はれるのですか

(參照 二九〇頁)

米英に對し宣戰布告を見たる今日、我國貿易の基調は滿支、佛印及泰竝に逐次擴大せらるべき南方占領諸地域内に於ける物資交流を圓滑に爲し以て今後の長期戦に備ふる必要あるを以て此等諸地域よりの重要物資の取得並に右諸地域に對する開發資材、生活必需物資等所要の物資の供給は之を計畫的に且強力迅速なることを要すると共に戦後新秩序建設せられたる場合に於ても本邦貿易の計畫化を要請せらるるを以て輸出業の整備を爲さんと昭和十六年十二月二十二日一六貿總第九一〇號を以て商工省貿易長官より各地方長官宛次の如き通牒が發せられたのであります。

(一) 第三國、圓域並に佛印及泰の三地域の各事情に即して左の如く整備再編成を爲すこと

### (イ) 第三國

輸出業者(外商を除く)の企業合同を勸奨して輸出業者の規模を差し當り左の基準以上に達せしむること

(1) 綜合基準—昭和十四年及十五年の年平均第三國輸出實績(佛印及泰向實績を含む)五十萬圓を最低限

度とすること

(2) 商品別基準—前項の基準に拘らず商品別に一定基準を認むること(商品基準に付ては追而之を決定すること)

(3) 特定市場のみを相手とする輸出業者に付ては前二項の基準に拘らず必要に應じ之を認むることを得ること

(ロ) 圓域

圓域向輸出に付ては其の計畫的遂行を期する爲第三國の場合に準じ企業合同を勸奨する方針なるも差し當り輸出実績過少なる者に對し輸出割當を停止する等輸出統制上必要な措置を爲すこと

(ハ) 佛印及泰

佛印及泰向輸出に付ては圓域に準じ輸出実績過少なる者に對し輸出割當を停止する等輸出統制上必要な措置を爲すこと

(二) 圓域向輸出統制の方法に付ては統制商品別に其の輸出計畫總額(現在の輸出組合の輸出統制品目に限る)の六割は圓域輸出実績者に割當二割は左の方法に依り(一)項

例へば新規商品等を取扱はしむる如く可及的に措置するものとす

(三) 尙第三國輸出業者の第三國向輸出不能滞貨の圓域向輸出に付ては前項の二割の外適當範圍内に於て考慮すること

(四) (一)項(イ)に該當する第三國輸出業者(泰輸出実績者にして(一)の(ハ)項に依り輸出割當の停止を受けざる者を含む)は泰向輸出額中特別申請割當分(三割)に参加せしむること

佛印向非代行商品に付ては前項に準じ措置すること

(五) 企業合同の型態としては商法上の會社、有限會社、商法上の匿名組合、組織者中の一名を業務執行者として之に組合員の營業權一切を委託して經營を爲さしむる契約に基く民法上の組合の型態等を採ること

(六) 企業合同したる場合に於ては合同に参加せる者は貿易組合より脱退し合同體又は其の代表者のみを貿易組合の組合員となすこと

(七) 企業の間又は實績の譲渡等に依り組合より脱退せんとする者に對しては出資金、積立金、準備金等の持分

(イ)に該當する第三國輸出業者(外商を除く以下同じ)に割當つること尙殘餘の二割は申請割當とすること(本項の實施時期は追而之を定むること)

(イ)第三國輸出業者の圓域輸出に介入し得る程度は當該業者の第三國輸出実績(佛印及泰輸出実績を除く)に比例し按分割當を爲すものとす

佛印向代行商社に付ては其の代行商品に關する限り圓域輸出の介入より除外す

(ロ) 前項に依り圓域輸出に介入し得べき物資は現地開發用資材、組合又は會社輸出、指定輸出及代行輸出を爲し居れるものを除きたる物資とす

尙右除外物資に付ては第三國輸出業者に對する利益の分與に付考慮すること

(ハ) 第三國輸出業者の圓域向輸出貨資の品種は前項の物資の範圍内に於て原則として當該業者の從來第三國に對し輸出し居りたる商品と同一品種(企業合同體に在りては其の構成分子の從來取扱ひたる品種と同一品種)とし前(ロ)項に依り取扱商品より排除せられたる商品を取扱ひ居りたる者に對しては右商品以外の品種

(貿易振興資金に對する持分を除く)を支給せしむる様措置すること

企業の間又は實績の譲渡を爲さざる脱退者にして轉廢業を爲す者に對しては前項の持分の外各組合の貿易振興資金(原則として其の半額を限度とす)中より適當基準に依り算出したる額を加算支給すること

(ハ) 企業合同を安易ならしむる爲組合員の實績又は持分の譲渡を安易ならしむる様措置すること

(九) 輸出業者の轉廢業を容易ならしむる爲貿易組合等をして店舗、倉庫及滞貨の引取等の共助施設を爲さしむること

(十) 前項の共助施設を爲す場合及右施設に依り難き場合には國民更生金庫を利用せしむること

(二七) 輕金屬加工工業(續き)はどう整備されるのですか

(參照 二一七頁)

輕金屬工業の整備に關しては曩に述べたる他次の如き要綱に基いて實施することに昭和十六年一月九日全國經濟部長會議に於て商工省當局から指示せられたると共に同年二月商工省鑛産局より夫々次の如く指達せられて居るのであります。

(イ) 輕金屬加工工業整備要綱

(昭和十六年一月九日)  
全國經濟部長會議に於ける商工省指示

アルミニウム加工工業

一、アルミニウム板製品工業關係

(イ) 資本金及び設備の大なるもの(他業を兼營せるものを含む)は技術優秀なるものをもつて従來通り事業を行はしめ特に高精度を要する物品及び一般物品を製作せしむ

(ロ) 資本及び設備の大ならざるものにして設備及び技術の優秀ならざるものは、これを整理するとともに、設備及び技術の優秀なるものは企業の商品を行はしめ一般物品の製作及びこの種軍需の下請をなさしむ、企業の商品は壓縮機五臺、切斷機十臺を單位とし、最寄地域別にこれを行はしむ

二、アルミ機械用鑄物工業關係

(イ) 資本金及び設備の大なるもの(他業と兼營せるものを含む)は技術優秀なるを以て従來通り事業を行はしめ、特に高精度を要する製品を製作せしむ

と折衝中)設備及び技術の優秀なるものは企業の商品を行はしめ軍需の下請を可及的にこの方面に向けしむ  
企業の商品は熔解爐五基、工作機二臺以上を單位とし最寄地域別に之を行はしむ

四、アルミ板、アルミ管棒線、アルミ箔アルミ條及アルミ粉關係

業者は概ね資本及び設備大にして技術も優秀なるにつき従來通り事業を行はしむ(なほ將來資材その他の關係より必要あるときは改めて整理統合を行はしむることゝ致したし)

五、アルミ再生關係

アルミ再生事業はすべて日本アルミニウム屑統制株式會社の傘下に收め同社の子會社とし關東及び關西にそれぞれ再生會社を設立し、地域別に關係業者の整理統合をなすこととし、目下着々計畫を進めつつあり

マグネシウム加工工業

マグネシウム加工工業は現在軍需品のみを生産に従事しをり、その業者數も少く、且つこれらの設備、技術など極めて優秀なるを以て従來通り事業を行はしむ

(ロ) 資本及び設備の大ならざるものにして設備及び技術の優秀ならざるもの及び工場法の適用上事業を繼續せしむること不適當と認めらるるものはこれを整理するとともに(工場法關係の措置については内務省及び厚生省と折衝中)設備及び技術の優秀なるものは企業の商品を行はしめ一般物品の製作及びこの種軍需の下請をなさしむ、企業の商品は熔解爐五基、工作機二臺以上を單位とし最寄地域別にこれを行はしむ。特に「ダイカスト」關係は關東、中部及び關西の地域別か或は内地一圓の業者を一丸としたる會社を設立しこれに統合せしむ

三、アルミ器物鑄物工業關係

(イ) 資本及び設備の大なるもの(他業と兼營せるものを含む)は技術優秀なるものをもつて従來通り事業を行はしむ

(ロ) 資本及び設備の大ならざるものにして、設備及び技術の優秀ならざるもの及び工場法の適用上事業を繼續せしむること不適當と認めらるるものは整理するとともに(工場法關係の措置については内務省と厚生省

(ロ) 輕金屬加工工業の整備に關する件

(昭和十六年三月十八日一六號第四〇八號商工省指示)  
八號商工次官より大阪府知事宛通牒

最近に於けるアルミニウム一般民需用配給數量の激減に對處し加工業者の經營難を打開すると共に資材の有効利用生産力の増強力等を圖らんが爲には非能率工場ノ整理及中小企業ノ合同を斷行するの要あり其の大綱に關しては曩に經濟部長會議に於て指示相成たる處之が實施は事の性質上當業者ノ自治に委するを適當と認め本日附を以て關係工業組合聯合會宛別紙寫の通牒致候に付ては地方の實情に即應し可然御協力相煩度此段及通牒候也

追而曩に經濟部長會議に於て配布したる「輕金屬加工工業整備要綱」は其の後多少修正相成候に付爲念申添候

(ハ) 輕金屬加工工業の整備に關する件

(昭和十六年三月十八日一六號第四〇八號商工省指示)  
鑛産局長商工省振興部長より大阪府知事宛通牒

最近に於ける軍需飛躍的増大及生産擴充用需要の増加に伴ひ民需用配給數量を激減するの已むなきに至りたる結果主として民需用製品ノ製作に従事せる業者ノ受くる影響は相當大なるものあり之が打開策としては中小企業ノ整理合

同を断行し經營の合理化を圖るの外無之と被認候處本整理  
統合は事の性質上當業者間に於て自治的に之を實施するを  
適當と被認候に付ては別紙「輕金屬加工工業整備要綱」に  
基き貴聯合會所屬各工業組合内に於て可然處置相成度此段  
及通牒候也

追而本件整理統合に依り廢業を餘儀なくせらるる者の設  
備の大部分は國民更生金庫に於て之を買上ぐる豫定に有  
之尙其の評價に付ては轉廢業者資産評價中央委員會に於  
て一般的標準を決定し具體的には轉廢業者資産評價地方  
委員會に於て決定相成筈に付爲念申添候

(三) 輕金屬加工工業整備要綱

(昭和十六年二月商工省鑛産局)

趣 旨

新興産業たる輕金屬加工工業の整備に付ては高度國防國  
家の建設に必要な生産力の増強、資材の有効利用、生活  
必需品の供給確保等を圖る爲左の要領に依り非能率工場  
の整理、企業形態の合理化、下請制度の擴充整備、生産分野  
の劃定等を實施せんとす

方 針

はしめ一般物品の製作及各種下請を爲さしむ

企業の間は熔解爐五基、工作機二臺以上を單位と  
し最寄地域別に之を行はしむ但し「ダイカスト」關  
係は關東中部及關西の地域別か或は内地一圓の業者  
を一丸としたる會社を設立し之に統合せしむ

(三) アルミ器物鑄物工業關係

(イ) 資本及設備の大なるものは技術優秀なるを以て  
従來通事業を行はしむ

(ロ) 資本及設備の大ならざる者にして設備及技術の  
優秀ならざるもの及工場法の適用上事業を繼續せし  
むること不適當と認めらるるものは整理すると共に  
設備及技術の優秀なるものは企業の間を行はしむ  
企業の間は熔解爐五基、工作機二臺以上を單位と  
し最寄地域別に之を行はしむ

(四) アルミ板、アルミ管棒線、アルミ箔、アルミ條及  
アルミ粉關係

業者は概ね資本及設備大にして技術も優秀なるに付従  
來通事業を行はしむ(尙將來資材其の他の關係より必  
要あるときは更めて整理統合を行はしむこととす)

一、アルミニウム加工工業

(一) アルミ板製品工業關係

(イ) 資本及設備の大なるものは技術優秀なるを以て  
従來通事業を行はしめ特に高精度を要する物品及一  
般物品を製作せしむ

(ロ) 資本及設備の大ならざるものにして設備及技術  
の優秀ならざるものは之を整理すると共に設備及技  
術の優秀なるものは企業の間を行はしめ一般物品  
の製作及各種下請を爲さしむ企業の間は壓縮機五  
臺、切斷機一〇臺以上を單位とし最寄地域別に之を  
行はしむ

(二) アルミ機械用鑄物工業關係(ダイカストを含む)

(イ) 資本及設備の大なるものは技術優秀なるを以て  
従來通事業を行はしめ特に高精度を要する物品及一  
般物品を製作せしむ

(ロ) 資本及設備の大ならざるものにして設備及技術  
の優秀ならざるもの及工業法の適用上事業を繼續せ  
しむること不適當と認めらるるものは之を整理する  
と共に設備及技術の優秀なるものは企業の間を行

(五) アルミ再生關係

アルミ再生事業は凡て日本アルミニウム屑統制株式會  
社の傘下に收め同社の子會社として關東及關西に夫れ  
夫れ再生會社を設立し地域別に關係業者の整理統合を  
爲すこととし目下着々計畫を進めつつあり

二、マグネシウム加工工業

マグネシウム加工工業は現在軍需品の生産に従事し居り  
其の業者数は少く且之等の設備技術等極めて優秀なるを  
以て従來通事業を行はしむ

(二八) 塗料工業はどう整備されるのですか

漆を除く塗料全般に亘つて一定規模に達する合同體を結  
成せしめ之に原則として綜合生産をなさしめ生産を最優秀  
工場に集中して極力經營の合理化を圖ると共に生産計畫の  
設定、製品の規格統一、統制團體の設置をして整備の萬全  
を期せんとして次の如き塗料工業整備要綱を昭和十七年四  
月二十三日一七振第二五九〇號を以て地方長官へ通牒を發  
し協力を求めることとなつたのであります。

塗料工業整備要綱



現下並に今後に於ける時局の情勢に即應せしむべく左記  
方策に依り計畫生産の實施に照應して企業體制を整備する  
と共に原材料の重點的配給を爲し以て資材勞力等利用上の  
合理化を圖るものとす

方 策

一、計畫生産の實施

- (1) 生産計畫は商工省に於て各品種に付定期に設定す  
ることとし四に依る統制團體内に之が諮問機關を設置  
す本諮問機關の設置に依り従來の各種協議會は解散す  
べきものとす
- (2) 製品規格の統一、單純化を圖る目的を以て四に依  
る統制團體内に調査機關を設置せしむ
- (3) 企業整備の實施後各企業體の設備の調査を實施せ  
しむ、原材料の配給は此の調査に基き其の生産能力及  
技術等を斟酌して従來の實績に捉はることなく爲すべ  
きものとす

二、企業合同

企業體制を左記要領に従つて整備せんとす

- (1) (イ) 塗料製品の品種を左の如く大別す

又は百立以上のもの十五箇以上

攪拌器付溶解槽 容量九百立以上のもの五箇以上

清淨機又は乳化機 二臺以上

調合タンク 容量千八百立以上のもの一箇以上

貯藏タンク 容量千八百立以上のもの五箇以上を

有し總容量一萬八千立以上

空氣壓縮機及送風機 各一臺以上

危険物大量貯藏庫 一棟以上

- (ハ) 現にラツカー又は酒精ワニスの専門又は之を主  
とする生産業者にして當該品種のみの生産業たらん  
とするものは夫々左の規模以上なることを要す但し  
企業整備委員會の議を経商工大臣の承認を受けたる  
場合は此の限りに非ず

- (1) ラツカーの生産業者に在りては

電動機 總馬力數八十馬力以上

ロールミル 九吋×二十吋ロール三本のもを最

低單位となし其の數十臺以上

ボットミル 容量十二立以上のもの七十箇以上

ボールミル 容量八十立を標準とするもの七臺以

ペイント及塗料油

油性ワニス及エナメル

ラツカー類

酒精ワニス

特殊塗料

現に以上の一又は數種の生産に従事するものは夫々  
の品種に付最優秀なる設備を可及的同一箇所に集中  
し成る可く全品種の綜合生産をなさしむ

- (ロ) 綜合生産を爲すべき企業體は左の規模以上なる  
ことを要す但し企業整備委員會の議を経商工大臣の  
承認を受けたる場合は此の限りに非ず

電動機 總馬力數二百馬力以上

エツヂランナー 二臺以上

ロールミル 九吋×二十吋ロール三本のもを最

低單位となし其の數十臺以上但し運轉裝置を  
有すること

ボールミル 五臺以上但し運轉裝置を有すること

煮釜 ボイル油用の總容量三千六百立以上

油性ワニス用は五百立のもの二箇以上

上但しライニングを有すること

備考 ロールミル、ボットミル及ボールミルは(1)  
企業整備委員會に於て制定すべき比率を以て相  
互に能力上の融通性を認む(2)何れも運轉裝置を  
有することを要す

消化綿溶解槽 日産能力(十時間作業)二百疋以上

のもの七箇以上但し運轉裝置を有すること

樹脂溶解槽 日産能力(十時間作業)二百疋以上の

もの三箇以上但し運轉裝置を有すること

攪拌機付調合タンク 容量百八十立以上のもの四

箇以上

煮釜 ラツカー用油性下地ワニス煮釜二百立以上

のもの二箇以上にして總容量八百立以上

清淨機 一臺以上

危険物大量貯藏庫 一棟以上

但し右の規模以上に達せんとするものは現に電動  
機總馬力數四十馬力以上のものたることを要す

- (2) 酒精ワニスの生産業者に在りては

攪拌機付溶解槽容量三百六十立以上のもの十五箇

以上

- (ニ) 以上の規模に達せざるものに對しては原則として原材料の配給を爲さざるものとす
- (ホ) 前掲(ロ)の規模以上なる者と雖も其の品種の一部に付不良なる設備あるものは其の品種に付生産を廢止するか又は他の優秀なる設備を有するものと企業合同をなし以て設備の更新をなすべきものとす
- (2) (イ) 合同體の形態は原則として株式會社とす
- (ロ) 出資は原則として現物出資の方法に依るものとす、設備の評価に付ては帳簿價格に準據し時價を斟酌して定むべきものとす
- (ハ) 昭和十七年三月末現在に於ける航空機用塗料工業組合加入者は當分前掲二(1)の原則に依らざることを得
- 船底塗料並に右以外の航空機用塗料生産者に在りては特に商工省の承認を受けて前掲二(1)の原則に依らざることを得
- (ニ) 製品を自家用消費兼市販用に充つる者にして昭和十六年度に於ける其の自家用消費量が市販量の二

倍以上なるもの及製品の總量を自家用消費に充つる者に在りては特に商工省の承認を受けて前掲二(1)の原則に依らざることを得

(ホ) 整備上の諮問機關として塗料工聯内に企業整備委員會を設置す同委員會は商工省の指名による委員長並に委員を以て構成す

(ハ) 企業整備の實施に付ては府縣廳之に當るものとす關係府縣廳は概ね昭和十七年五月末日迄に實施上の具體案を作成し實施に先立ちて商工省の承認を得べきものとす

(ト) 企業整備は概ね昭和十七年七月末日迄に其の實施を完了せしむべきものとす

### 三、共助施設

轉廢業をなす者に對しては塗料工聯に於て共助金を交付するものとし、本資金に充つる爲塗料工聯は殘存企業體に一定の負擔金を課すことを得るものとす  
本資金の標準は企業整備委員會の議に依りて決定すべきものとす

### 統制團體の設置

企業整備の實施後現在の塗料工聯及其の所屬各工業組合を解散し生産並に配給の統制を目的とする統制團體を設置せしむ

### (二九) 織物加工業の整理統合はどう行はれるのですか

織物加工業者の整理統合に關しては次の如き通牒を昭和十七年四月七日一七織局第二四七七號を以つて發せられたのであります。

#### 織物加工業者の整理統合に關する件

標記の件に關しては曩に昭和十七年一月十七日附一七織第一七九號(後段掲載)を以て通牒致候處尙之が具體的運用に當りては左記各項御了知の上處理相成度此段及通牒候也

記

一、織布兼營染色工場にして被統合體として他に統合する場合染色設備のみ分離することの困難なるものに付ては織布の設備諸共統合せしむるか、織布の設備を廢棄して統合せしむるか何れかの方法に依ること  
但し右の統合方法に依ること困難なる場合に於ては商工

省の承認を受け單に出資に止め當該工場を統合體の受託工場たらしむること、右の場合受託工場の設備は當該統合體の統合基準設備以外とすること

二、整理統合要綱二、に於て加工設備別紙(一)の最低基準に達せざる者の設備は之を廢棄せしむることなれるに拘らず右工業者のみにて先づ統合し設備を最低基準以上と爲し被統合工場としての資格を獲得したる上再統合を爲さんとする方法を採れるものある趣なるも右は本整理統合の趣旨に背反するものなるを以て之を認めざること

三、整理統合要綱三、に於て最低設備基準に達せざる工業者の廢棄設備が當該府縣の當該加工設備能力の三割を超過る場合には右廢棄設備は三割に止むることを得ることとなれるも右の場合には可及的に優秀工場を殘存せしむべきものにして廢棄設備が三割に達する様一律に失格工場全部を殘存せしむることは本統合の趣旨に背反するを以て之を認めざること

四、出征遺家族工場に付ても既定方針に則り廢棄又は統合をなすべきも出征工場主が之が實施に關し反對意向を表明する場合之を強要するは同人の士氣にも影響を及し策

を得たものにあらざるを以て右の場合は實情調査の上同  
人の凱旋する迄之が實施を延期するも已むを得ざること  
五、廣幅織物（織上り幅十八吋以上のもの）を小幅に切斷  
して染色加工するもの又は染色加工後小幅に裁斷仕上す  
るものは廣幅織物加工業として取扱ふものとす  
六、解織用絲の捺染業者は絲染色業者として取扱ひ織物加  
工業者の整理統合より除外すること  
七、幅五吋未満の織物の加工業者は織物加工業者と見做さ  
ず従て之が統合は織物加工業者としての整理統合より除  
外すること

八、整理統合要綱別紙(二)統合基準(1)の廣幅織物の精練、  
漂白、染色、整理業の「織物別」欄中綿ス・フの中には  
綿紡式更生絲織物を含むものとす  
九、タオルの漂白業及蚊帳地染色業に付ては其の專業者を  
以て府縣別に一統合體を組織せしめ得ること  
一〇、廣幅織物加工業者以外の工業者と雖本整理統合要綱  
に依り設備を廢棄し轉業する業者に對しては日本織物染  
色工業組合聯合會より適當額の共助金を交付すること  
一一、整理統合要綱別紙(二)に掲げたる設備の中一部機械

一、五〇尺以上	一、七五尺未満	二、五平方呎
一、七五〇〇〇	二、〇〇〇〇〇	四、〇〇〇〇〇
二、〇〇〇〇〇	二、二五〇〇〇	五、〇〇〇〇〇
二、二五〇〇〇	二、五〇〇〇〇	六、〇〇〇〇〇
二、五〇〇〇〇	二、七五〇〇〇	七、五〇〇〇〇
二、七五〇〇〇	三、〇〇〇〇〇	九、〇〇〇〇〇
三、〇〇〇〇〇	三、二五〇〇〇	一、一〇〇〇〇
三、二五〇〇〇	三、五〇〇〇〇	一、三〇〇〇〇
三、五〇〇〇〇	三、七五〇〇〇	一、五〇〇〇〇
三、七五〇〇〇	四、〇〇〇〇〇	一、七五〇〇〇
四、〇〇〇〇〇	四、五〇〇〇〇	二、〇〇〇〇〇
四、五〇〇〇〇	五、〇〇〇〇〇	二、五〇〇〇〇
五、〇〇〇〇〇		三、〇〇〇〇〇

織物加工業者の整理統合に関する件

(昭和十七年一月十七日一七織第一七九號)

纖維工業各部門の生産體制整備に關しては從來紡績、織  
布、莫大小編立等主要部門に付着々之を實現し來りたる處  
織物加工部門の整備に付きても纖維工業整備の一環として  
速に之が實現を圖るの要あり特に我國現下の情勢に於て加  
工織物の激減、染色加工用工業藥品、石炭其の他加工用副  
資材の供給減少、勞務者の拂底等諸般の狀況に鑑みるとき

能力の換算を左の通定むること

- (イ) ドラム(糊付)乾燥機は圓筒乾燥機と見做さるも二  
部分のみを認め之を普通圓筒乾燥機の五割減に換算す  
ること
- (ロ) 熱風乾燥機は長三尺に満たざるものも之を認め長  
五尺減する毎に十六本圓筒乾燥機の六分の一臺を減す  
るものとすること
- (ハ) 圓筒乾燥機の幅(働き幅)八〇吋以上のものは五割  
増に換算すること
- (ニ) 圓筒乾燥機の圓筒の直徑三〇吋のものは圓筒一本  
を二二、五吋物の三分の一増に換算すること
- (ホ) 熱風乾燥付幅出機は普通幅出機の五割増に換算す  
ること
- (ヘ) 手工精練漂白浸染業者にしてボイラーの代りに和  
釜を使用するものに付ては左記傳熱面積に依り換算す  
ること

直	徑	傳熱面積
一、〇〇尺以上	一、五〇尺未満	一、〇平方呎

は從來弱小企業亂立し無統制的状態に在りたる斯業を整理  
統合し重點主義に依る集中操業を實行し資材の有効利用、  
加工能率の昂揚を圖り且統制ある加工を爲すは斯業維持の  
全體的見地より必要なるのみならず、大東亞共榮圈確立に  
伴ふ圈内諸民族に對する生活必需衣料の計畫的供給の要請  
よりするも緊要なる所に有之且弱小不良設備を相當整理す  
るも慢に右の要請に應へ得る所なるを以て此の際不良餘剩  
勞力、資材等と共に緊急需要せらるる他の産業部門に轉業  
するは時局下喫緊の要請なりと被認候仍而今般別紙要綱に  
依り織物加工業者の整理統合を爲すことと決定致候に付て  
は右御了知の上管下當業者を指導し之が實現方に付充分配  
慮相成度此段及通牒候也

追而特別の事情に依り本要綱に據り難き場合は當省宛打  
合相成度尙整理統合具體案二月末日迄に作成の上當省宛  
打合相成度整理統合は四月末日迄に完了相成様致度申添  
候

織物(毛織物を除く以下同じ)加工業者の整  
理統合要綱

一、織物加工設備は道府縣毎に業種別に當該道府縣の加工

設備總能力の三割に相當する設備を廢棄せしむること但し一會社にして數府縣に亘り數工場を有するものに付ては會社全體として考慮し各工場の能力は當該府縣の設備能力の範圍外とすること

右の場合廣幅織物加工設備能力の算定は原則としてボイラーの傳熱總面積及幅出機の總長に依り之を爲すこと

二、廣幅織物加工業者（精練、漂白、浸染又は捺染を一貫的に爲す業者）にして其の加工設備別紙（一）の基準に達せざるものの設備は原則として之を廢棄せしむること右の者に對しては日本織物染色工業組合聯合會より適當額の共助金を交付すること

三、前號に依り設備を廢棄すべき業者の加工設備能力が當該府縣の當該加工設備總能力の三割を超える場合に於ては廢棄設備は三割に止むることを得ること

右の場合道府縣染色業者整理委員會は設備技術比較的劣等のものより順次廢棄すべきものを決定すること

四、織物の加工業者（二號及三號に依り設備を廢棄すべき者を除く）は別紙（二）の基準に依り統合を爲すこと

五、統合は道府縣毎に道府縣染色業者整理委員會に於て承

一、廣幅織物ノ精練漂白染色整理業（別掲ノモノヲ除ク）

織物別	加工別	機	出機	幅	三	七	摘
綿	漂白	一六	八	六	四	五	綿織物ノ加工場合ハ原則トシテキヤトノ設備アルコトヲ要ス
綿	浸染	二	二	六	四	六	
綿	整染	一四	六	六	四	六	
絹	整染	四	六	六	六	一	
絹	及精練漂白	六	六	六	六	四	
絹	整染	六	六	六	六	四	

備考

イ、圓筒乾燥機は圓筒直徑二二・五吋物一六本を基準とし圓筒の本數一本増減する毎に十六分の一臺を加減し換算すること但し圓筒八本未滿の乾燥機は原則として之を認めざること

熱風乾燥機は長三〇尺物を以て一六本圓筒乾燥機一臺とし長五尺を増す毎に六分の一臺を増すものとするこ

認する工場を中心として行ひ統合の形態は資本合同に依る會社組織とすること但し手工染色業者等にして特別の事情に依り會社組織を採用し得ざるものに在りては工業小組合又は民法上の任意組合とすること

六、廢棄設備は之を國民更生金庫をして買上げしむること

七、道府縣染色業者整理委員會は左に依り構成すること

委員 道府縣經濟部長

委員 道府縣關係官

委員 織物加工業者代表

別紙（一）

最低基準

三〇尺幅出機

一臺

七呎×三〇呎ランカツシャイボイラー

一基

備考

ボイラーは其の傳熱面積に依り七呎×三〇呎ランカツシャイボイラー（傳熱面積八〇〇平方呎）に換算すること

別紙（二）

統合基準

と

加熱裝置附乾燥室は一二〇立方坪を以て自然乾燥室に二四〇立方坪を以て一六本圓筒乾燥機一臺に換算すること

ロ、幅出機は長三〇尺物を基準とし長五尺増減する毎に六分の一臺を加減し換算すること但し長二五尺未滿の幅出機は之を認めざること

ハ、カレンダーは五本ロール以上のもの一臺を以て三本ロールカレンダー二臺とすること

ニ、ボイラーは七呎×三〇呎ランカツシャイボイラー（傳熱面積八〇〇平方呎）を基準とし其の他のボイラーに付ては其の傳熱面積に依り換算すること

整理機等電熱器を使用し居る場合は其の電氣容量一、〇〇〇キロワットを以て七呎×三〇呎ランカツシャイボイラー一臺に換算すること

ホ、一統合體に於て工物別加工種類二種以上の加工を爲す場合は主たる加工設備は當該基準設備上從たる加工設備は當該基準設備の二分の一以上たること

尙廣幅織物の加工以外に左の加工を爲す場合は其の加

工設備は夫々左の基準以上たること

小幅織物の精練漂白浸染は 基準設備の三分の二

小幅織物の整理は 基準設備の三分の二

小幅織物の機械捺染は 基準設備の三分の二

手工捺染は 基準設備の三分の二

小幅物の精練、漂白、浸染業 六臺

三〇尺幅出機 六臺

七呎×三〇呎ランカッシャーポイラー 三基

備考 幅出機は長に依りポイラーに其の傳熱面積に依り換算すること

3 小幅織物の整理業

小幅織物	小 幅	三〇尺	七呎×三〇呎ランカ
絹ス・フ織物	捺染機	六臺	ツシヤーポイラー
絹人絹織物	九臺	六臺	三基
		六臺	三基

專業者を以て原則として産地別、加工地別に一統合體を組織せしめ特に業者の數多き地方に於ては左の基準に依

せしむること

織物起毛業

專業者を以て府縣別に一統合體を組織せしめ特に業者の多き地方に於ては左の基準に依り統合せしむること

起毛機 一二臺

10 手工精練漂白浸染業

三呎×六呎七呎四吋堅型横管式ポイラー 三基

(傳熱面積六二平方呎) 三基

直徑二四吋脫水機 三臺

備考

ポイラーは傳熱面積に依り脫水機は直徑の自乗比に依り換算すること

11 手工捺染業

六、五碼捺染板 五〇〇枚

(捺板の臺 一〇〇臺)

又は二五碼捺染置据臺 五〇臺

備考

捺板及捺染置据臺は長に依り換算し六、五碼捺染板一〇枚を以て二五碼

り統合せしむること

三〇尺幅出機 六臺

七呎×三〇呎ランカッシャーポイラー 一基

備考

幅出機は長に依りポイラーは其の傳熱面積に依り換算すること

4 小幅織物の機械捺染業

備考

幅出機に長に依りポイラーに其の傳熱面積に依り換算すること

5 ブロック機械捺染業

府縣別に一統合體を組織せしむること

6 籠付捺染業

府縣別に一統合體を組織せしむること

7 帆布の漂白染色防水業

專業者を以て府縣別又は現存組合別に一統合體を組織せしむること

8 別珍染色業

專業者を以て府縣別に又は現存組合別に一統合體を組織

捺染置据臺一臺に換算すること

12 注染、描染其他特殊手工染色業

府縣別に實情に應じ一箇又は數箇の統合體を組織せしむること

備考

(2)乃至(4)並に(10)及(11)の業者にして他の加工を爲す場合は從たる加工設備は當該設備基準の三分の一以上たること

(三〇)セルロイド加工業はどう整備されるのか

すか

セルロイド加工業の整備に關しては昭和十七年三月十七日化局第一七〇號を以て次の如く地方長官宛通牒を發せられたのであります。

セルロイド加工業整備に關する件

セルロイド生地的主要原材料たる硝酸は戰時に在りては重要な國防資材として軍需に充當せらるる結果セルロイド用としての供給は勢ひ制限せらるるの已むなき狀況に有之隨てセルロイド加工業に於ける資材の有効利用の途を圖

り企業形態の整備を期するは刻下の緊要事と被認依て今般日本セルロイド製品工業組合聯合會をして傘下の工場に付別紙要綱に依りセルロイド加工業の整備を行はしむることと相成候條右趣旨御了知の上貴管下に於けるセルロイド加工業者の整備に關し何分の御協力相煩度此段得貴意候也

一七化局第一七〇號

昭和十七年三月十七日

商工省化學局名

日本セルロイド製品工業組合聯合會理事長殿

セルロイド加工整備に關する件

セルロイド生地的主要原材料たる硝酸は戰時に在りては重要な國防資材として軍需に充當せらるる結果セルロイド用としての供給は勢ひ制限せらるるの已むなき狀況に有之隨てセルロイド加工業に於ける資材の有効利用の途を圖り企業形態の整備を期するは刻下の急務と被認依て貴聯合會に於ては別紙企業整備要綱に則り至急具體的方策を樹立し之が實施に着手相成度此段及通牒候也

追而右具體策の實施に當りては充分當省と連絡の上遺憾

なきを期せられ度爲念申添候

セルロイド加工業整備要綱

### 一、根本方針

セルロイド原料の供給減少の傾向に鑑み加工業者全般に亘り企業經營の合理化を圖り企業單位を向上せしめて技術設備等優秀なるものに生産を集中し原料の重點的配給を行ひ以て製品の優良化、資材の有効利用に資すると共に餘剩勞力を國家の要請する方面に向くる爲本要綱に依り之が整備を實施するものとす

### 二、實施方策

#### (一) 整理統合の對象

設備技術の劣惡にして非能率的なるものとし別に定むる企業整備實行機關に於て商工大臣の承認を得て決定せる基準に達せざるもの

#### (二) 整理統合の方法

整理統合の對象となりたる企業の處置に付ては左に依るものとす

(1) 原則として廢業せしめ其の設備は國民更生金庫をして引受せしむ

(2) 設備、技術が残置する價值あるものなるときは適

當に之を合同せしめたる上残存せしむ此の場合合同の形式は能率工場を中核とする合併又は企業譲渡とし經營の委託は特に必要ある場合に限り之を認むるものとす

### (三) 轉廢業資金

(1) 廢業せんとする者に對しては日本セルロイド工業組合聯合會に於て轉廢業資金を交付するものとす

轉廢業資金の標準は別に定むる企業整備實行機關に於て商工大臣の承認を得て決定するものとす

(2) 日本セルロイド製品工業組合聯合會は前項の轉廢業資金に充つる爲商工大臣の承認を得て残存企業より釀出金を徴し又は借入金爲すことを得るものとす

(3) 原料割當權(營業權)を當事者間に於て財産權として賣買することは之を認めざるものとす

### (四) 整備實行機關

(1) 日本セルロイド製品工業組合聯合會に企業整備中央委員會を置き商工大臣の指名する委員若干名を以

て組織す

(2) 企業整備地方委員會を置き地方長官の指示を受け企業整備中央委員會會長の指名する委員若干名を以て組織す

(3) 企業整備委員會は常に關係官廳と密接に連絡し整備の促進企業形態の合理化、製品規格の統一化を圖ると共に之等に關する調査轉業の斡旋指導に當るものとす

(4) 企業整備中央委員會に考査委員を置き實績原料割當權、轉廢業資金等の査定を行はしむるものとす

#### (五) 整備完了期日

實施は可及的速かなるを要し概ね昭和十七年四月末日迄完了するものとし完了の上は商工省に報告するものとす

### (三) 自轉車工業はどう整備されるのですか

自轉車工業の整備に關しては昭和十七年三月十七日一七化局第一一八〇號を以て次の如き整備要綱を各地方長官宛通牒を發したのであります

自轉車工業整備要綱

機械鐵鋼製品工業整備要綱の趣旨に則り自轉車工業の整備を圖りて生産の確保、需給の調整、品質の向上を圖り併せて設備及勞力の有効利用を期する爲左記方針に基き整備を實施せしむるものとす

記

- 一、(イ) 自轉車部分品及附屬品(完成車組立用及補修用)にして別表に掲ぐる品種に付其の製造工場の整備統合を圖ること
- (ロ) 整備の方法は機械鐵鋼製品工業整備要綱實施方法三に據ること但、特に左の二點に留意すること
- (1) 合同の形態は商法上の會社又は有限會社とすること
- (2) 異品種の製造工場間の統合は之を認めざること
- (ハ) 別表(イ)に掲ぐる品種以外の品種の製造は之を外註又は下請として取扱ふこと
- 二、(イ) 整備に當り残存すべき工場数は別表(イ)に品種別組合別に掲げたる數とすること
- (ロ) 残存すべき工場は其の製造すべき品種毎に自工聯

生産割當の五分以上の割當比率を有し、且自工聯生産數の五分以上の實生産実績を有すること

前項の比率及実績は昭和十五年第四・四半期の実績に依ること

三、整備に際し生産割當比率の譲渡移籍を爲す場合は其の旨豫め所屬工業組合を通じ自工聯の承認を受けしむること

四、(イ) 整備統合の結果残存するを適當と認めたる工場に付ては別表(ロ)の様式に依り工場調査表を作成の上豫め商工省に協議の上、組合所在府縣地方長官に於て之を指定すること

(ロ) 右の商工省に協議すべき期限は來月二十日迄とし、右期限迄に協議なき工場に對しては生産の割當及原材料の配給に付適宜措置を講ずることあるべきこと

五、(イ) 整理せらるべき工場並に残存すべき工場の設備にして差當り自轉車工業に必要な見込なきものは之を國民更生金庫又は産業設備營團に供出せしめ之を商工省に報告すること

(ロ) 右に依り供出せしむべき設備の内、機械設備に付ては昭和十六年十二月末現在に於ける登録機械臺數の三割以上とすること

六、前各項に據り難き場合は詳細なる事情を具し商工省に協議すること

別表(イ)

品 種 名	組 合 名	現 在 工 場 數	生 産 比 率	殘 存 工 場 數
ハ ス ド ル	東 名 岐 大 兵 計	三六 一七 一一 二二 三三 六六	四〇・〇〇 三三・八一 二二・三〇 二六・三三 七・五三 一〇〇・〇〇	一 二 二 一 二 一
	東 名 岐 大 兵 計	一三 一六 一 一九 二二 四一	三三・八一 三六・八八 一一・三一 一八・〇九 一・七九 一〇〇・〇〇	三 五 一 二 一 一
	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	一九・九二 二・三三 二・三三 二・六九 二・六九	二 一 一 一 一 一
リ ム プ レ ー キ	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	一〇・二五 一・四八 一四・〇一 一〇〇・〇〇	一 一 一 一
ギ ャ ー ク ラ ン ク	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	二・六九 二・三三 二・三三 二・六九	一 一 一 一 一 一

品 種 名	組 合 名	現 在 工 場 數	生 産 比 率	殘 存 工 場 數
ハ プ 心 棒	東 名 岐 大 兵 計	一〇 一一 一一 一一 一一 一一	一〇・〇〇 一〇・〇〇 三・〇〇 四五・〇〇 一〇〇・〇〇	一 一 一 一 一 一
	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	六五・二五 一九・二五 一・四八 一四・〇一 一〇〇・〇〇	一 一 一 一 一 一
	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	一〇・二五 一・四八 一四・〇一 一〇〇・〇〇	一 一 一 一 一 一
ハ タ ル 心 棒	東 名 岐 大 兵 計	二五 二七 二七 二七 二七 二七	七五・〇九 一〇〇・〇〇 二八・六七 三三・五五 三三・五五 三三・五五	一 一 一 一 一 一
	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	一〇・二五 一・四八 一四・〇一 一〇〇・〇〇	一 一 一 一 一 一
	東 名 岐 大 兵 計	一 一 一 一 一 一	二・六九 二・三三 二・三三 二・六九	一 一 一 一 一 一

握 リ	ス タ ン ド	荷 臺	ケ ー ス	前 フ ォ ー ク
名東	計兵大岐名東	計兵大岐名東	計大岐名東	計大岐名東
五 一 三	四 八 八 六 一 九 一 四	六 九 九 一 一 八 九	四 八 一 三 三 三 三 三	一 三 一 三 一 三 一 三
一 二 〇 〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇
二 三	九 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 一 一	九 三 一 二 三 三 三 三	一 三 一 三 一 三 一 三

シ ー ト ポ ス ト	木 製 ポ ン プ	金 屬 ポ ン プ	輪 錠	
計大岐名東	計兵大岐名東	計大岐名東	計兵大東	計大
三 五 一 一 一 一	六 二 一 一 一 一	八 四 一 一 一 一	三 一 一 一 一	三 四 一 一 一 一
一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇		一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇
五 二	一 一	五 二 〇	三 〇	七 二

リ ム	フ レ ー ム	コ ー ス タ ー	泥 除	ペ ル
計大岐名東	計兵大岐名東	計兵大	計兵大岐名東	計大名東
一 三 四 一 三 五	二 五 八 二 三 六 八 一 一 五 三	一 七 三 一 四	四 三 二 一 三 四 九 一 五	三 五 三 一 六 一 六
一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇
八 二 一 三 一 二	二 四 二 四 一 七	五 二 三	二 一 四 二 二 三	八 一 一 一 六

サ ド ル	ス ポ ー ク	フ リ ー ホ ヰ ル	チ ェ ー ン	パ ツ ク 及 三 角
計兵大名東	計兵大	計大名東	計兵大名東	計兵大岐名東
四 九 六 二 九 一 一 三	六 一 五	一 八 四 一 三	一 〇 一 一 三 一 五	五 〇 一 一 七 一 四 七
一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇 一〇〇・〇〇
九 三 三 一 二	二 〇	四 二	四 一 一 一 一	七 〇 二 一 一 三



八、工場規模	一、營業體ノ名稱		二、工場ノ名稱		三、工場ノ位置		四、代表者又ハ工場主名		五、工場經歷概要 (創業年月日)		六、所屬工業組合名		七、拂込投資本額金		
	圓														
	工 研 磨 用 削	従業員					面積		工場		主要設備機械略仕様及臺數				
		計	其他	熔接工	機械工	技術者	男	女	棟數	敷地	坪	棟	坪	坪	棟
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪	坪

別表 (11)

自轉車及リヤカー部分品及附屬品製造工場調査表ノ一

(昭和 年 月 日現在)

リヤカー連結器	ランプ掛	チェーン引	ピン類	小ヘッドハンガI物
計大名東	計大岐名東	計大岐東	計兵大岐名東	計大岐名東
八三一四	二〇七一三九	七三一三	三二一八一三九	六五二三一六三
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
三一一一	四一一一	トム含 トルマ スコシ	六〇二一一二	八四一一二

總計	合計	メインラツク	バンドブレーキ	バルブ
	兵大岐名東	計大岐名東	計大名東	計兵大岐名東
一五六五	五五 四三 四七 二三六 六〇四	三三 一七 一四 一一	三三 三三 一六	一一 二二 一一 一五
		100.00	100.00	100.00
二五一	一七 六八 六六 六〇 七	七 二 一 一 三	五 一 一 三	七 一 二 一 一 二

九、生 産 状 況	製 品 ノ 名 稱										計								
	其 他 目 品	一カヤリ及車轉自 品屬附及品分部		製 品 ノ 名 稱	新 造		修 理 又 ハ 再 生 加 工		製 品 ノ 種 類 別 數 量 及 金 額	其 他	試 驗 裝 置	熱 處 理 裝 置	熔 接 裝 置	機 械 作					
		品 制 統 非	品 制 統		單 位	單 位	單 位	單 位						臺	臺	臺	臺	計	其 他
(註、數量ニハ各品種毎ニ單位ヲ明記スルコト)																			
計	圓																		
	%																		
	100%																		

三、備 考	三、完 成 車 組 合 實 績	二、下 請、外 註 關 係	二、原 材 料 ノ 取 得 方 法														
			其 他	鋼 材	種 類	取 得 方 法 (取 得 先)											
							鐵 鋼	種 類									
									鐵 鋼	種 類							

註 (記載注意)

- 一、本調査表ハ「三、工場ノ位置」ヲ異ニスル工場毎ニ之ヲ作成スルコト
- 二、本調査表ニ於ケル技術者トハ工業學校以上ノ卒業者ヲ謂フ
- 三、本調査表ニ其他ノ工作機械トアルハ剪断機、打貫機、プレス及曲ロールヲ謂フ
- 四、本調査表ノ生産狀況ハ下請加工及外註加工ヲ除キ昭和十五年七月乃至昭和十六年六月ノ実績ニ依ルコト
- 五、本調査表ノ自轉車及リヤカー部分品及附屬品ハ完成車組立用ノモノヲ含ムモノトスルコト

(三三) 貿易業整備の細則はどう定められたの  
てすか(参照二六三頁)

貿易業の整備細則は昭和十七年三月十八日一七賀總第一  
六四號を以て次の如く定められたのであります。

貿易業の整備統合に関する件

標記ノ件ニ關シ客年十二月二十二日附ヲ以テ、貿易業整  
備要綱ヲ決定シ、右通牒致置候處今般別添ノ通り整備要綱  
細則等決定致候ニ付テハ委細右ニ依リ御諒知ノ上關係業者  
ノ指導幹旋等可然措置相成度此段通牒候也

一七賀總第一六四號

昭和十七年三月十八日

貿易局長官

名

日本貿易會會長宛

貿易業ノ整備統合ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ先般註(一)貿易業整備要綱ヲ決定シ、  
今般別添ノ通整備要綱細則(別紙(三)参照)ヲ決定致候  
ニ付テハ委細右ニ依リ御諒知ノ上關係方面トノ連絡關係業  
者ノ指導幹旋等可然措置相成度此段及通牒候也

註一 (昭和十六年十二月二十二日附地方長官宛依命通牒貿易

業整備要綱参照)

別紙(三)

貿易業整備細則

一 一般的事項

(イ) 整備統合の事務は貿易局指導の下に日本貿易會に於  
て之を行ふこととし之が圓滑なる運営を期する爲貿易會  
内に貿易業整備統合中央委員會を設くること

整備統合の具體的幹旋に付ては更に各主要地區に府、縣  
市、商工會議所、關係調整機關等を以て地區別整備統合  
委員會(假稱)等を設置し以て整備統合を推進すること  
但し商品別に整備統合する場合に於ては各關係輸出調整  
機關をして幹旋の衝に當らしむること

(ロ) 整備統合の基準となるべき輸出実績の證明、輸出實  
績讓渡の證明、統合に依る適格輸出業者たることの證明  
等を迅速且明確に行ふ爲日本貿易會をして貿易業者の登  
録制、輸出実績の證明等を実施せしむること

貿易業者の登録制實施に當りては特殊事情ある者の認定  
に付貿易會内に貿易業適格者審査委員會を設け之が審査

を爲さしむること

(ハ) 整備統合の完了時期は一應昭和十七年六月末を目標  
とすること

輸出実績に関する事項

(イ) 輸出調整機關に於て昭和十四年及十五年の輸出実績  
を採用すること不適當なりと認むるときは當局の承認を  
得て當該商品に付基準年度に付一律的變更を爲し得ること

(ロ) 商品別基準は別紙参照のこと

(ハ) 過少割當の基準は商品別及地域別に異なるべきも差  
當り一萬圓乃至一千圓の程度にて各調整機關に於て當局  
の承認を受け之を決定すること

尙商品に依り別途整備統合を爲しつつあるものに付ては  
此の限に在らず

(ニ) 特定市場のみを相手とする輸出業者の認定には本支  
店關係又は之に準ずるものの有無、經營年限、相手市場  
より相當の輸入を爲し居るや否や等を特に考慮すること

(ホ) 輸出許可品目に關する輸出実績を実績中に加算する  
こと當然なること

(ヘ) 輸出実績の讓渡に付ては整備統合の趣旨に合致する  
もののみ之を認むること従つて

(一) 輸出業者に非ざる者に對する讓渡に付ては其れが  
包括的讓渡の場合と雖も之を認めざること但し統合體  
に對する讓渡に付ては此の限に在らざること

(二) 第三國專業者に對する圓域実績のみの讓渡又は圓  
域專業者に對する第三國実績のみの讓渡は之を認めざ  
ること但し統合の場合及讓渡者の轉廢業する場合は此  
の限に在らざること

(三) 統合基準以上の者の実績の分割讓渡に付ては商品  
別統合體に對する讓渡以外は之を認めざること

(4) 同一商品内の分割讓渡は之を認めざること

(ト) 敵性商以外の外商と本邦商社との間に於ける実績讓  
渡に關しては前者より後者に對する讓渡に限り之を認む  
るも其の讓受けたる実績に付ては整備要綱に依る圓域介  
入を認めざること

尙敵性外商以外の外商同志の統合は之を希望するも整備  
要綱に依る圓域輸入への介入は之を認めざること

(チ) 輸出業者(輸出組合員に限る)の賣込実績は原則と

して之を直輸出実績として認めざることを但し賣込業者は賣込業者として従来通り輸出組合員たる資格を認めるところとするも賣込業者の整理統合に付ては別途考慮整ることに(別紙(一)参照)

(リ) 持分及実績の譲渡に付ては別紙二に依ること

(ヌ) 特殊事情あるものに付ては前各號に拘はらず輸出業者として認め得ること

其の他に關する事項

(イ) 機械、度量衡器、特許品、工藝品、新規商品等特殊の事情あるものに付ては本要綱の適用に付特別の考慮を爲すこと

(ロ) 各輸出組合の貿易振興資金中轉廢業資金に充當し得るものは轉廢業者の貿易振興資金に對する持分の二分の一に限ることとし尙貿易振興資金中一定額は之を一括日本貿易會に接收したる上之を轉廢業資金としての使用の公平圓滑を期すること

(ハ) 現在は敵性商社なるも資本の肩替り等に依り其の敵性を拂拭したる場合に於ては可及的に之を邦人商社と同様の取扱を爲すこと

別紙(一)

輸出品賣込業者に對する措置に關する件

輸出組合員にして輸出品の賣込業者たる者に對しては其れが廣義の貿易業者たるに鑑み差當り左記に依り措置し貿易業整備要綱とは別個に處理するものとす

記

(一) 従來の輸出組合員たる賣込業者(以下間接輸出業者と稱す)に對しては其の組合員たるの地位を認むること従つて右業者は申請割當に参加し得ることとするも間接輸出業者の整備統合に付ては別途考慮すること

尙輸出機構の整備統合に依り輸出組合の統合乃至解散を見る場合に於ては右間接輸出業者を新輸出組合の組合員と爲し又は輸出統制會社の認むる賣込業者とすること

(二) 間接輸出業者に對しては其の賣込実績を直輸出実績としては認めざること

(三) 敵性外商の有する輸出実績中の一定量に付ては輸出調整機關之を輸出することとし右機關輸出の場合に於ては間接輸出業者より商品の買上を爲すこと

別紙(二)

持分譲渡及輸出実績譲渡の關聯に關する件

一、持分を譲渡する場合には必ず輸出実績をも譲渡することとし持分と輸出実績との分割譲渡は原則として之を認めざること

一、同一組合の組合員間に於ては左の場合に限り持分と輸出実績との分割譲渡を認むるも組合に依り輸出実績に應じ出資せしむる場合に於ては之に従ふこと

(イ) 組合員組合を脱括する場合に於ては脱退者は持分の拂戻を受け輸出実績を他の組合員に譲渡する場合

(ロ) 組合員其の一部商品の輸出実績を包括的に譲渡する場合

(ハ) 組合員其の輸出実績を統合體に譲渡し其の持分を他の組合員に譲渡する場合

一、統合又は輸出実績の譲渡に依り組合員たるの資格を得たるときは關係組合への新加入を認むること此の場合に於ては可及的一部持分の譲渡をも爲さしむること

貿易整備要綱に依る商品別基準

商 品 名	商 品 別 基 準	商 品 別 基 準	備 考
護 護 製 品	千圓	千圓	
硝 子 製 品	一五〇	一五〇	
陶 磁 器	二〇〇	二〇〇	
セ ル ロ イ ド 製 品	一〇〇	一〇〇	
自 轉 車 及 同 部 分 品	一〇〇	一〇〇	新 興 特 殊 商 品 ナ ル ニ
機 械 及 同 部 分 品	二〇〇	二〇〇	鑑 定 運 用 ニ 伸 縮 性 ナ
工 業 藥 品	一〇〇	一〇〇	認 認 ム ル コ ト
染 料	一〇〇	一〇〇	同 右
顏 料	三〇	三〇	同 右
塗 料	一〇〇	一〇〇	同 右
其 他 ノ 化 學 製 品	五〇	五〇	同 右 ( 化 學 製 品 輸 出
刷 子 ( 含 豚 毛 )	一〇〇	一〇〇	振 興 株 式 會 社 關 係 ノ
ス ・ フ	一〇〇	一〇〇	其 ノ 他 ノ 化 學 製 品 )
ス ・ フ 織 物	三〇〇	三〇〇	
人 絹 織 物			
人 絹 織 物			
絹 織 物			

絹紡絲	200	
毛麻絲布	200	
莫大小及同製品	200	
布帛製品	200	
タオル、毛布及敷布	150	
帽子、帽體	70	
眞田	70	
漁網及漁網絲	50	
敷物	70	
織維屑物	100	
罐、罐、壺詰	300	
茶皮	100	
毛皮	100	
麥酒	100	
酪農製品	100	
其ノ他ノ飲食品	50	
植油	100	
除蟲菊(乾花)	100	
樟腦	100	

日本飲食品輸出組合關係ノモノ

薄荷(腦油)	100	
澱粉	50	
豆類	100	
其ノ他ノ農産物	50	
百合根	100	
乾菜	50	
馬鈴薯、玉葱	50	
其ノ他ノ青果物	50	
寒天	100	
冷凍魚介	100	
魚粉、魚油、肝油	200	
眞珠	50	
其ノ他ノ水産物	50	
合板	100	
顔料及塗料並ニ油布	50	
牀布類	100	
身邊裝飾品及衣類附屬品(鈕釦ヲ含ム)	100	
紙類及同製品(セロファンヲ含ム)	100	
電氣機器(電球ランブ部分ヲ含ム)	100	

日本農産物輸出關係組合ノモノ

日本青果物輸出組合關係ノモノ

日本水産物輸出組合關係ノモノ

以下日本貿易振興會社關係ノモノ

金屬製品(銅及眞鍮製品並ニ物並ニ四七三六ヲ含ム)	150	
農機具	150	
理化學器具	50	
寫眞用品	50	
藥品	50	
木製品	50	
運動具	50	
玩具	50	
文房具	50	
其ノ他	50	

特殊商品ナルニ付別途考慮スルコト

備考

◎織寸ニ付テハ統合會社設立ノ豫定

◎柑橘、海産物、木箱、皮革製品及石鹼ニ付テハ別途計畫ニ依リ整備ス

◎玩具、文房具、運動具等ノ數調整機關ニ跨ル商品ニ付テハ別個ノ基準ヲ定ム

(三三三) 天幕雨具工業はどう整備されるのですか

天幕雨具製造業者の企業統合に關しては昭和十七年三月

十九日一七織局第一九五九號を以て次の如く各地方長官宛通牒を發せられたのであります。

天幕雨具製造業者の企業統合に關する件

纖維工業各部門中裁縫業者の整備に關しては逐次之が實現を圖り來りたる處今般日本天幕雨具工業組合聯合會より同聯合會に於て斯業の特殊性を研究の上別紙要綱を作成關係業者(暗幕裁縫業者を含む)の企業統合を指導致度旨申出有之右は斯業の現狀に鑑み機宜を得たるものと被認を以て別紙寫の通指示致置候右御了知の上管下關係業者の指導方に付可然御配慮相成度此段及通牒候也

一七織局第一九五九號

昭和十七年三月十九日

商工省纖維局長 名

日本天幕雨具工業組合聯合會

理事長 小川治兵衛殿

天幕雨具製造業者の企業統合に關する件

昭和十七年一月十九日附を以て申出相成候標記の件に關しては現下の時局に鑑み不得已ものと思料せられ候條大體貴見方針に依り組合員の指導相成可然此段及回答候也

追而絹人絹以外の撚糸業者の整備統合に關しても充分の考慮相成様申添候

天幕雨具工業企業統合要綱

趣 旨

國力の増大は、凡ゆる經濟力を集中して産業の擴充に俟つところ多く、従つて企業統合による事業の整備は必然的のものにして、高度國防國家建設に極めて緊要なる條件なり。

況や現下戰時經濟の要請するところにして、我が國の工業中、中小工業は九六%以上に達する實狀にあり、就中斯業界の如き小規模的なる工業者にありては、特に經營の合理化を圖り、最少限度の資源と勞力を最高度に發揮せしめんとするに於ては、企業の統合は刻下の急務なり。

殊に生産資材として重要なる部門を擔當し、その取扱材料の重要性と生産より消費者へ直接販賣するの取引方法に在りては、重點主義により消費規正の完璧を期する點に於ても、企業の統合は缺くべからざるものにして、亦業者將來の伸展に備ふる必須の條件なり。

且現在に於ける斯業界の操業狀態を看るに、民需關係は

企業單位とし、人員八名以上ミシン設備十五臺以上を以て水上部の企業單位とし之れを統合せしむること

(ハ)東京、大阪、名古屋及神戸以外の組合にして水陸の區分不可能なるときは全組合員を一統合體に結成せしめ、地區擴大なる場合は適宜其の必要市町村に分工場を設け支店又は出張所を設置せしむること

(ニ)一組合を一統合體に結成したるものに對しては人員及機械臺數を問はず尙且水陸の實績を認むることを得

(ホ)一業者にして五十臺以上のミシン設備を有する者は企業統合を要せざるものとす、此の場合に於ても水陸の實績を認むることを得

(ヘ)暗幕にありては水上部、陸上部を問はず其の實績を認むるものとし暗幕專業者の統合體は二十臺以上とす

2、企業統合の組織方法は商法上の會社有限會社又は工業小組合と爲すこと

二、所屬工業組合の整備

業者の設備全能力の二〇%程度の運轉にして、約八〇%は遊休狀態に等しく、之れが整備統合を行ひ、専ら軍需の縫製に努め、軍需の擴充に貢獻するは最大の務めなり。

依而我が業界に於ける統制の根幹とする轉用防止の徹底と業界の發展を圖り、産業擴充に資するべく、地理的關係及び人的融和を參酌し、最少限度の企業統合單位を別紙の通り實施要領として決定せる所以なり。

實 施 要 領

一、事業の整備

1、ミシン設備と組合員數及取扱材料の重要性を整備の重點に置き、陸上部門業者と水上部門業者の二部制を以て統合體を結成せしむること

(イ)工業組合(以下組合と稱す)の中東京、大阪、名古屋及神戸の組合にありては、人員八名以上ミシン設備三十臺以上を以て陸上部の企業單位とし人員八名以上ミシン設備二十臺以上を以て水上部の企業單位として之れを統合せしむること

(ロ)東京、大阪、名古屋及神戸以外の組合にありては人員八名以上ミシン設備二十臺以上を以て陸上部の

1、企業統合により所屬工業組合の組合員數は減少するを以て其の組合員數五名に満たざる組合は之れを解消せしめ隣府縣合流して五名以上の組合員を以て新たに工業組合を結成せしむること

(三四) 絹人絹撚糸業者はどう整備されるのですか

絹人絹撚糸業者の整備統合に關しては昭和十七年三月二十三日一七織局第二一三一號を以て次の如く通牒せられたのであります。

絹人絹撚糸業者の整備統合に關する件

標記の件に關し日本撚絲工業組合聯合會に於て同工聯所屬の絹人絹撚糸業者の企業統合に付ては別紙の通決定實施致すことと相成候條何分の御指導相煩度此段及依頼候也

一七織局第二一三一號

昭和十七年三月二十三日

商工省纖維局長 名

日本撚絲工業組合聯合會

專務理事 白井大翼 殿

人絹撚糸業者の整備統合に関する件

標記の件に關し三月十一日附撚已第五八三號を以て申請有之候右に付ては支障無之ものと被認候條之が實施に關し遺憾なきを期せられ度此段及通牒候也  
追而絹人絹以外の撚糸業者の整備統合に關しても充分の考慮相成様申添候

撚已第五八三號

昭和十七年三月十一日

東京市京橋區銀座西八丁目五番地

日本撚絲工業組合聯合會

理事長事務取扱

専務理事 白井大翼

商工省纖維局長 梶原茂嘉殿

拜啓 益々御清移之段奉賀候

陳者今般本會所屬組員の企業の整備統合を別紙整備統合要綱に基き實施致度候條御承認賜度此段奉願候也

整備統合要綱

一 整備統合の目的

生絲の内需轉換に伴ひ撚絲の需要増大に即應するため之

三 整備統合の方法

統合の方法は左によること

- 1、製造販賣業者は單獨にて統合體に加入し得ること
- 2、撚元と下請業者は連記關係に於て統合體に加入すること
- 3、連記關係は昭和十六年七月より同年十二月迄の原絲割當期間に於て撚元と下請業者間に於て左に依り之を決定すること

甲、撚元の委託數量が下請業者の製造數量の五割以上なる時は右の二者を以て連記關係となすこと

乙、撚元が下請業者に委託製造せしめたる數量が下請業者の製造數量の五割に充たざる時は當該關係業者間に於て協議の上之を決定すること

丙、連記關係の下請業者にして自己の所有する撚絲設備が左の錘數以上なる時は統合に付ては(甲)及(乙)の拘束を受けざるものとす

一、伊太利式・リング式・長谷式(雜式を含む)

五千錘以上

一、八丁式(田内式を含む)

一千錘以上

れが生産計畫を樹立して生産力の擴充を期し需給の均衡を計るの要あるを以て本會所屬業者の内別項記載のものをして最も鞏固なる企業の整備統合を急速に實行せしむるものとす

二 整備統合の對象

統合の對象となるべきものは絹・人絹撚絲業者にして左の業態のものなること

(一) 製造販賣業者

イ、自ら撚絲機を考備し撚絲の製造及販賣をなす者

(以下製造販賣業者と稱す)

ロ、撚絲設備を有せず他に撚絲を委託製造せしめたる

上之が販賣をなす者(以下撚元と稱す)

(二) 賃加工業者

受託撚絲の製造をなす者

但し撚元以外の工業者よりの受託製造を専業とする者にして將來も之を繼續せんとする者を除く

(三) 自己の製造せる撚絲を自家工場に於て消費する者

(以下一貫業者と稱す)

(四) 前記各項を兼業する者

一、張撚式

三百錘以上

但し八丁式又は張撚式が混合せる場合は八丁式の一錘を以て五錘に張撚式一錘を以て一七錘に換算のこと

丁、連記關係に關する紛擾は企業統合審議會に於て之が歸屬を裁定すること

4、賃加工業者にして撚元以外のものより委託を受け撚絲を製造せるものは其の業者のみを以て統合體を結成するを得ざること  
但し右の業者にして個々に一般統合體へ加入せんとする場合はこの限りに非ず

5、一貫業者にして統合體に加入せむとするものは左に依ること  
イ、自己の所有する撚絲設備の總てを販賣撚絲製造用として統合體に供出するか又は其の設備を一貫作業用及販賣撚絲製造用の二者に區分しその後者を統合體に供出すること

ロ、爾今撚絲の製造に當りては前項の規定に基き販賣用撚絲のみを製造するか又は割當を受けたる生絲を

自家用及販賣用の二者に明確に分類の上之を製造すること

#### 四、統合體結成の形態及基準

##### (一) 統合體の組織

株式会社・有限會社及合資會社等とす

但し特別なる事情に依り小組合の結成をなさんとす時は企業統合審議會の承認を受けること

##### (二) 統合體の設備基準

撚絲機の種類並に業態によりて相違あるも原則としては大體左の基準により統合體を結成すること

尙設備・業態及地區等の特殊なるものに付ては企業統合審議會の承認を得たるもの限り基準錘以下の統合體の結成を妨げざること

##### 一、伊太利式・リング式・長谷式(雜式を含む)

五千錘以上

##### 二、八丁式(田内式を含む)

二千錘以上

##### 三、張撚式

五百錘以上

但し八丁式又は張撚式が混合結成せらるる場合は八丁式一錘を以て二・五錘に張撚式一錘を以て一〇錘に、

換算のこと

##### (三) 地區

組合別、府縣別地區に拘束せられざること(但し小組合を除く)

##### 五 結成されたる統合體への糸の割當

##### (一) 生絲

撚工聯本部に設置せられたる生絲割當審議會の割當基準による

##### (二) 人造絹絲

從來の割當基準による

##### 六 統合體への資材の割當

統合體を單位として行ふ

##### (三五) 製膠工業はどう整備されるのですか

製膠工業整備(和膠)に關しては昭和十七年一月二十七日一六化局第二六八八號を以て次の如く定められたのであります。

##### 製膠工業整備に關する件

標記の件に關し別添寫の通り全國和膠工業組合聯合會宛通

牒致置候處最近の國際情勢に鑑み益々原材料物資の配給並に製造に關する統制の強化豫想せらるるを以て至急之が企業の整備を實施する要有之候條右了知の上之が實施に付ては充分御協力相煩度此段及依頼候也

一六化局第二六八八號

昭和十七年一月廿七日

商工省化學局長	名
商工省振興部長	名

全國和膠工業組合聯合會

理事長 大森慎太郎殿

製膠工業整備に關する件

現下の國際情勢に鑑み國內各般の産業に企業の整備を爲し經營の合理化と資材の有效利用とを圖るは刻下緊急の事と認めらるるを以て政府に於ては重要産業の全般に亘り之が整備の促進を計畫中の處今般製膠工業に付ては別紙の通知和膠工業整備要綱決定相成候條右御了承の上之が實施に付可然措置相成度此段及通牒候也

和膠工業整備要綱

方針

和膠工業は各種産業殊に軍需産業並に生活必需品産業の副資材供給上重要不可缺のものなるを以て其の使命の完遂に遺憾なきを期する爲概ね左記方針に基き企業整備を實施せしむるものとす一、企業單位の向上

中小企業は會社組織による經營體に合同せしめて以て生産力の増強、製品の優秀化、規格の統一、原材料及新資源の高度利用統制の單純化を圖らしむるものとす

##### 實施方策

一、中小企業の合同に當りては生産技術及地方的實情に即し優秀工場を中核とし之に合同又は統合せしむるものとす

二、合同又は統合の目標は製膠の長年に亘る傳統的製法たる家内工業的冬季製造を極力改良し之を機械化し年中生産の域に迄達せしむるものとす

三、前二項の實施は全國和膠工業組合聯合會に於て立案し商工省の承認を得たる上之を爲すものとす

四、企業形態の合理化に因つて生ずることあるべき遊休設備は將來の増産に備ふるものを除き之を國民更生金庫其の他適當なる施設をして買上げしむるものとす



五、企業合同の結果生ずる失業問題に付ては舊事業主は凡て新經營體に勤務せしむるを原則とし舊勞務者にして新經營體に引き続き雇傭し得ざるものありたるときは新經營體をして轉職方を斡旋せしむるものとす

### (三六) 配給機構はどう整備されるのですか

配給機構整備については昭和十六年一月九日經濟部長會議に於て指示せられたる他昭和十六年六月四日一六振第四〇一四號商工、農林次官から各地方長官宛に配給機構整備に關する件が通牒されたのでありますが之が内容は大體次の如くであります。

#### (イ) 配給機構整備要綱 (昭和十六年一月九日 經濟部長會議ニ於テ指示)

配給機構の整備に當りては計畫經濟の適正圓滑なる實施に即應せる配給機構を確立することを旨とし其の實施に際しては關係各種業者夫々の有する經濟的社會的機能を極力發揮せしむるを肝要とす而して其の際配給擔當者中就中商業者の經營合理化と配給能力の向上を圖ると共に公益優先、職域奉公を根本理念とする新商人道を實踐せしむる爲

入せしめたる上之を認むること

(ロ) 生産者が自己の生産品の外他より商品を生入れて之を販賣せる實績を有する場合は右の實績に付之を販賣業者として取扱ふこと

(2) 購買組合、購買會等に依る物資の配給に付ては之等に依て配給が一般生活必需品の切符制度實施等に際し支障を來す如き事例あるべきを以て此の種統制上支障なき限り其の實績を認め新規配給は一般配給業者に依る配給を以て需要を充足し得ざる場合に於てのみ之を認むること

町内會、部落會、隣保班等は之を配給機構として認めざる

二、配給機構の整備に當りては商業者又は其の團體が生産者、需要者又は其の團體と緊密な連絡の下に配給業務を遂行し得る様連絡機關の設置等適當なる措置を考慮すること

三、重要原材料資材、國民生活必需品等適正價格の嚴守、配給の圓滑、物資偏在の防止を特に緊要とする物資に付ては卸配給は原則として組合等に依る團體取引に依るも

特別の考慮を指ふの要ありとす尙配給機構整備に關しては物資配給統制等に關聯し物資毎に屢次其の實施を圖り來りたるもの尠からず既に之に依り其の整備を行ひあるものに付ては夫々其の具體的計畫に依るべきの外整備實施に關する具體的措置は物資の種類性質等に依り差異あるべきは勿論にして今後と雖も具體的計畫は少くも重要物資別に樹立する必要あるも配給機構全般を通ずれば概ね次の如き方向に於て整備せらるべきものとす

#### 第一、一般方針

一、配給機構の整備に當りては既存商業者の經營單位の擴充と商業組織の整備を圖り整備せられたる商業機關をして配給業務を擔當せしむるを原則とし生産者需要者又は其の團體に於て徒に商業者を排除し資金及勞力を新たに投下して配給部門に進出することは之を避けしめ生産者消費者に付ては左記に依り措置すること

(1) 生産者に付ては

(イ) 配給機關の整備せらるる物資に付ては生産者の卸賣又は小賣は原則として之を認めざることにし已むを得ざる場合には卸賣業者又は小賣業者の團體に加

のと爲すと共に國民生活必需品に付ては小賣段階に於ても其の仕入部面に付組合等に依る共同仕入を勸奨すること

四、配給機構整備上必要あるとき又は物動計畫の改訂等に因る取扱商品の減小に對應する爲必要あるときは商業者の企業合同又は共同經營を指導勸奨すること(次官通牒「中小商工業者の企業合同指導勸奨に關する件」参照)

五、配給機構の整備に付ては業種、業態、生産者又は需用者側の事情等を參酌すること肝要なるも概ね左の方針に従ふこと

(1) 左の要領に依り配給段階を整備すること

(イ) 卸賣機構

1 少數の大規模生産者に對し少數の大口需用者ある場合に於ては中間配給機構を一段階に整備し必要あるときは生産者團體との直接取引を認むること

2 少數の大規模生産者に對し多數の小口需用者ある場合に於ては元賣及卸の段階を認め必要あるときは元賣及卸を統合して一段階に整理すること

3 多數の小規模生産者に對し多數の小口需用者ある

場合に於ては産地問屋及消費地の段階を認め必要あるときは集散地問屋を認むること

4 多数の小規模生産者に對し小数の大口需要者ある場合に於ては産地問屋の一段階に整理し必要あるときは生産者團體と需用者又は其の團體との直接取引を認むること

(ロ) 小賣機構

1 消費資材に付ては小賣の段階を認むること

2 必要ある場合は卸機關より購買會等の大口消費者に對する直接配給を認むること

(2) 左記要領に依り各段階毎に配給業者を組織化すること

(イ) 元賣業者又は集散地問屋に付ては全國單位又は經濟ブロック別に商業組合を設立せしむることとし必要ある場合は會社に統合すること

(ロ) 地方卸商又は産地問屋に付ては道府縣單位又は經濟ブロック別に商業組合を設立せしめ必要ある場合は會社に統合すること

(ハ) 小賣業者に付ては

1 商品別に細別して組合を結成せしむるを避け地方事情に應じ原則として包括的業種別組合を結成せしむること(商工次官通牒「生活必需品配給機構整備に關する件」参照)

2 小賣市場に付ては一定の取扱品目を限定し都市別に小賣市場出店者をして市場商業組合を結成せしめ物資別小賣商業組合聯合會に加入せしめ右聯合會を通じ物資の配給を爲すこと

3 百貨店に對しては原則として百貨店組合を通じ配給を爲すこと

六、三に掲げたる如き統制を必要とする物資に關する卸、小賣兼業者に付ては特に必要ある場合に於ては卸小賣の兼業を禁止することとし卸小賣兼業を認むる場合に於ても卸賣に付ては之を組合等の團體取引に吸収せしめ個人としての卸小賣の同時經營は之を避けしむること

七、配給機構の整備は配給統制、物價統制等の必要上急施を要するものより著手し漸次他の部門に之を及ぼすこと

(ロ) 配給機構整備に關する件

(昭和十六年六月四日一六振第四〇一四號)  
商工、農林次官ヨリ各地方長官宛通牒

戰時下國民經濟の圓滑なる運営を圖り其の健全なる發展を期するには配給機構の整備を圖ること極めて肝要にして本年一月九日開催せられたる各府縣經濟部長會議に於ても配給機構に關し其の一般の方針指示有之たる處現下諸般の情勢を鑑みるに配給機構整備の實施は益々緊要の度を高めつつあるを以て當方に於ても各種物資に關する具體的整備計畫を樹立の上逐次指示相成もの尠からざる見込なるも本件に付ては關係各方面の綜合的調査を圖り單に關係者相互間の摩擦相剋を排除するのみならず其の積極的協力を期せしむること特に肝要なるものあるに鑑み貴官に於ても配給機構整備上特に留意を要する商業組合と産業組合等生産者又は需要者の團體との事業調整に付ては左記に依り御指導相成度依命此段及通牒候也

記

一、配給機構の整備に當りては配給業務を擔當する諸機關相互の間に於ては他の配給機關を排除し資金及勞力を新に投下し他の配給機關の分野に進出することは之を避けしむること

二、配給機構の整備せらるる物資に付ては生産者又は其の

團體が新に卸賣又は小賣部門に進出することは原則として之を認めざることにするも既存の實績を有するものは統制上必要ある場合は卸賣業者又は小賣業者の團體に加入するか又は適當なる連繫の方法を講ぜしめたる上之を認むること

三、都市に於ける購買組合又は購買會、工場鑛山等に於ける購買會に依る物資の配給に付ては之等に依る配給が一般生活必需品の切符制度實施等に際し此の種統制上支障なき限り其の實績を認むることとし此の場合に於ては市街地購買組合に付ては昭和十五年十二月二十七日附一五更第一二〇六九號農林次官通牒の趣旨に依ること

尙新規配給は一般配給業者に依る配給を以て需要を充足し得ざる場合に於てのみ之を認むると共に町内會、部落會、隣保班等は之を配給機關として認めざること

四、農山漁村に於ける産業組合、漁業組合に付ては農山漁村に於て之等機關の持つ配給機能を遂行せしめ之が利用に依り圓滑なる物資配給を期すると共に一、の趣旨に依り商業機關の摩擦相剋を排除し兩者間の積極的協力關係を創造する様特別の考慮を拂ふこと

五、各種物資の機構整備に付具體的措置相成場合は當該物資の種類、性質、都市及農山漁村に於ける既存の配給機關の現状等充分實情を斟酌すること

(三七) 生活必需品配給機構はどう整備されるのですか

生活必需品配給機構の整備に關しては昭和十五年十一月二十二日一五振第一〇〇七二號を以て商工次官から各地方長官宛通牒せられたる他生活必需品配給機構整備に關する市街地購買組合取扱に關する件及生活必需品配給機構整備に關する件が夫々追牒せられて居るのでありますが之が要旨は次の如くであります。

(イ) 生活必需品配給機構整備に關する件

(昭和十五年十一月二十二日一五振第一〇〇七二號商工次官ヨリ各地方長官宛通牒)

近時生活必需品にして配給統制の實施せらるるもの漸次多きを加へ將來益々其の範圍の擴張せらるる見込なるが配給機構の整備を圖り以て生活必需品の配給に萬遺憾なきを期すること極めて肝要に有之候處從來生活必需品の小賣商業組合は物資別に結成せらるるを例と爲せる關係上多種多

結成せしむることを得ること

(3) 地方の實情に依り必要あるときは地區内に於ける總ての商業者を網羅したる商業組合(地區商業組合)を結成せしむることを得ること

(4) 組合の地區は地方の實情に依り適當に之を定め得るも組合が市町村及町内會、部落會、隣保班等の消費者團體と緊密なる連絡を保持し得る様留意すること

二、生活必需品小賣商業組合は左の如く内部組織を整備し配給事業を遂行すること

(1) 取扱物資別に部會制を採用すること

(イ) 部會は當該物資の取扱業者のみを以て構成すること

(ロ) 部會は部會所屬組合員の實績調査取扱數量の割當等を爲すこと

(ハ) 部毎に責任者(組合の常任理事を以て之に當つ)を置き當該物資の配給に關する實務を掌理せしむること

(2) 組合は市町村及町内會、部落會、隣保班等の消費者團體との緊密なる連絡の下に地區内の消費者に對す

様の物資の販賣を業とする小賣業者は取扱物資の異なるに従つて多數の商業組合に加入するを餘儀なくせられ其の負擔に堪へ難きものあるのみならず物資配給統制上支障からざるを以て之等既設の商業組合を統合整理するの要有之候に付ては地方の實情に依り多少取扱を異にするを要する場合も有之様認めらるるも成るべく別紙要綱に依り生活必需品配給機構の整備を圖る様可然措置相成度此段及通牒候也(別紙)

生活必需品配給機構整備要綱

一、生活必需品の小賣業者を左の方法に依り組織化すること

(1) 相互に密接なる關聯ある業種を統合して包括的業種別(例へば纖維製品、食料品、燃料、其の他の家庭用雜貨等の如く)に商業組合を結成せしむること但し同一種類の物資のみを取扱ひ他の物資の販賣を兼業せざる者が多數を占むる地區に於ては當該物資のみに關する商業組合を結成せしむることを得ること

(2) 地方の實情に依り必要あるときは生活必需品又は之に準する物資の小賣業者を網羅して單一商業組合を

る配給を行ふこと

(イ) 配給は當該物資の部會所屬組合員をして之に當らしむること

(ロ) 配給に關する對外的責任は組合自ら之を負擔すること

(ハ) 統制違反者に對する自治的制裁の組織を確立すること

(ニ) 統制物資に付ては必ず組合に於て共同仕入を爲すこと此の場合に於て委託仕入の方法を採り計算を組合員に歸屬せしむること

(ホ) 要すれば組合に於て統制物資を共同販賣(委託)に附することを得ること

(ヘ) 商業小組合等の形態に依る企業合同を促進し配給費用の節減を圖ること

三、業種別小賣商業組合(一、(2)の商業組合を含む)、地區商業組合等を入て道府縣單位の聯合會を結成せしむること

(1) 聯合會は包括的業種(例へば纖維製品、食料品、燃料、其の他の家庭用雜貨等の如く)に之を結成する

こと

(2) 業種別小賣商業組合及地區商業組合を以て之を組織すること

地方的卸商ある場合に於ては業種別、道府縣別に卸商業組合を結成せしめ之を聯合會に加入せしむること

(3) 聯合會は道府縣の指示に依り所屬組合に對し配給統制を行ふこと

(4) 聯合會に物資別部會を設け當該物資の配給統制事務を掌理すること

(5) 地方的卸商あるときは聯合會の統制の下に卸商又は其の組合より直接小賣商業組合に配給を爲さしむること

(6) 地方的卸商なきときは成るべく聯合會に於て元賣機關より共同仕入を爲すこと

四、既設の生活必需品關係商業組合及同聯合會は前各項の趣旨に依り漸次之を改組整備すること

(ロ) 生活必需品配給機構整備に關する市街地

購買組合取扱に關する件

(昭和十五年十二月二十七日一五更第一二二〇六九號農林次官ヨリ各地方長官宛通牒)

組合のみを以て配給機構を整備するの必要ある場合に於ては左記事項を考慮し適切なる措置を講ずること

(1) 購買組合にして食堂又は榮養食の配給を爲し居る組合に對しては大口消費者として之が必要物資の配給を現狀通認むること

(2) 購買組合の組合員の密度比較的高き地區の配給所は代行又は委託の形式に依り可及的に購買組合をして配給擔當者たらしむる等の方法を講ずること

(3) 配給機構整備に當り購買組合の設備又は使用人等に生じたる場合は兩者協定し適當なる措置を講ぜしむること

四、上級配給機構の整備に當りても以上の趣旨に則り地方の實情に依り適當なる措置を講ずること

(ハ) 生活必需品配給機構整備に關する件

(昭和十六年五月十五日一六振興部第一一七六號 商工省振興部長、農林省總務局長ヨリ各地方長官宛通牒)

標記の件に關しては昭和十五年十一月二十二日附一五振第一〇〇七二號並に昭和十六年二月二十八日附一六振興部第五八八號を以て夫々商工次官及商工省振興部長より通牒

近來米穀木炭其の他生活必需品の適正圓滑なる配給を期する爲各地に於て之が配給機構の整備行はれつつ有之候處市街地購買組合は從來消費者との特別の關係の下に之等物資の配給に關し多年の經驗を有する次第なるを以て之を活用するに於ては配給の圓滑を期し得る場合尠からずと思料せられ候に付ては市、區、町等に於て地區的一元配給の機構を整備する場合に於ては當分の内左記事項御了承の上購買組合の實績を認め業者と相互に提携せしめ相共勵して配給の任に當らしむる様適當御措置相成度依命此段及通牒候也

記

一、地方の實情に依り購買組合の組合員の密度高く地域的に利用し得る場合は之をして配給を擔當せしむること但し此の場合に於ては小賣業者をして購買組合の業務に参加せしむる等其の保護に遺憾なきを期すること

二、購買組合の組合員の密度比較的高き地域なるも一、に依り難き場合は小賣商業組合と共同して共同配給所の經營に参加せしむる等實情に即したる措置を講ずること

三、購買組合の組合員の密度稀薄なる地域に於て特に商業

相成種々御配慮相煩居候處本件に付ては右商工次官通牒の趣旨に依るの外左記の趣旨特に御留意の上至急貴縣(府)組合整備計畫を樹立の上商工省振興部長及農林省總務局長宛御打合相成度此段申進候也

記

(秋田、山形、東京、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、熊本、沖繩)

一、小賣商業組合

(一) 包括的業種別小賣商業組合に小賣者を組織化すること(生活必需品配給機構整備に關する商工次官通牒一の(1)参照)

(イ) 包括的業種別の区分は原則として(イ)食料品(ロ)燃料(ハ)纖維製品(ニ)其の他の家庭用雜貨の四種とすること

(2) 生活必需品中左に掲ぐる物資に付ては業種別組合に組織化すること

(イ) 註文洋服  
(ロ) 自轉車  
(ハ) 石油

(二) 生活必需品一般を取扱ふ業者が多數を占むる郡部に於て地方の商業の實情に依り包括的業種に區分する

こと不適當なる地域の小賣業者は生活必需品又は之に準ずる物資を統合したる小賣商業組合（生活必需品小賣商業組合）に之を組織化することを得ること

(三) 既設の地區商業組合を生活必需品の配給機關として利用せんとするときは成るべく旅館、理髮店、浴場等を除外し特に必要ある場合は之等の營業者を別箇の商業組合に統合すること

(四) 地區を市郡町村單位又は警察署の管轄區域單位とするときは差支なきも成るべく從來の經濟地域を尊重すると共に組合員數が多きに過ぎ又は少きに過ぐるときは組合經營上支障あるべきを以て右の點をも考慮し適當に之を定むること

(五) 組合員の行ふ配給に付ては統制上必要な限り其の配給區域を組合地區内に限定することなく組合員の從來の配給実績に依り配給を爲さしむること

## 二、卸商業組合

(イ) 醫 藥 品

(ロ) 度量衡器、計量器

(3) 左に掲ぐる物資に付ては都市の小賣業者は業種

別小賣商業組合に之を組織化すること但し郡部の小賣業者は食料品小賣商業組合に之を統合することを  
得ること

(イ) 生 鮮 魚 介

(ロ) 蔬 菜 果 實

(ハ) 鳥 獸 肉

(ニ) 豆 腐

(ホ) 牛 乳

(ヘ) 氷

(2) 並に前項各號に掲げたる物資に關するもの外地方の特別の事情に依り業種別小賣商業組合を認めんとする場合に於ては其の事由を詳細に具し打合を爲すこと

(4) 生活必需品中左の物資の既設業種別組合及其の聯合會は別の指示ある迄差當り之を存続せしむること

既に商省又は農林省より指示ありたるものは其の方針に従ふこと

## 三、聯合會

度此段及通牒候也

米穀配給機構整備に關する件

食 糧 管 理 局

米穀販賣業者の轉廢業並に米穀配合機構整備に關しては昭和十六年六月三日一六食糧第三七一三號農林省總務局長から各地方長官宛次の如く通牒せられたのであります。

米穀販賣業者の轉廢業に關する件

(昭和十六年六月三日一六食糧第三七一三號)  
農林省總務局長ヨリ各地方長官宛通牒

米穀の配給機構に關しては戰時統制經濟の強化に伴ひ時局の要請に對應し整備改善を施すの要あるは論を俟たざる處にして右に關し豫て御配意中のことと思料候處配給機構整備に伴ふ米穀販賣業者の轉廢業に付ては國民更生金庫に於て轉廢業の圓滑を圖ることと相成居るも同金庫を利用するに當りては轉廢業の素因たるべき配給機構の整備方法等に付當方の指示に準據し且各地方の實情に即應したるものと認めたる場合に於て當方より同金庫へ其の旨申入ることと致居候條轉廢業の計畫に付ては事前に當方に御協議相成

一、米穀の集荷に付ては昭和十五年七月九日閣議決定の趣旨に則り臨時米穀配給統制規則（昭和十五年八月二十日農林省令第七十四號）を制定し、原則として當該道府縣の產業組合及同聯合會をして一元的に擔當せしむることとし、現に相當數量の米穀を商業者に於て集荷し居る特定の道府縣及產業組合に依る集荷困難なる町村に於てのみ商業組合をして集荷せしむる途を認めたるを以て產地集荷米穀商業者等は米穀集荷機構より整理せらるるに至れり

二、米穀の配給に付ては昭和十五年七月九日閣議決定の趣旨に基き左の方針に依り處理せり

(イ) 產業組合若は同聯合會は商業組合に於て集荷したる米穀にして當該道府縣内に於ける消費米として供せらるるものに付ては原則として當該道府縣内の米穀商統制團體を通じて之を配給せしむること

(ロ) 政府米（外米を含む）臺灣米、朝鮮米に付ては原

則として當該道府縣の米穀商統制團體を通じて配給せしむること

(ハ) 商業者系統により米穀の配給は卸業者と小賣業者との取扱分野を明確にして原則として卸商業組合、小賣商業組合に販賣すること  
但し大口の需要者其他特殊の者への配給に付ては卸商業組合より之を行ふも差支へなきこと

(ニ) 従来の購買組合等の白米の小賣に付ては差當り其の實績を認め一般小賣業者と同様に取扱ふこと

三、最近の食糧事情に應じ消費規正の徹底を圖り配給の適正圓滑を圖る爲左の如く配給機構の整備を行はしめたり

(一) 六大都市に於ては四月一日より一齊に通帳制に依る割當配給制を實施したるが之が前提條件の必須的なるものの一として配給機構の整備を行はしめたり  
其の要領左の如し

#### 1 地域的配給の一元化

従来の如く小賣商の配給關係が錯綜しては到底責任ある計畫的配給を爲すこと困難なる實情に鑑み、従来の米穀商を企業合同せしめ其の一元的配給機關の

#### 5 購買組合等に對する措置

商業組合の一元的配給を方針としたる處、購買組合等との關係に付ては實質的に米穀商業組合に合同せしめたり即ち商業組合に對し購買組合等の團體を其の代表者名義に依り参加せしめ之に對しては一般小賣商と同様實績配當を爲すと共に右團體の既存の人員、施設其他資材は出來得る限り之を精米所、配給所又は其の従業員として活用を圖り購買組合等の團體の代表者を組合役員に加ふる等の措置を講ずることとしたり

#### (二) 其他道府縣

#### (三九) 和紙配給機構はどう整備されるのですか

配紙配給機構整備に關しては昭和十六年五月三十日一六織局第二九〇一號商工省纖維局長、振興部長から各地方長官宛次の如き内容の通牒を發せられたのであります。

和紙配給機構整備に順じ指定組合等結成に關する件

(昭和十六年五月三十日一六織局第二九〇一號)  
商工省纖維局長、振興部長ヨリ各地方長官宛通牒

下に必要箇所に配給所を設け夫々一定の配給區域を受持たしめ、地域的に配給せしむることとす

#### 2 企業合同

右の企業合同は商業組合又は小組合の形態に依らしむることとし企業合同の規模、地域等に付ては地方長官をして地方の實情に應じ適當と認むる所に依り指導せしめたり

#### 3 精米所又は配給所の適正配置

地域的一元配給並に企業の合理化の趣旨より従来の米穀商等の店舗、精米工場は之を整理し配給數量、地理的狀況等を考慮し合理的に配置せしめたり

右合理化に伴ひ土地、建物(店舗)、精米機、發動機其他資材の餘剰を生ずるに至れり

#### 4 店主、従業員に對する措置

従来の米穀商業者たる店主、従業員は時局下の民心不安を考慮して原則として企業合同後の新機構に吸収する方針に出たり然れども今後に於て實質的に合理化せられたる新機構として不要となりたる人員及轉業を希望する人員は相當數に上るものと認めらる

今般和紙配給機構整備の必要上和紙統制會社を設立致すことと相成候に付ては之を基幹として和紙卸賣業者を以てする道府縣商業組合並に和紙の小賣業者を以てする小賣關係商業組合を之が下部組織として速かに整備するの要有之依て別紙和紙配給機構整備要綱並に左記に依り各組合の結成方御指導相煩度此段及通牒候也

追て現行公定價格等も其の段階に幾分の變更あるものと承知あり度

#### 記

#### 一、要綱第一の二

産地問屋を以て蒐荷商業組合を結成せしむるの件

(一) 産地問屋とは直接生産者より手漉和紙を購入し中央問屋、本要綱第四の卸賣業者、小賣業者又は需要者に之を販賣するを業とする手漉和紙の蒐荷問屋を指せるものにして該組合結成は手漉和紙産地に限ること

(二) 生産者は加入せしめざること

(三) 生産者が計畫的に販賣分野に進出せんとし別名に依る販賣店の設置又は同一資本系の會社設立等を企圖するが如きは價格等統制令の立法の主旨に反するもの

なるが故に嚴に戒められ度きこと

## 二、要綱第一の四

和紙卸賣業者を以て道府縣商業組合を結成せしむるの件

(一) 要綱中央問屋とあるは近く設立せらるる和紙統制會社の配給代行者を謂ふ

(二) 和紙小賣業者との摩擦を避けしむる爲各地域的事情に依り道府縣商業組合が直接消費者に販賣する最高販賣數量及び最低販賣單位を豫め限定し置くことを妨げず

## 三、要綱第一の五

和紙の小賣業者を以て小賣關係商業組合を結成せしむるの件

(一) 和紙の小賣を業とする者は昭和十五年十一月二十二日附一五振商第一〇〇七二號次官通牒「生活必需品配給機構整備に關する件」に依り結成せらるる關係組合に適宜加入せしむること

(二) 道府縣商業組合員は之に加入せしめざること

### 和紙配給機構整備要綱

#### 第一 蒐荷配給統制機構

四、卸賣業者を以て道府縣商業組合を結成せしむること

(一) 卸賣業者とは中央問屋より和紙を購入して需要者直賣又は小賣業者への販賣を業とする者なること

(イ) 産地問屋と雖も需要者直賣又は小賣業者への販賣を兼業する者は之を組合員とすることを得ること

(ロ) 中央問屋にして過去に於て需要者直賣又は小賣業者への販賣行爲の實績を有する者は組合員たることを妨げざること

(二) 地區は道府縣の區域とすること

(三) 道府縣洋紙商業組合へ合流するを妨げざること

五、和紙の小賣業者を以て小賣關係商業組合を結成せしめ得ること

(一) 和紙の小賣を業とする者は昭和十五年十一月二十二日附一五振商第一〇〇七二號次官通牒「生活必需品配給機構整備に關する件」に依り結成せらるる關係組合(紙文具商業組合、雜貨商業組合、地區組合等)に適宜加入せしむること

(二) 紙文具組合又は雜貨組合として既に結成せられ居

一、和紙生産者を以て工業組合を結成せしむること

(一) 機械抄、手漉各別に工業組合を結成せしむること

(二) 地區は實情に應じ適當に之を定むること

二、産地問屋を以て蒐荷商業組合を結成せしむること

(一) 産地問屋とは直接生産者より和紙を購入し中央問屋、本要綱第四の卸賣業者、小賣業者又は需要者に之を販賣するを業とするものなること

(二) 中央問屋にして生産者より直接仕入を爲す者は之を蒐荷商業組合に加入せしめ得るものなること

(三) 地區は道府縣と合同することを妨げざること

三、中央問屋を以て和紙問屋商業組合を結成せしむること

(一) 中央問屋とは生産者又は産地問屋より和紙を購入し之を卸賣するを業とする者なること

(二) 地區は内地一圓とすること

(三) 小賣業者を地域的に合同し問屋商會社を創立せしめ中央問屋組合員たるを得せしむること(直接生産者より和紙を購入し之を和紙卸小賣業者に販賣するを業とする者を中央問屋に加入せしむる方法)

る地方と雖もその内容が當和紙配給機構整備要項に合致し居らざる場合は適宜改組又は是正し當要綱に順應せしめられ度きこと

(三) 道府縣商業組合員は之に加入せしめざること

六、和紙の生産者、取扱業者又は其の團體を以て日本和紙統制株式會社を設立せしむること

#### 第二 蒐荷配給方法

一、統制會社は生産者より和紙の全國的一元買取を爲すこと

(イ) 蒐荷商業組合、蒐荷商業會社又は産地問屋を蒐荷代行者として利用すること

(ロ) 工業組合と協定して蒐荷代行者の蒐荷分野を定むること

(ハ) 買入は統制會社の計算に於て之を爲すこと

二、統制會社は全國的の一元配給を爲すこと

(一) 問屋商業組合の組合員を配給代行者として利用し道府縣和紙商業組合又は其の組合員への配給に當らしむること

(二) 販賣は統制會社の計算に於て之を爲すこと

三、道府縣和紙商業組合

- (1) 統制會社より共同購入を爲すこと
- (2) 小賣關係商業組合に對し共同販賣を爲すこと
- (3) 組合員の需要者直接販賣に付統制を爲すこと
- 四、小賣關係商業組合は道府縣商業組合より共同購入を爲すこと

第三 運用方針

全國和紙統制株式會社を左の如く取扱ふこと

- (1) 會社は相當の資金を以て買入及販賣を爲すことに依り業界全般の指導統制を行はしむること
- (2) 漸次配給代行者の業務を統制會社に包轄し會社自體道府縣組合への配給を行ふよう指導すること
- (3) 會社の役員は商工省の推薦に依り選任せしむること
- (4) 定款及業務規定の制定變更に付ては商工省の承認を受けしむること
- 四、道府縣商業組合は共同購入及共同販賣を行ふよう指導すること
- 五、小賣關係商業組合員の和紙販賣は家庭用學用等のみ

に限定するよう指導すること

(四〇) 陶磁器配給機構はどう整備されるのですか

陶磁器配給機構の整備に關して昭和十六年七月五日一六振興部第一八二七號商工省振興部長、化學局長、物價局第一部より各地方長官宛通牒された要旨は次の如くであります

(イ) 陶磁器配給機構整備に關する件

昭和十六年七月五日一六振興部第一八二七號 商工省振興部長、化學局長、物價局第一部長ヨリ各地方長官宛通牒

陶磁器の販賣業者に關しては從來一貫的配給機構の確定なかりし處今般内地向陶磁器配給の圓滑適正を期する爲別紙内地向陶磁器配給統制要綱に即應し左記に依り商業組合を夫々結成せしめ以て全國的配給機構の整備を圖ることと相成候に付ては商業組合の設立に關し至急何分の措置相成度此段及通牒候也

追而從來結成済の關係陶磁器商業組合に付ては右に依り之を改組又は解散せしむる等可然措置相成度

記

一、産地卸商業組合の組織方法

左記各工業組合又は聯合會の組合員（聯合會に在りては

所屬組合員）の生産品毎に結成することとし生産者より直接仕入を爲し消費地卸賣業者に販賣するを業とする者を資格者とし各組合共に内地一圓を地區とすること

- (一) 岐阜縣陶磁器工業組合聯合會
- (二) 瀬戶陶磁器工業組合
- (三) 品野陶磁器工業組合
- (四) 常滑陶磁器工業組合
- (五) 名古屋陶磁器工業組合
- (六) 萬古陶磁器工業組合
- (七) 伊賀燒陶磁器工業組合
- (八) 信樂陶磁器工業組合
- (九) 京都陶磁器工業組合
- (十) 石川縣陶磁器工業組合、能美九谷陶磁器工業組合、九谷窯元陶磁器工業組合、金澤九谷陶磁器工業組合及江沼九谷陶磁器工業組合
- (十一) 伊豫陶磁器工業組合
- (十二) 折尾瀬陶磁器工業組合、有田陶磁器工業組合、波佐見陶磁器工業組合、藤津陶磁器工業組合、長崎

縣陶磁器容器工業組合及佐賀縣錦附工業組合

- (十三) 會津陶磁器工業組合
- (十四) 石見陶器工業組合
- (十五) 相馬陶器工業組合
- (十六) 益子陶器工業組合
- (十七) 出雲陶器工業組合
- (十八) 丹波陶器工業組合
- (十九) 沖繩縣陶器工業組合
- (二十) 犬山陶器工業組合
- (二十一) 岡山縣陶磁器製造組合（近く工業組合に改組せらるる見込）

二、消費地卸商業組合の組織方法

産地卸賣業者より仕入を爲し小賣業者に販賣するを業とする者並に日本陶器株式會社、東洋陶器株式會社名古屋製陶株式會社の特約店を以て資格者とし全國を左の九プロックに分ち地區とすること

- (一) 北海道一圓
- (二) 東 北（青森、秋田、岩手、宮城、山形、福島）



(三) 關 東(茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東

京、神奈川、山梨)

(四) 中 部(岐阜、長野、静岡、愛知、三重)

(五) 北 陸(新潟、富山、石川、福井)

(六) 近 畿(滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫)

(七) 中 國(鳥取、島根、岡山、広島、山口)

(八) 四 國(香川、徳島、愛媛、高知)

(九) 九州一圓(沖繩縣を含む)

### 三、兼業者の取扱方法

(一) 生産者の卸賣、小賣兼業者

(1) 生産者にして直接消費地卸賣業者に販賣するを業とする者は其の直接販賣実績に付産地卸賣業者と看做し産地卸商業組合に加入するを得ること

(2) 生産者にして直接小賣業者に販賣するを業とする者は産地卸商業組合に加入すると共に其の直接販賣の実績に付消費地卸商業組合員として其の販賣店舗所在地の消費地卸商業組合に加入するを得ること  
尙右にして販賣店舗を有せざる場合は産地卸商業組

合にのみ加入し其の直接販賣の実績を其の販賣先消費地卸商業組合に登録し且つ之を其の消費地卸商業組合に代行せしむること

(3) 生産者にして店舗を有し直接小賣を業とする者は産地卸商業組合及消費地卸商業組合に加入すると共に将来小賣店舗所在地に於ける生活必需品關係商業組合整備せられたる場合關係組合に加入するも夫れ迄は差當り其の実績を小賣店舗所在地の消費地卸商業組合に登録し登録したる數量に限り直接小賣を爲すことを得ること

(二) 産地卸賣業者の消費地卸賣兼業者

産地卸賣業者にして直接小賣業者に販賣するを業とする者は其の直接販賣の実績に付消費地卸賣業者と看做し其の販賣店舗所在地の消費地卸商業組合に加入するを得ること

尙右にして販賣店舗を有せざる場合は消費地卸商業組合に加入せず其の販賣実績を其の販賣先消費地卸商業組合に登録し且つ之を其の消費地卸商業組合に代行せしむること

(三) 消費地卸賣業者の小賣兼業者

消費地卸賣業者にして小賣を業とする者は将来小賣店舗所在地に於ける生活必需品關係小賣商業組合整備せられたる場合關係組合に加入するも夫れ迄は差當り其の実績を消費地卸商業組合に登録し登録したる數量に限り直接小賣を爲すことを得ること

(四) 生産者及産地卸賣業者にして小賣業者に對する販賣実績を消費地卸商業組合に代行せしめたる場合は陶磁器需給協議會の決定に基き消費地卸商業組合に代行手数料を支拂ふこと

(五) 兼業者取扱に付ての兼業販賣実績は昭和十四年に於ける販賣実績とすること

四、前各項に依る商業組合は差當り別紙内地向陶磁器配給統制要綱一、に依る統制陶磁器の取扱業者を以て結成せしむること

### 内地向陶磁配給統制要綱

一、配給統制を行ふべき陶磁器は差當り中央に於て公定價格の設定せられたる陶磁器製飲食物容器とすること

二、日本陶磁器工業組合聯合會(以下日陶聯と稱す)は組

合員又は所屬組合組合員の製品を一括し之を關係の産地卸商業組合に共同販賣すること

但し日本陶器株式会社、東洋陶器株式会社及名古屋製陶株式會社の製品に限り之を直接消費地卸商業組合に共同販賣すること

三、産地卸商業組合は關係工業組合の製品を日陶聯より共同購入し之を商工省の指示せる総合的配給計畫及陶磁器需給協議會の決定に基き各地方別消費地卸商業組合に共同販賣すること  
此の場合組合事業を適宜所屬組合員に代行せしめ得ること

四、消費地卸商業組合は各産地卸商業組合又は日陶聯(日本陶器株式会社東洋陶器株式会社及名古屋製陶所の製品に限る)より共同購入を爲し之を小賣商業組合及百貨店に共同販賣すること  
此の場合組合事業を適宜所屬組合員に代行せしめ得ること

五、小賣商業組合は各地方廳に於て考慮中の生活必需品配給機構整備方針に基き商業組合整備の上は之に共同販賣

することとするも差當り消費地卸商業組合員より地  
區内小賣商に販賣すること

六、産地卸商業組合及消費地卸商業組合間の利益配分率は  
陶磁器需給協議會に於て決定すること

七、産地卸商業組合及消費地卸商業組合を一丸とし陶磁器  
卸商業組合聯合會を結成し且右聯合會に産地及消費地別  
の部會を設け統制連絡に當らしむること

八、陶磁器配給の圓滑を圖る爲商工省關係官、日陶聯代表  
者、陶磁器卸商業組合聯合會代表者、陶磁器小賣關係商  
業組合代表者、百貨店組合代表者及其の他學識經驗者を  
以て陶磁器需給協議會を設置すること

九、陶磁器需給協議會は陶磁器の生産に關する事項、配給  
に關する事項、製品格付に關する事項公定價格の遵守勵  
行に關する事項其の他陶磁器の需給に關する事項に付協  
議すること

(ロ) 陶磁器工業の整備に關する件

(昭和一七、二二、六 振興部、化學局、物價局)

陶磁器工業に於ては燃料其の他の資材の激減、輸出の杜  
絶等に對處し特に必要な製品の生産を確保すると共に不

## 一、計畫生産の實施

(1) 計畫生産に付ては差當り昭和十六年十一月より昭  
和十七年三月迄の實施方針を指示したるも昭和十七年  
四月以後は自家用製品其の他陶磁器製品の全面に亘り  
六箇月毎に生産計畫を樹立し之を實施せしむること  
計畫生産の實施に關し既に指示ありたる事項の外必要  
なる事項に付ては別途指示すること

(2) 生産計畫の樹立に際しては電磁器、工業用品、陶  
管、代用品等の時局關係製品に重點を置くこと

(3) 不要不急品の生産は極力之を抑制すること  
不要不急品の種別、生産抑制の方法其の他必要な事  
項は別途指示すること

(4) 代用品に付ては各種金屬製品の製造の禁止又は制  
限、金屬特別の回收の實施等に即應し製品の改良に努  
むると共に粗悪品の供給を抑制する爲試作品を除くの  
外日陶聯の指定する品種に限り生産せしむること  
代用品の種類別生産計畫其の他代用品の生産統制に關  
し必要な事項に付ては別途指示すること

(5) 輸南向製品製造技術の保存に必要な特別の措置

要不急の製品の生産を抑制し之に伴つて業者の企業態勢を  
整備し經營を合理化する必要があるので「陶磁器工業整備  
要綱」を決定し別紙の通り一月二十六日附を以て商工次官  
より各地方長官及日陶聯に通牒が發せられた

尙曩に通牒せる陶磁器製品計畫生産及公定價格品の共同  
販賣の整備要綱中代用品、火鉢、コンロ及雜製品に付ては  
時局の要請に即應し其の生産見込額の割當を増額補正する  
と共に計畫生産の實施に關し必要な指示を爲すこととなり  
同時に次官通牒が發せられた

右整備要綱實施の萬全を期する爲來る一月三十日に全國  
の商工課長及係官を招致し商工省分室會議室に於て打合會  
を開き翌三十一日には同所に於て日陶聯主催の下に全國理  
事長會議を開いて協力を求めることとなつた

## 陶磁器工業整備要綱

燃料の激減、輸出の杜絶等に對處し時局の要請に即應し  
て資材及勞力の有効利用、經營の合理化を圖ると共に製品  
の價格統制及需給の調整に資する爲左記に依り陶磁器工業  
を整備するものとす

## 記

を講ずること

右措置に關し必要な事項は別途指示すること

(6) 製品の規格統一、單純化を圖ること  
日陶聯内に規格統一、單純化に關する調査委員會を設  
置すること

規格の統一、單純化は必要なものより漸次速に實施  
すること

## 二、共同販賣制度の整備

(1) 共同販賣制度の整備に付ては中央公定價格品中陶  
磁器飲食物容器其の他特に指定するものに付差當り必  
要なる整備方針を指示したるも共同販賣制度の重要性  
に鑑み速に根本的整備方針を確立すること  
右根本的整備の實施に關し必要な事項は別途指示す  
ること

(2) 現在地方公定價格品となれるものにして必要な  
ものに付ては速に中央公定價格品に引直すこと

(3) 共同販賣に關する日陶聯の機構を整備し共同販賣  
の一元化を強化すると共に製品の検査、格付其の他共  
同販賣實施手續を一層適格簡捷ならしめ之に要する經

費の節減を圖ること

### 三、企業の整理統合

(1) 計畫生産の實施に伴ひ設備、燃料其の他の資材及勞力の有効利用を圖り經營を合理化する爲左に依り企業の整理統合を爲さしむること

(一) 電磁器製造業者に在りては日本碍子、松風、大阪陶業、香蘭社及日立の五會社を除き他は原則として府縣別に一會社又は數會社に企業合同を爲さしむること  
一府縣内の業者を二會社以上に合同せしむる場合に於ては一合同體の合同基準は年生産額(昭和十五年十月より昭和十六年九月迄の一箇年生産実績に依る以下同じ)二十萬圓以上を目標とすること

(二) 工業用品中の耐酸瓶、燒耐瓶製造業者に在りては原則として府縣別に一會社又は數會社に企業合同を爲さしむること  
一府縣内の業者を二會社以上に合同せしむる場合に於ては一合同體の合同基準は年生産額二十萬圓以上を目標とすること

耐酸瓶、燒耐瓶以外の工業用品製造業者に在りては(八)に依り企業合同を爲すべき紡織器及醫療用品製造

(八) 和飲食器、洋飲食器、火鉢、工業用品中の紡織器及醫療用品、代用品並に雜製品の製造業者に在りては美術品作家を除き此等の業者を綜合し府縣別に左の基準に依り企業合同を爲さしむること

(1) 單業を中心とする場合は年生産額二〇萬圓以上登窯を中心とする場合は年生産額二〇萬圓以上美術品作家の指定其の他美術品の生産統制に關し必要な事項は別途指示すること

(2) 企業合同は原則として前記各項に依る業種別之を爲すべきも地方の實情に依り特別の必要あるときは二種以上の兼業を目的として合同せしめ差支なきこと  
此の増他に於ては少くとも其の一業種に付合同の基準に達せしむること

(3) トンネル窯の設備を有する地方に在りては前各項に依るの外設備、燃料等の效率的利用を圖る爲成るべくトンネル窯を中心とし可及的の合同基準を引上げて企業合同を爲さしめ又はトンネル窯を有する優秀工場への合併を認むること

(4) 地方の實情に依り已むを得ざるときは前各項の合

業者を除き他は一應現在の儘とすること

(三) 陶管製造業者及コンロ(珪藻土)製造業者に在りては差當り全国的に夫々組合組織の整備を圖らしめ企業の整理統合は其の後に方針を定め實施せしむること  
(四) タイル(耐酸タイルを除く)製造業者に在りては原則として府縣別に一會社又は數會社に企業合同を爲さしむること

一府縣内の業者を二會社以上に合同せしむる場合に於ては一合同體の合同基準は年生産額二十萬圓以上を目標とすること

(五) 硬質陶器タイル製造業者に在りては原則として府縣毎に一會社に企業合同を爲さしむること  
一府縣内の業者を一會社に合同せしむるも其の規模過小なるときは適宜其の府縣の合同體に参加せしむること

(六) 衛生陶器製造業者に在りては(五)に倣ひ企業合同を爲さしむること

(七) 硬質陶器製造業者に在りては(五)に倣ひ企業合同を爲さしむること

同の基準に依らざることを得ること

(5) 企業合同に際しては自家用製品製造業者は特に必要ある場合の外は合同の對象とせず一應現状の儘とすること

(6) 企業合同の形態は原則として株式會社又は有限會社とすること

(7) 輸向製品製造業者は特に必要ある場合の外内地向製品製造業者と一體たるが如く企業合同を爲さしむること

(8) 企業合同に際し一貫作業を爲し得る如く合同體を結成せしむべきか、工程別に製造業者又は加工業者を以て企業合同を爲さしむべきかに付ては地方の實情に則して決定し差支なきも同一地方に於て一貫作業を目的とする合同體と工程別製造業者又は加工業者の合同體との併存を認むる場合に於ては兩者の調整に付必要な措置を講ずること

(9) 家内工業を利用する必要がある場合は企業合同體の下請として之を利用すること

(10) 企業合同に依り特に燃料の節約、有効利用を圖り

得る合同體に對しては日陶聯は商工省の承認を受け割當燃料の範圍内に於て生産割當額の増加を認むることを得ること

(11) 企業合同に際しては合同の趣旨に基き不要に歸すべき設備、機械等は合同體に於て整理を爲すべきは勿論なるも陶磁器工業が燃料の需給關係に影響せらるる點多きに鑑み將來必要となるべき設備、機械等を合同體に於て保有し一時使用を休止することを認むること

(12) 企業合同を爲すべき業者が合同に参加せず單獨に其の事業の全部又は一部を休止することは特別の事由に依り特に商工省の承認(府縣廳經由)を受けたる場合の外は之を認めざること

(13) 企業合同を爲すべき業者正當の理由なくして合同に應ぜざるときは一定の準備期間經過後は燃料其他の資材の配給又は生産の割當を爲さざることあるべきこと

(14) 企業合同に際し完全に他に轉業する業者に對しては合同體又は組合に於て共同の精神に則り相當の給付を爲すべきこと

む) は此の際速に既存の工業組合に加入せしめ又は新に同種の業者を以て工業組合を設立せしむるは前項に依る組合の改組に先立ち設立するの要ある場合に限ること

(4) 日陶聯に加入せざる工業組合は此の際速に加入の手續を執らしむること

#### (四一) 纖維製品配給機構はどう整備されるのか

纖維製品配給機構整備に關して昭和十六年十月四日一六織第九二六八號を以て商工次官より各地方長官宛發せられた通牒要旨は次の如くであります。

纖維製品配給機構整備に關する件

(昭和十六年十月四日一六織第九二六八號 商工次官より各地方長官宛通牒)

各種纖維製品の配給に付ては之が一般國民生活に及ぼす影響の重大なるに鑑み、從來逐次其の機構を改善し圓滑適正なる配給に努め來りたる處現下緊迫せる國際情勢に伴ひ纖維原料の取得は一層困難を加へ來りたるを以て纖維製品の生産配給消費各面に亘り更に統制を強化するの要あり

(15) 企業合同に依りて生ずる遊休設備は産業設備營團又は國民更生金庫に於て之を引受けしむること

(16) 企業の整理統合の指導監督は府縣廳之に當ることとし日陶聯は綜合的に關係府縣廳に協力すること

(17) 關係府縣廳は企業の整理統合の具體案を樹立したるときは實施に先立ち商工省に協議すること

(18) 企業の整理統合に付ては昭和十七年二月末日迄に關係府縣廳に於て具體案を樹て同年四月末日迄に實施完了せしむること

#### 四、組織の整備

(1) 日陶聯の内部機構を一層整備し事務能率の増進を圖ること

日陶聯は機構整備、能率増進に關する具體案を樹立したるときは實施に先立ち商工省に協議すること

(2) 陶磁器關係工業組合は別に指定するものを除き原則として一府一縣一組合とすること

組合改組は企業の整理統合の實施後に於て之を行ふこと

(3) 工業組合未加入の業者(自家用製品製造業者を含む)

仍て今般別紙要綱に依り纖維製品の配給機構を再編成し製品の圓滑公正なる配給を期することと相成候に付ては右趣旨に依り貴管下當業者を指導相成度此段及通牒候也

#### 纖維製品配給機構整備要綱

##### 第一 製造統制會社

一、製造統制會社は綿ス・フ織物、莫大小製品、足袋及タオルの四種類の纖維製品に付各一箇を設置すること  
即ち

(イ) 綿ス・フ織物に付ては既存の日本特免織物製造株式會社を増資し之をして綿織物の外ス・フ織物をも取扱はしむ

(ロ) 莫大小生地及莫大小製品に付ては既存の日本内地莫大小統制株式會社を以て之に充つ

(ハ) 足袋に付ては既存の全日本足袋共同販賣株式會社を以て之に充つ

(ニ) タオルに付ては既存の大日本輸出タオル株式會社を改組し之に充つ

二、製造統制會社の業務は左の通とすること  
イ、製品の生産計畫の設定

ロ、原料絲又は原料布の一手購入

ハ、製品の委託製造

ニ、製品の必要なる加工

ホ、製品の一手販賣

## 第二 中央配給統制會社

- 一、中央配給統制會社は綿ス・フ織物、絹人絹織物、毛織物、莫大小製品、足袋及タオルの六種類の纖維製品に付各一箇を新に設置すること但し綿ス・フ織物に付ては既存の日本特免綿織物配給株式會社を改組擴充し之に充つること此の場合既存の日本特免綿ネル元配給株式會社、特免ガラ紡織物配給株式會社、日本特免綿帆布元配給株式會社、日本特免足袋原料元配給株式會社、東部特免綿織物配給株式會社、中部特免綿織物元配給株式會社、西部特免綿織物配給株式會社の七社は日本特免綿織物元配給株式會社に吸收合併すること
- 二、中央配給統制會社の出資者は元賣商の統合體とし統合體の過去の取扱實績を基準として出資せしむること右の統合體とは産地元賣商に在りては産地別に統合したるもの集散地元賣商に在りては一定規模以上に統合

(ニ) 絹織物に付ては其の特殊性に鑑み代行人に對し或

程度包括的代理權を認むると共に代行人の取引の都

度會社に登録せしむる等簡易なる制度を採ること

三、中央配給統制會社は轉廢業せんとする者に對し轉廢業資金を交付すること

## 第三 中央製造配給統制會社

一、製造配給統制會社は労働作業衣類、既成服類、和装既成品類及布帛雜品類の四種類の布帛製品に付各一箇を設立すること右の四種類の布帛製品の類別は別紙の類別に依ること尙労働作業衣類に付ては既存の日本作業被服製造株式會社を以て之に充つること

二、會社の出資者を左の通とすること

1 關係工業組合

2 製造卸業者

3 製品の仕入卸業者(地方卸を除く)

前項の卸業者とは自己の仕入又は製造したる製品を地方卸又は小賣業者に販賣するを業とするを謂ひ別に指示したるものを除き昭和十三年に於ける卸實績左の金額以上の者及合同して左の金額以上に達したる者に限

したるものとする

中央配給統制會社の業務は綿ス・フ織物、莫大小製品足袋及タオルに在りては製造統制會社より絹人絹織物及毛織物に在りては製造業者より商品を一手に購入し必要なる加工を爲したる上地方配給統制會社、中央製造配給統制會社、外地購入團體又は需要者團體に對し販賣するものとする此の場合會社は左に依り自己の業務の一部の統合體に代行せしむるを得ること

(イ) 會社が代行人を選定し現物の取扱を爲さしむるに當りては過去の取扱實績に拘泥せず人的物的施設の整へるものを活用すること

(ロ) 商品の流通を簡明迅速ならしむる爲代行人の荷受すべき生産者及荷渡すべき地方配給統制會社を豫め限定し置くこと

(ハ) 代行人生産者より商品を引取りたるときは購入代金の一部又は全部を會社に納むると共に地方配給統制會社に商品を引渡したるときは地方配給統制會社に對し適當なる期間販賣代金の取立を猶豫し金融を爲すこと

る

労働作業衣類 五十萬圓

既成服類 百萬圓

和装既成品類 三十萬圓

布帛雜品類 百萬圓(但し輸出專業者のみの合同體に付ては五十萬圓)

二種類以上に亙り實績を有する業者は二會社以上に出資し得ること但し孰れも右の基準實績以上の場合又は統合して右の基準實績以上になりたる場合に限ること

三、會社の業務は左の通とすること

1 製品の生産計畫の設定

2 原材料の一手購入

3 製品の製造委託

4 製品の蒐荷

5 製品の検査

6 製品の一手販賣

會社は前項の業務を爲すに當り出資者たる卸業者若は其の統合體又は工業組合に左に依り會社の業務の一部を代行せしめ得ること

(イ) 會社が代行人を選定し現物の取扱を爲さしむるに當りては過去の取扱實績に拘泥せず人的、物的施設の整へるものを活用すること

(ロ) 代行人は原材料の割當を受けたときは其の代金の一部又は全部を會社に納入すること

(ハ) 代行人はミシンを使用する製品に付ては工業組合を通じ裁斷したる生地及其他の原材料を組合員に供給し製品の製造を委託しミシンを使用せざる製品に付ては受託業者に直接製造を委託すること

(ニ) 代行人は會社の指圖に従ひ集荷したる製品を地方配給統制會社に出荷すること

四、會社は轉廢業せんとする者に對し轉廢業資金を交付すること

#### 第四 地方配給統制會社

一、地方配給統制會社は道府縣別に各一箇を設立するものとし夫々の道府縣内に配給すべき凡ゆる一般消費費用織維製品を取扱はしむること

#### 二、資 本 金

資本金は各地方長官に於て決定するものとするも、其

の大體の基準は當該府縣に對する配給額の約半箇月分に相當する額を準備し得る如く資本金を決定すること

#### 三、出資者及出資割合

(イ) 出資者は原則として當該道府縣の單位小賣商業組合、地方卸商及百貨店とすること尙場合に依り中央配給統制會社又は中央製造配給統制會社の出資を認むること(ハ)號参照)

(ロ) 前號の地方卸商とは從來主として當該道府縣内の小賣業者に對する卸賣を業としたる者とするも集散地の卸商にして元賣及卸の兼業者は其の選擇に依り中央配給統制會社又は地方配給統制會社の孰れかに對し出資するを認むること又集散地卸商の如く從來二府縣以上の地域の小賣業者に對卸賣を業としたるものが集散地の地方配給統制會社に出資せずして其の近接の一の地方配給統制會社のみに出資せんとするときは之を認むること地方卸商は統合の上統合體に於て出資するを妨げざること尙特殊の事情に依り二以上の地方配給統制會社に出資せしむるを適當と認むるものあるときは商工省と打合すること

(ハ) 出資者の出資割合は地方長官に於て適宜決定する

ものとし、其の際小賣商に對し過重の負擔とならざる様留意すること即ち東京府、大阪府、愛知縣、京都府、北海道等の如く卸賣業者の多數存在する府縣に在りては總出資額の過半數を卸賣業者より出資するを認むると共に其の他の府縣に在りても卸賣業者の出資額と小賣商業組合及百貨店の出資額とが概ね等額となる程度に努むること尙千葉縣、埼玉縣、奈良縣、和歌山縣、三重縣等集散地最寄の縣及東北地方、山陰地方の如く卸賣業者の數僅少にして其の資力も薄弱なる縣に在りては當該府縣の地方卸賣業者の出資を以て所要の資本を調達し得ざるときは調達し得ざる資金の限度内に於て商工省と打合の上中央統制會社より出資するを認むること

(ニ) 小賣商業組合及百貨店の出資額を一〇〇%とするときの其の内部に於ける出資割合は百貨店は最高一五%以内注文洋服及中學生服一〇%以内、縫糸及手編毛絲四%以内とすること

(ホ) 卸賣業者(毛織物に付ては切賣業者)の出資額を

一〇〇%とするときの其の内部に於ける出資割合は概ね棉ス・フ織物關係二〇%、絹人絹織物(含和裝既製品)關係二五%、毛織物一〇%、莫大小一〇%足袋五%、タオル二%、既成服類及勞働作業衣類(含學童服團體服)關係一〇%、布帛製品八%、保留一〇%とし保留分は地方長官に於て割當つること

#### 四、業 務

(イ) 地方配給統制會社の業務は中央配給統制會社より各種織維製品を一手に購入し小賣商業組合を通じ小賣商に配給すること但し百貨店、産業組合法に基く購買組合等には直接配給すること此の場合小賣商に對し或程度の金融を爲すこと

(ロ) 仕入事務は代行制に依らず地方卸商の物的施設及従業員にして會社に於て利用すべきものは會社に於て買取り、借受け又は雇入れ會社自體の物的人的施設として利用すること

#### 五、役 員

(イ) 社長は地方長官に於て適當と認むるものを選任せしむること

(ロ) 取締役及監督役は出資額の如何に拘らず地方長官に於て適當と認むる者を選任せしむること  
六、會社の部内機構

(イ) 會社の内部に於ては部を設くるものとし部の構成は地方長官監督の下に會社自體に於て決定せしむるものとするも概ね左の基準に依らしむること

綿ス・フ部、絹人絹部、毛織物部、労働作業衣部  
學童服部、既成服部、註文洋服部、中學生服部、  
莫大小部、足袋部、タオル部、服装雜貨部、縫絲部、手編毛絲部、製綿部

七、會社は轉廢業せんとする者に對し轉廢業資金を交付すること

### 第一類

労働服(モンペイ、作業シャツを含む) 續服、腹掛、股引、手甲、脚絆、ゲートル、胸當付ズボン、作業ズボン  
在郷軍人服、青年訓練服、警防團服、青少年團服、男女學童服、國民服(綿紡式紡績絲を以て製織したる織物を主材料とするもの)

### 第二類

幼兒服、事務服、ノーリツコート、ジャンパー(以上の製品は毛紡式紡績絲を以て製織したる織物及絹織物以外の織物を主材料とするもの) スクールコート、シャツ、コンピネーション、パジャマ、バスローブ、ガウン、ローブ、ワイシャツ、カッターシャツ、開襟シャツ、ポロシャツ、運動衣、スリッパ、シュミーズ、女生着、ベビードレス、ベビー下着、ジレ、ベビーカー、涎掛、ネビエシラズ、ズボン下、パンツ、ブルマー、ズロース、ハッピコート、海水褌、カラ、カフス、國民服中衣、國民服襟、衛生白衣(手術帽子、看護婦帽子、コック帽子を含む) 襟卷、ショール、マフラ、ネツカチーフ、スカーフ、割烹、前掛(災害防護用のものを除く) エプロン、ハンカチーフ、カーテン、敷布、ナフキン、テーブルセンター、ドイリー、テーブルクロス、食卓掛、ベツトカバー、椅子カバー、ソファカバー、樂器カバー、タツション、防空用電燈覆、事務用肘カバー、乳バンド、袴カバー、運動具袋、手提袋、オシメ袋、ネクタイ、手袋(災害防護用のものを除く) 空氣枕、空氣枕カバー、幕(暗幕を除く) 鉢卷、赤白帽子、男子水泳帽子、壁掛

背廣服、詰襟服、折襟服、國民服(綿紡式紡績絲以外の絲を以て製織したる織物を主材料とするもの) 乘馬服、ズボン、オーバークート、レインコート(労働用レインコートを除く) コート、ウエイストコート、外套、マント、ケープ、トンビ、厚司、角袖、茂尻、婦人服、ハーフコート、ブラウス、スカート、子供服、幼兒服、事務服、ノーリツコート、ジャンパー(婦人服以下の製品は毛紡式紡績絲を以て製織したる織物及絹織物を主材料とするもの)

### 第三類

着物(下着を含む) 羽織、仕立帯、袴、長襦袢、半襦袢、肌襦袢、汗除、丹前、寝巻、胴着、ネンネコ袴纏、和装コート、初着、腹巻、腹當、甚平、被布、オクルミ、巻蒲團、裾除、腰巻、袖口、腰紐、伊達締、丸紵、紵紐、仕立半襟、半襟、帯揚、腰帶、扱、袖、角カクシ、風呂敷、袱紗、ユタン、神官裝束、法衣、旗、幟、鯉幟、腕章、慰問袋、奉公袋、貴重品袋

### 第四類

婦人服、ハーフコート、ブラウス、スカート、子供服、

フェースクロース、サロン、サリ、カンカー、ニツカー  
布帛ジャケツ、アングラーウエアー、ドウエー、ロンギーパー、ナイトドレス、テーブルランナー、ラツパー、サーシー、ショーツ、サカラマツト、ピロケース  
ランチセツト、ターバン、オートバローロール

(備考)

右各級の製品は何れも紙布、莫大小生地、タオル生地、編レース生地、フェルト生地及ゴム加工防水布を主材料としたるものを除く

(四二) 莫大小製品、タオル及足袋の卸商業機構は  
どう整備されたのですか

莫大小製品タオル及足袋の卸商業機構の整備に關しては昭和十五年十月一日一五織第二四七四號を以て商工省纖維局長、振興部長より各地方長官宛次の如き内容が通牒されたのであります

莫大小製品、タオル及足袋の卸商業機構整備に關する件

(昭和十五年十月一日一五織第二四七四號商工省纖維局長、振興部長より各地方長官宛通牒)  
國民の生活必需品たる衣料品に付ては物資動員計畫に即

應し消費者に對し適正確實なる配給を爲すべきこと勿論なるが之等衣料品中の莫大小製品、タオル及足袋の三品に關しては其の生産段階に於ては一應夫々機構の整備を見ることと相成又小賣の段階に於ても目下日本纖維製品小賣商業組合聯合會に於て一般纖維製品と共に之等の三種製品の小賣機構の整備を行ひつつあり。而して其の間に介在する卸賣業の段階としては簡明なる配給機構たるを要するに拘らず現状は多數の業者群立し迅速確實なる配給統制を實施するに適せざる状態に置かれあるに鑑み別紙要綱に依り之等業者の統合を圖り新に夫々商業組合を結成せしめ配給事務に參與せしむることに方針決定相成候條右趣旨に依り貴管下當業者を指導相成度此段及通牒候也

追而右統合及組合の結成は十一月中に完了致様取計相成度尙合同に當つては之に依つて轉業を必要とする小商業者従業員を能ふ限り合同したる配給機關又は殘存する元賣商の従業員として採用することとし就中老年者、中年者、其他他種産業に轉業困難なる者を優先採用する様御指導相成度右併而申添候

別紙

莫大小製品、タオル及足袋の卸配給機構整備要綱

一、昭和十三年以前に營業を開始したる地方卸賣業者は道府縣單位に莫大小製品、タオル及足袋の三品種別に又は三品種を合して一の配給機關（組織形態に付ては後掲）に統合すること尙右の該當者少數なる府縣に於ては隣接府縣の卸配給機關に統合すること

此の場合昭和十四年一月以降に事業を開始したる者及取扱金額僅少な業者はなるべく小賣商として小賣商業組合に加入せしむべきも前項の卸配給機關に参加せんとする希望者に對ては道府縣卸配給機關資格審査委員會（組織に付ては後掲）に於て審査の上参加せしむることを得ること

二、元賣業者にして左の規模に達せざる者は之を當該規模に達する程度に合併せしむること

莫大小製品 昭和十三年一年間に於ける生産業者より

の仕入高總額

百萬圓

タオル 〃 〃 三十萬圓

足袋 〃 〃 五十萬圓

右の場合昭和十四年一月以降に營業を開始したる者及昭和十三年の仕入實績の僅少なる者は前項に準じ取扱ふこと

三、前項の規模に達せる元賣業者、合同して前項の規模に達せる元賣業者の團體及第一項の卸配給機關を以て全國地區の卸商業組合を三品種毎に組織せしむること

四、三品種の卸商業組合員たる合同體に参加せる者は小賣商業組合に加入することを得ざること

五、莫大小製品、タオル及足袋は生産者の統制團體より夫々の卸商業組合之を共同購入し道府縣纖維製品小賣商業組合聯合會、百貨店組合、外地團體其他商工大臣の指示する團體に共同販賣すること、此の場合卸商業組合員は夫々組合の業務を代行することを得ることとし第二項の規模以上の元賣業者及合同して右に達せる元賣業者たる組合員は原則として第一項の卸配給機關に荷渡することとするも、從來其の道府縣内に於て消費せらるる商品が大部分其の地方の卸業者の手を通ぜざる道府縣に於ては從來の實情に應じ直接其の道府縣の小賣配給團體に商品を荷渡することを得ること

六、前各項の合同又は統合に依り從來の業務を廢止したる卸業者に對しては卸商業組合に於て組合員の受くべき配給手数料の一部を以て廢業手當金を交付すること

右廢業手當金は一時金として又は數年に分割して之を支拂ふこと

七、第一項及第二項の統合同の場合に於て採るべき組織は株式會社、有限會社其他の會社組織とするを適當とするも差當り任意組合組織に依ることも差支へなきこと任意組合組織を採りたる場合は其の代行者を卸商業組合に加入せしめ、商品の取扱ひ亦右代表者のみに當ること

八、管下の元賣商、地方卸商に付第一項及第二項の統合機關に参加し得る資格、第三項の資格並に其の實績を審査する爲道府縣卸配給機關資格審査委員會を設くること同委員會の構成は道府縣經濟部長を委員長とし稅務署係官及市役所係職員並に商工會議所、卸商及小賣商の代表者等を以て之を組織すること

昭和十四年一月以降に營業を開始したる業者に對しては其の時期以後に於て公正價格設定等に依り利潤獲得の爲急激に商業者の増加し來りある傾あるに鑑み眞に已むを



得ざる者に對して参加資格を認むること此の場合に於ては昭和十四年以降の實績を参照の上各人の實績を決定すること

#### (四三) 毛織物の配給機構はどう整備されるのか

毛織物の配給統制並に之に伴ふ配給機構整備に關しては昭和十五年六月二十九日一五織第一二六一號商工省織維局長、商工省振興部長より發せられた通牒要旨大體次の如くであります。

#### 毛織物の配給統制並に之に伴ふ配給機構整備に關する件

今般毛織物の需給調整を圖り併せて公定價格の勵行に資する目的を以て別紙毛織物配給統制要綱に依り配給統制を爲さしむることと相成候條之が指導監督に遺憾なきを期すると共に右實施に伴ひ至急配給機構の整備を爲すの要有之候に付ては左記各項に依り措置相成度此段及通牒候也

#### 一、男子注文服用生地關係

男子注文服用販賣業者をして洋服商業組合及其の府縣

別個に組合を結成すること繁雜なりと認めらるる場合に於ては別に中等學校制服商業組合を結成せしむることなく右洋服商業組合を府縣中等學校制服商業組合聯合會の存する場合に於ては之に加入せしめ府縣中等學校制服商業組合の結成の要なき場合に於ては府縣洋服商聯に加入せしむること尙此の種の府縣洋服商聯は之を全國中等學校制服商業組合聯合會に加入せしむること但し中等學校制服商業組合の地區を其の縣一圓とするも支障なし

#### 四、既成服生地及既成服關係

(一) 男子既成服、婦人子供既成服、學生用既成服等の製造業者(所謂生産問屋を含むも受託製造業者は之を除く但し從來受託業者と共同して組合を結成せるものは此の際特に分離せしむる要なし)をして地域別(府縣別又は數府縣單位とす)に工業組合を結成せしめ之を統一して全日本既成服工業組合聯合會を組織せしむること

(二) 既成服の卸賣業者をして地域別(府縣別又は數府縣單位とす)に既成服卸商業組合を結成せしめ全日本既成服卸商業組合聯合會に加入せしむること

別聯合會を結成せしめ府縣別聯合會を合して全國洋服商業組合聯合會を組織せしむること

#### 二、婦人兒服地着尺地關係

婦人兒服地の小賣業者(生地の切賣業者及消費者よりの注文に依り婦人子供用洋服の製造を業とする者を含む以下同じ)及着尺地小賣業者は日本織維製品小賣商業組合聯合會(以下日織商聯と稱す從來の所謂日織商聯)其府縣織維製品小賣商業組合聯合會(以下府縣織維商聯と稱す)所屬の關係組合に加入せしむること但し婦人兒服地の切賣業者及着尺地小賣業者等の多數存在する都市に在りては單獨組合を結成せしめ得ることとし該組合をして府縣織維商聯に加入せしむること

#### 三、中等學校制服生地關係

消費者の注文に依り中等學校制服(男子用及女子用を含む)製作販賣を業とする者にして學校より指定せられたるものをして中等學校制服商業組合及其の府縣別聯合會を組織せしめ府縣別聯合會を全國中等學校制服商業組合聯合會に加入せしむること

中等學校制服商業組合と洋服商業組合との組合員が重複

從來の全日本既成服卸商業組合聯合會及其の所屬組合を改組して既成服卸賣業者のみの組合とし既成服製造業者にして自己の製造したる製品を小賣業者に販賣する者は之を商業組合に加入するを認めざることとし製造業者にして他の製造業者より製品を購入し之を販賣するを業とする商工兼業者に限り工業組合及商業組合に重複加入するを認むること

(三) 既成小賣業者は府縣織維商聯所屬の關係組合に加入せしむること但し既成服小賣専門業者の多數存在する都市に在りては既成服小賣商業組合を結成せしめ得ることとし右組合は之を府縣織維商聯に加入せしむること

#### 五、帽子用生地及帽子關係

(一) 帽子(フェルト、麥稈、眞田及紙を原料とせるものを除く)の製造業者(受託製造業者を除く)をして地域別(府縣別又は數府縣單位とす)に工業組合を結成せしめ之を統一して全日本帽子工業組合聯合會を組織せしむること

帽子の製造を爲すと共に其の製品の小賣を爲す者は右工業組合に於て第二部員と爲し其の他の者を第一部員

と爲すこと

(二) 帽子の卸賣業者をして地域別(府縣又は數府縣單位とす)に卸商業組合を結成せしめ之等を統一して全日本帽子卸商業組合聯合會を組織せしむること

(三) 帽子の小賣業者は(一)の第二項の第二部員を除く)は府縣織商聯所屬の關係組合に加入せしむること  
但し帽子小賣専門業者の多數存在する都市に在りては帽子小賣商業組合を結成せしめ得ることとし右組合は之を府縣織商聯に加入せしむること

(備考)

(一) 以上何業者とは原則として昭和十二年一月一日以降昭和十四年六月三十日に至る期間に於て當該業を營みたる実績を有し現在に於ても之を營みつつある者に限る但し百貨店法に依る百貨店は之を除くこと

(二) 特別の事情ある場合には品種の細別及地區に關し例外を認むることある可きこと

(三) 既設のものも右に依り整備すること

別

紙

毛織物配給統制要綱

一般毛織物(梳織絲織物を含む)、毛布及肩掛は生産者

より最終小賣業者に至る迄左に依り配給統制を爲すこと但し公益法人等に對する配給に付ては原則として過去の実績に依り之を行ひ、外地に對する配給に付ては内地に準ずる配給機構を整備せしめ内外地の各配給機構に於て連絡協議し配給數量を決定すること

一、大日本毛織物工業組合聯合會は其の所屬組合員の製造したる製品に付一般毛織物は日本毛織物元賣卸商業組合に、毛布は日本毛布卸商業組合聯合會に、肩掛は日本肩掛卸商業組合聯合會に夫々共同販賣を爲し各商業組合及聯合會は共同購入を爲すこと

右の共同販賣及共同購入に付ては當分の内所屬組合員の代行を認むること但し右代行は昭和十二年一月一日以降昭和十四年六月三十日迄の期間(以下実績期間と稱す)に於ける取扱実績を基準として定めたるブロック内に於て之を爲すこと

二、日本毛織物元賣卸商業組合(以下元賣組合と稱す)以下の配給は左に依ること但し(一)乃至五の種類別配給數量は商工省に於て決定すること

(一) 男子注文服用生地

(1) 元賣組合は日本羅紗切賣商業組合聯合會(以下切賣商聯と稱す)に對し共同販賣を爲し切賣商聯は共同購入を爲すこと

切賣商聯所屬組合の取扱數量は実績期間中の取扱実績に依り切賣商聯に於て元賣組合に協議し商工省の承認を得て決定すること

(2) 切賣商聯は全國洋服商業組合聯合會(以下全服聯と稱す)所屬の府縣洋服商業組合聯合會(以下府縣洋服商聯と稱す)及百貨店組合に對し共同販賣を爲し府縣洋服商聯及百貨店組合は共同購入を爲すこと  
全服聯及百貨店組合の取扱數量は兩團體並に切賣商聯に於て協議し商工省の承認を得て決定すること  
各府縣洋服商聯の購入數量は実績期間中の取扱実績に依り全服聯に於て切賣商聯に協議し商工省の承認を得て決定すること

(二) 婦人兒服地及着尺地

(1) 元賣組合は日本織維製品小賣商業組合聯合會(以下日織商聯と稱す)所屬の府縣織維製品小賣商業

組合聯合會(以下府縣織商聯と稱す)及百貨店組合に對し共同販賣を爲し府縣織商聯及百貨店組合は共同購入を爲すこと

(2) 日織商聯及百貨店組合の取扱數量は兩團體並に元賣組合に於て協議し商工省の承認を得て決定すること

(3) 各府縣織商聯の取扱數量は実績期間中の取扱実績に依り日織商聯に於て元賣組合に協議し商工省の承認を得て決定すること  
(三) 中等學校制服服用生地  
男子注文服用生地の配給に準じ配給すること(但し全服聯とあるは全國中等學校制服商業組合聯合會、府縣洋服聯とあるは府縣中等學校制服商業組合聯合會とすること)

(四) 既成服用生地及既成服

(1) 既成服用生地  
元賣組合は全日本既成服工業組合聯合會(以下既成服工聯と稱す)に對し共同販賣を爲し既成服工聯は共同購入を爲すこと

既成服工聯所屬組合の取扱數量は實績期間中の取扱  
實績に依り既成服工聯に於て元賣組合に協議し商工  
省の承認を得て決定すること

(2) 既成服

(イ) 既成服工聯所屬組合は其の組合員の製造した  
る既製服を全日本既成服卸商業組合聯合會(以下  
既成服商聯と稱す)に對し共同販賣を爲し既成服  
商聯は共同購入を爲すこと

既成服商聯所屬の取扱數量は實績期間中の取扱實  
績に依り既成服商聯に於て既成服工聯と協議し商  
工省の承認を得て決定すること

(ロ) 日織商聯及百貨店組合の取扱數量は兩團體並  
に既成服商聯に於て協議し商工省の承認を得て決  
定すること

(ハ) 既成服商聯所屬組合は府縣織商聯及百貨店組  
合に對し共同販賣を爲し府縣織商聯及百貨店組合  
は共同購入を爲すこと

府縣織商聯の取扱數量は實績期間中の取扱實績に  
依り日織商聯に於て既成服商聯に協議し商工省の

すること

(ハ) 帽子商聯所屬組合は府縣織商聯及百貨店組合  
に對し共同販賣を爲し府縣織商聯及百貨店組合は  
共同購入を爲すこと

(二) 府 縣

三、毛布(角卷を含む)及肩掛

(一) 日本毛布卸商業組合聯合會(以下毛布商聯と稱す)  
又は日本肩掛卸商業組合聯合會(以下肩掛商聯と稱す)  
は其の共同購入したる毛布又は肩掛を府縣織商聯及百  
貨店組合に對し共同販賣を爲し府縣織商聯及百貨店組  
合は共同購入を爲すこと

(二) 日織商聯及百貨店組合の取扱數量は兩團體並に毛  
布商聯又は肩掛商聯に於て協議し商工省の承認を得て  
決定すること

(三) 府縣織商聯の取扱數量は實績期間中に於ける取扱  
實績に依り日織商聯に於て毛布商聯又は肩掛商聯に協  
議し商工省の承認を得て決定すること

(四) 製綿の配給はどう統制されるのですか

承認を得て決定すること

(五) 帽子用生地及帽子

(一) 帽子用生地  
元賣組合は全國帽子工業組合聯合會(以下帽子工聯  
と稱す)に對し共同販賣を爲し帽子工聯は共同購入  
を爲すこと

帽子工聯所屬組合の購入數量は實績期間中の取扱實  
績に依り帽子工聯に於て元賣組合に協議し商工省の  
承認を得て決定すること

(2) 帽 子

(イ) 帽子工聯所屬組合は其の組合員中第一部員の  
製造したる帽子を全日本帽子卸商業組合聯合會  
(以下帽子商聯と稱す)の所屬組合に對し共同販賣  
を爲し帽子商聯所屬組合は共同購入を爲すこと

帽子商聯所屬組合の取扱數量は實績期間中の取扱  
實績に依り帽子商聯に協議し商工省の承認を得て  
決定すること

(ロ) 日織商聯及百貨店組合の取扱數量は兩團體並  
に帽子商聯に於て協議し商工省の承認を得て決定

織維製品の配給機構整備に伴つて中入綿、蒲團綿及芯綿  
の配給統制を次の製綿配給統制要綱に依つて實施する旨昭  
和十七年四月二十三日一七織度第二五〇六號を以て各地方  
長官へ通牒されたのであります。

製綿配給統制要綱

一、原料の配給及製綿の製造に關する事項

(一) 商工省は製綿の原料たる繰綿の配給數量の決定を  
爲し其の都度之を大日本支那棉輸入統制協會及日本製  
綿工業組合聯合會(以下製綿工聯と稱す)に通告する  
こと

織維需給調整協議會は製綿の原料たる落綿、故綿、屑  
織維の配給割當を爲し割當の都度之を左の原料配給團  
體及製綿工聯に通告すること

日本落綿卸商業組合

日本故綿統制株式會社

日本層織維配給統制株式會社

(二) 製綿工聯は共同購入に依り一括購入したる製綿原  
料を所屬製綿工業組合(以下製綿工組と稱す)の組合  
員(以下組合員と稱す)に委託製造せしむること

(三) 商工省は製綿工聯に對し割當たる原料より品種(中入綿、蒲團綿、芯綿)銘柄(一號二號等)毎に製綿の生産數量を決定し其の決定數量を製綿工聯に通知し製造せしむること

(四) 製綿工聯は組合員をして割當ありたる原料を以て品種銘柄毎に製造せしむること

(五) 製綿の製造は組合員以外の者之を爲すことを得ざるること

(六) 製綿工組は組合員の製造したる數量を製綿工聯に報告すること

(七) 製綿工聯は製綿工組より報告ありたる製綿の數量を商工省に報告すること

## 二、製綿の配給に關する事項

(一) 商工省は第二の第四號の受配者團體に割當つるの外道府縣別に中入綿、蒲團綿(銘柄別)の割當を行ふこと

右割當の都度之を各地方長官、製綿工聯、纖維製品配給消費統制規則の別表丁號に掲ぐる者(地方纖維製品配給會社)に通知すること

## (四五) 蒲團の配給はどう統制されるのですか

纖維製品の配給機構整備に伴つて蒲團の配給統制を次の如き要綱に依つて實施する旨昭和十七年四月二十三日一七織局第二五〇七號を以て各地方長官宛通牒を發したのであります。

### 蒲團配給統制要綱

#### 一、蒲團の配給に關する事項

(一) 商工省は蒲團の需給狀況を考慮し地方別に日本寢具工業組合(以下寢具工組と稱す)員の製造したる蒲團の配給割當を行ふこと

右割當の都度之を關係地方長官寢具工組及纖維製品配給消費統制規則の別表丁號に掲ぐる者(地方纖維製品配給會社)に通知すること

(二) 寢具工組は所屬組合員に對し製造したる蒲團を配給すべき各地方纖維製品配給會社別配給數量を通告すること

(三) 地方纖維配給會社は第二の小賣業者の製造小賣する蒲團との需給關係を充分考慮の上其の買受けたる蒲

(二) 製綿工聯は所屬製綿工組に對し製造したる製品を配給すべき各地方纖維製品配給會社別中入綿、蒲團綿(銘柄別)の配給數量を通告し關係各道府縣にも通知すること

(三) 各地方長官は中入綿、蒲團綿に付店頭製造用及家庭用(原形のまま一般消費者に販賣するもの)に分ち當割配給を爲すこと

(四) 商工省、和裝製品中央製造配給統制株式會社、日本寢具工業組合、日本貨蒲團商業組合、日本花緒工業組合聯合會、日本武道工業組合聯合會等に對し製綿の割當配給を行ふこと

右割當の都度之を製綿工聯、前項諸團體に通知すると、尙日本寢具工業組合の製造したる蒲團の配給は一七織局第二五〇七號に依り別に之を行ふこと

#### 三、製綿業者の小賣兼業に關する事項

(一) 製綿業者にして昭和十一年、昭和十二年に於て直接消費者に販賣し居りたる者は之を兼小賣商として取扱ふこととし小賣商業組合に加入せしむること  
(備考) 製綿とは中入綿、蒲團綿及芯綿を云ふ

團を道府縣内の小賣商業組合を通じ小賣業者に配給すること

#### 二、蒲團の製造小賣業者に關する事項

(一) 蒲團の店頭製造小賣業者は地方纖維製品配給會社を通じ配給せられたる蒲團綿及布地を以て蒲團を製造し小賣を爲すことを得ること但し蒲團製造用の蒲團綿に關しては昭和十七年四月二十三日附一七織局第二五〇六號通牒に基き限定したる數量に限り製造し得ること

(二) 前項の店頭製造小賣業者は自己の製造したる蒲團の數量を地方纖維製品配給會社を通じ地方長官に届出ること

## (四六) 石炭下部配給機構はどう整備されるのですか

石炭下部配給機構整備に關しては昭和十六年十二月二十七日一六燃料方第七六七號を以て次の如く各地方長官宛通牒されたのであります。

石炭下部配給機構整備に關する件

石炭下部配給機構の整備に關しては曩に昭和十六年九月九日附一六燃石第三五八五號小口需要石炭の配給統制に關する件を以て通牒致候處現下石炭需給狀況竝に石炭下部配給機構の實情に鑑み別紙「石炭下部配給機構整備要綱」に依り之が整備を實施することと相成たるに付ては委細右に依り御了知の上遅くも来る昭和十七年三月末日迄に之が整備を完了せらるる様相成度此段及通牒候也

追而 本要綱に依る指定小賣團體の機構整備に付ては本要綱に依るの外一般小賣商業者の整理統合の趣旨に依る措置相成と共に一般小賣商業者整理統合計樹立に付ては石炭小賣業者の整理計畫をも含め立案相成度尙前記一六燃石第三五八五號通牒に於ける「小口需要石炭配給統制要綱」第三項以下は本通牒に依る配給機構整備後に於ても之を準用相成度

#### 石炭下部配給機構整備要綱

##### 一、石炭下部配給機構及其の構成員

(一) 本要綱に於て下部配給機構と稱するは日本石炭株式會社、石炭配給統制法の規定に依る指定會社（以下指定會社と稱す）生産業者又は輸移入業者より石炭を

買受け之を販賣する場合の配給機構を謂ふ

(二) 石炭の下部配給機構は石炭配給調整規則の規定に依る指定仲買團體又は指定小賣團體を以て之を構成すること

右の指定小賣團體は小賣業者を以て地域別に結成せられたる小賣商業組合（昭和十五年十一月二十二日附商工次官通牒生活必需配給機構整備に關する件に依り整備せられたる關係商業組合）を以て之に充つること但し小賣業者を凡て指定仲買團體に包括する場合は之が結成の要なきこと

(三) 石炭の販賣業者は凡て右の何れかの團體に加入すること

右の加入資格は二、の（四）に依る販賣の分野に依ることとし其の販賣分野双方に亘る場合は双方の團體に加入すること

##### 二、石炭の配給経路

(一) 指定仲買團體は日本石炭株式會社、指定會社、生産業者又は輸移入業者より石炭の共同購入を爲し之を需要者又は指定小賣團體に共同販賣を爲すこと

(二) 指定小賣團體は指定仲買團體より石炭の共同購入を爲し之を需要者に共同販賣を爲すこと

(三) 小口需要者（常時月額使用數量八百五拾吨未満の需要者を謂ふ）に對する石炭の販賣は特に定むるもの（追て別途指示す）の外凡て指定仲買團體又は指定小賣團體に於て之を行ふこと

(四) 指定仲買團體と販賣團體との販賣分野を區分すること

右の販賣分野は需要者の業態又は石炭月額使用數量に依り地方の實情に應じ適宜之を定むること（別紙「参照表」参照）

#### 三、配給機構の内部組織

(一) 指定仲買團體又は指定小賣團體は配給所其他石炭の共同販賣に必要な限度に於て施設設備を保有し之に依り配給を行ふこと

右の施設設備は成るべく其の團體の構成員のものを賃借又は買收し之に充つること

(二) 配給所は其の配給地域、配給數量、設備等を勘考し地方長官之を定むること

(三) 重要消費地以外の地方に於て其の地方の事情に依り特に必要ある場合は指定仲買團體又は指定小賣團體は地方長官の承認を受け團體の構成員中より適當なる者を選定し配給所に於ける配給事務を委託することを得ること

右の場合に於ては配給所に對しては經營費、缺斤、賣掛危険負擔等を考慮し適正なる手数料を支給すること

#### 四、株式又は出資の割當

(一) 指定仲買團體又は指定小賣團體の資本金又は出資の總額は當該團體の石炭取扱數量の二ヶ月分の炭代に相當する金額を適當とするも地方の實情に依り適宜之を定むること

(二) 重要消費地に於ける指定仲買團體に對しては其の資本金の一部を日本石炭株式會社をして出資せしむると共に日本石炭株式會社の役員をして其の役員たらしむる等の方法に依り之が連繫を密ならしむること

(三) 指定仲買團體又は指定小賣團體は其の構成員に對し昭和十三年度、十四年度、十五年度（地方の實情に依る多少の變更差支なし）に於ける石炭の販賣實績に

夫々一、二、三を乗じたるものの六分の一の數量を基準とし販賣実績一吨に付持込場所毎に一箇月販賣數量八吨以上の場合に付ては三、八吨未満の場合に付ては七の割合に依り株式又は出資を割當つること  
販賣業者相互間の仲間取引の場合に付ては相互間の株式又は出資の配分比率は夫々其の取得したる口錢の比率の割合とすること

#### 五、轉廢業者及殘餘施設設備に關する措置

- (一) 指定仲買團體又は指定小賣團體は其の構成員に對し昭和十三年度、十四年度、十五年度（地方の實情に依り多少の變更差支なし）に於ける石炭の販賣実績に夫々一、二、三を乗じたるものの六分の一の數量に對し持込場所毎に一箇月販賣數量八吨以上の場合に付ては三圓、八吨未満の場合に付ては七圓を基準として整理補償金を交付すること、但し販賣業者相互間の仲間取引の場合に付ては三圓又は七圓を夫々其の取得したる口錢の比率に依り分割したるものを基準とすること
- (二) 整理補償金交付に要する資金は必要に應じ借入金

ります。

而して右の整備は本年三月末日迄に完了し四月より殘存工場に對する適正なる配給を行ふこととなつたのであります。其の整備要綱は次の通であります。

#### 煉炭工業整備に關する件（一七燃料第一四七號） （昭和十七年二月十三日）

煉炭原料炭の供給不足に對處すると共に煉炭の品質向上工場經營の合理化を行ひ以て煉炭工業の確立を期する爲別紙要綱に依り整備を行ふことと相成候條之が指導方配意相煩度尙右要綱は左記に依り取扱相成度此段及通牒候也

#### 記

- 一、別紙要綱三、に依る特別の事情に依り承認すべきものは左に掲ぐる場合に限ること
- (一) 陶磁器製造用煉炭等特殊の煉炭を製造する場合
- (二) 當該地方に他の煉炭工場無く且他地方より煉炭の輸送困難なる場合
- 二、他の工場を統合し其の販賣荷渡実績を譲受くるとも之を以て今後の石炭配給の基準とするものに非ざること

を以て之に充つること

右の資金は國民更生金庫、商工組合中央金庫、日本石炭株式會社等よりも之に融通すること但し國民更生金庫より共助資金の融通を受くる場合は昭和十六年九月五日附一六振第五六七九號商工、大藏、農林各次官連名通牒に依ること

- (三) 石炭販賣業者の施設設備にして團體に於て賃借又は買收せざるものに對しては必要に應じ國民更生金庫に於て之に對する措置を爲さしむること

#### (四七) 煉炭工業はどう整備されるのですか

煉炭（孔明煉炭、豆炭）の原料たる石炭の供給減に對處すると共に煉炭工場の經營の適正、煉炭の品質統一及向上に期する爲煉炭工場を整理し以て煉炭工業の整備を行ふこととし二月十三日附商工次官名を以て各地方長官に通牒したのであります。が之に伴つて一定單位以下の工場は凡て之を廢止せしむることとなるを以て之に對しては國民更生金庫と緊密なる連絡の下に全國煉炭工業組合聯合會及日本豆炭工業組合聯合會をして共助を行はしむることとしたのであ

#### 煉炭工業整備要綱

#### 一、方針

煉炭（孔明煉炭、豆炭等石炭系化合物四〇%以上を含有する成型したる燃料を謂ふ以下同じ）の原料炭の供給減に對處し更に煉炭工場の確立を期する爲煉炭工業の工場經營に適當なる工場單位を定め之に達せざる工場を整理し以て煉炭工業の整備を行はんとす

#### 二、殘存せしむべき工場

- (一) 東京府、大阪府、横濱市、名古屋市、京都市、神戸市に於ては昭和十五年十一月一日より昭和十六年十月三十一日に至る期間に於ける當該工場製品の販賣荷渡実績五千吨以上其の他の區域に於ては三千吨以上の工場にして全國煉炭工業組合聯合會又は日本豆炭工業組合聯合會を經由し商工省の承認を受けたるもの
- (二) 前號の販賣荷渡実績に満たざる工場と雖も昭和十六年十二月末迄に完成し其の工場規模前號の工場に匹敵すべき工場にして他の前號の販賣荷渡実績に満たざる工場を全國煉炭工業組合聯合會又は日本豆炭工業組合聯合會の承認を受け統合し前號の販賣荷渡実績に達

するものにして商工省の承認を受けたるもの

(三) 前二項に依る承認申請書は昭和十七年三月二十日迄に之を商工省に提出すること

### 三、整理すべき工場

前項に該當せざる工場は之を廢止せしむること但し特別の事情に依り地方廳を経由し昭和十七年三月末日迄に商工省の承認を受けたる場合は此の限に在らざること

### 四、被整理工場に對する措置

(一) 被整理工場に對しては全國煉炭工業組合聯合會又は日本豆炭工業組合聯合會より昭和十五年十一月一日より昭和十六年十月三十一日に至る期間に於ける當該工場製品の販賣荷渡實績一吨に付金拾貳圓の整理補償金を交付すること

(二) 二、の(二)に依り統合せらるる工場に對しては整理補償金は之を交付せざること

(三) 全國煉炭工業組合聯合會又は日本豆炭工業組合聯合會は整理補償金を國民更生金庫より借入ること  
此の場合に於ては昭和十六年九月五日附一六振第五六七九號商工、大藏、農林各次官連名通牒に依ること

(四) 全國煉炭工業組合聯合會又は日本豆炭工業組合聯合會は殘存せしむべき工場より毎年其の工場製品の販賣荷渡實績一吨に一定額(別途指示す)を徵收し之を以て前項の借入金を返済すること

(五) 被整理工場の施設設備に對しては必要に應じ國民更生金庫をして之に對する措置を爲さしむること

### 五、整理の實施期日

整理すべき工場は昭和十七年三月末日迄に之を整理すること

## 第三篇 企業整備令關係法規

企業整備令關係法規

一、(イ) 企業整備令 (昭和十七年五月十三日 勅令第五百三號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號)ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同シ)第十六條ノ二ノ規定ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利(水ノ使用ニ關スル權利ヲ除ク以下同シ)ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ニ關スル命令及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基キ事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ合併若ハ解散ニ關スル命令ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ヲ整備シ又ハ之ガ爲事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコトヲ目的トス

第三條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産(加工ヲ含ム以下同シ)修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ屬スル設備又ハ權利ニ付一般ノ讓渡其ノ他ノ處分、出資、使用又ハ移動ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

前項ノ設備又ハ權利ハ主務大臣ノ指定スル  
第四條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入又ハ保管ノ事業ニシテ主務大臣ノ指定スルモノニ付一般ノ讓渡該事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡、廢止又ハ休止ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依ル命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第九條 讓渡ヲ受クル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該設備又ハ權利ノ讓渡價格ヲ支拂フベキ者ハ其ノ讓渡價格ヲ供託スルコトヲ要ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
前項ノ場合ニ於テハ當該擔保權者ハ供託金ニ對シ其ノ權利ヲ行フコトヲ得

第十條 主務大臣ハ第五條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ讓渡又ハ貸渡ノ命令ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第六條ノ協議又ハ決定前ト雖モ當該設備ヲ占有スル者ニ對シ必要ナル事項ヲ指定シテ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ニ當該設備ヲ使用セシムベキコトヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ場合ニ於テ主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ當該設備ノ讓受又ハ借受ヲ爲スベキ者ヲシテ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ供託シタルモノノ處理ニ付テハ第六條ノ協議又ハ決定ニ於テ必要ナル定ヲ爲スベシ  
第十一條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ株式會社、株式合資會社又ハ有限會社ニ出資スベキコトヲ命ズルコトヲ得此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ出資ノ相手方タル會社ニ對シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル事業ヲ營ム法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ物資ノ生産、修理、販賣、輸出、輸入若ハ保管ノ業ヲ營ム者(以下事業主ト稱ス)又ハ主務大臣ノ指定スル人ニ對シ其ノ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ貸渡ヲ命ジ又ハ事業主若ハ主務大臣ノ指定スル法人ニ對シ當該設備若ハ權利ノ讓受若ハ借受ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ他ノ法令ニ拘ラズ讓渡又ハ貸借ヲ爲スコトヲ得

第六條 前條ノ場合ニ於ケル讓渡又ハ貸借ノ條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル  
前項ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第七條 知レタル擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ニ付第五條第一項ノ規定ニ依リ讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ於テ當該擔保權ヲ消滅セシムルニ非ザレバ企業ヲ整備シ又ハ當該設備若ハ權利ノ利用ヲ有效ナラシムルコト困難ナルトキハ當事者ハ擔保權ノ處理ニ付擔保權者ニ協議スルコトヲ得

前項ノ協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ當時者又ハ擔保權者ハ當該事項ニ付主務大臣ノ裁定ヲ申請スルコトヲ得

第八條 前條ノ規定ハ知レタル貸借權其ノ他ノ權利ノ目的タル設備

第五條第二項及第六條乃至第八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

出資スル設備又ハ權利ニ付知レタル擔保權ノ存スル場合ニ於テ當該擔保權ガ前項ニ於テ準用スル第七條ノ規定ニ依リ消滅スルトキハ當該擔保權者ハ出資ニ對シ割當テラレタル株式又ハ持分ノ上ニ質權ヲ有ス但シ同條ノ協議又ハ裁定ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ質權ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 事業ニ屬スル設備ニ付第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ハ當該設備ノ滅失、毀損其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ命令ニ應ズルコト能ハザルニ至ルベキトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ遲滞ナク之ヲ主務大臣ニ報告スベシ  
前項ノ規定ハ事業ニ屬スル權利ニ付第五條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用ス

第十三條 第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ讓渡、貸渡又ハ出資ノ命令ヲ受ケタル者ハ讓渡、貸渡又ハ出資ニ支障ヲ及ボス虞ナキ場合ヲ除ク外主務大臣ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ當該設備又ハ權利ヲ讓渡シ、貸渡シ其ノ他當該設備又ハ權利ニ關シ新ナル處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第十四條 第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者當該設備又ハ權利ニ付讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受クベシ



第十五條 事業ニ屬スル設備又ハ權利ニ關シ強制競賣手續、國稅徵收法ニ依ル強制徵收手續、土地收用法ニ依ル使用若ハ收用ノ手續又ハ國家總動員法第十條若ハ第十三條ノ規定ニ基キ使用若ハ收用ノ手續其ノ他此等ノ手續ニ準ズベキモノノ進行中ナルトキハ其ノ進行中ニ限リ當該設備又ハ權利ニ關シテハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十六條 工場財團又ハ鑛業財團ニ屬スルモノハ第七條(第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ擔保權ノ消滅シタル場合ヲ除クノ外第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ讓渡又ハ出資アリタル後ト雖モ仍原財團ニ屬スルモノトス

第十七條 主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ基キ事業ニ屬スル設備又ハ權利ヲ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ第十八條ノ規定ニ依リ債務ノ承繼アリタル場合ヲ除クノ外讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者が擔保權ノ實行ニ因リ受ケルコトアルベキ損失ノ補償ニ充ツル爲命令ノ定ムル所ニ依リ相當ノ擔保ヲ供託セシムルコトヲ得

第十八條 主務大臣ハ第五條第一項又ハ第十一條第一項ノ規定ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡又ハ出資シタル者ヲシテ當該設備又ハ權利ヲ擔保トスル債務ヲ引續キ負擔セシメ置クコトヲ適當ナラズト認ムルトキハ國家總動員法第十八條ノ二ノ規定ニ基キ命令ノ定ムル所ニ

依リ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ヲシテ當該債務ノ全部又ハ一部ヲ承繼セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於ケル承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ハ當事者間ノ協議ニ依ル

第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ委託、受託、讓渡若ハ讓受又ハ事業主タル會社ノ合併ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項、第六條乃至第十條及第十二條乃至前條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡又ハ讓受ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條第二項及第六條ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依リ事業ノ委託若ハ受託又ハ會社ノ合併ノ命令アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及前條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ協議若ハ決定、第七條(第八條、第十一條第二項及前條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ協議若ハ決定又ハ第十八條ノ協議ニ基キ會社ノ事業ノ讓渡、合併其ノ他當該協議、決定又ハ決定ニ於テ定メラレタル事項ノ實行ヲ爲サントスルニ付株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ必要トスル場合ニ於テ其ノ決議、同意等ヲ得ルコト能ハザルトキハ會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ當該事項ノ實行ヲ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ規定スルモノノ外第六條(第十一條第二項、第十八條第三項及第十九條第二項第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ハ樺太及南洋羣島ニハ之ヲ適用セズ

第二十六條 第五條、第六條(第十一條第二項及第十八條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)第七條(第八條及第十一條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)第十條乃至第十四條、第十七條、第十八條、第二十條(事業ノ委託、受託、讓渡、讓受及會社ノ合併ニ關スル場合ヲ除ク)及第二十四條中主務大臣トアルハ軍事上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

前項ノ場合ヲ除クノ外本令中主務大臣、他ノ大臣、所管大臣又ハ當該大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋羣島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太總長官又ハ南洋羣島總長官トス

前條中地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)トアルハ朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長トス

第二十七條 主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該設備若ハ權利ノ屬スル事業又ハ當該事業ガ他ノ大臣ノ所管ニ屬スルモノナルトキハ當該所管大臣ニ協議スベシ但シ陸軍大臣又ハ海軍大臣軍機保護上特ニ必要アル設備又ハ權利ニ付命令ヲ爲サントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

主務大臣本令ニ依リ命令ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該命令ガ軍事上ニ影響ヲ及ボスベキモノナルトキハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ協議スベシ

第二十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ當該主務大臣ノ所轄スル

第二十二條 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ對シ事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止ヲ命ズルコトヲ得

第五條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十三條 國家總動員法第二十七條ノ規定ニ基キ補償スベキ損失ハ前條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ因ル通常生ズベキ損失トス

前項ノ規定ニ依ル損失補償請求ノ時期ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主、第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スル法人其ノ他關係者ヨリ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第二十五條 主務大臣ハ本令ニ定ムル職權ノ一部ヲ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ當該主務大臣ノ所轄スル

他ノ法令ニ基キ他ノ大臣ノ許可、認可、承認、免許等ヲ要スルモノナルトキハ當該大臣ニ協議スベシ

附 則

本令ハ昭和十七年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十七年六月十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔參 照〕

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家總動員法抄錄

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十三條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ニ屬スル工場、事業場、船舶其ノ他ノ施設又ハ之ニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲グルモノヲ使用又ハ收用スル場合ニ於テ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セシメ又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許發明若ハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務ニ必要ナル土地若ハ家屋其ノ他ノ工作物ヲ管理、使用若ハ收用シ又ハ總動員業務ヲ行フ者ヲシテ之ヲ使用若ハ收用セシムルコトヲ得

第十六條ノ二 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ讓渡其ノ他ノ

家總動員ニ關スル件ナリ

(ロ) 企業整備令施行規則

(昭和十七年五月十三日 商工、大藏、陸軍、海軍、司法、農林、逓信、厚生省令第一號)

第一條 企業整備令(以下令ト稱ス)第五條第一項ノ規定ニ依リ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ交付シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者ノ氏名トス以下同シ)及住所

二 當該設備又ハ權利ノ表示

三 讓渡又ハ貸借ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第二條 令第六條第二項ノ規定ニ依リ認可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シ且當事者連署シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一 讓渡又ハ貸借ニ關スル契約ノ内容

二 讓渡價格又ハ貸賃料ノ算出ノ基礎

三 協議ノ顛末

第三條 主務大臣令第六條第三項ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テハ期間ヲ指定シテ當事者ニ意見書提出ノ機會ヲ與フ

決定ハ理由ヲ附シタル決定書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ謄本ヲ當事者ニ交付ス

主務大臣決定ヲ爲シタルトキハ軍機保護上特ニ支障アル場合ヲ

處分、出資、使用又ハ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ解散ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十八條ノ二 第十六條ノ二ノ規定ニ依リ設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資ヲ命ジ又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ讓渡ヲ命ジタル場合ニ於テ讓渡者又ハ出資者ノ負擔スル債務ノ承繼及其ノ擔保ノ處理ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第八條、第十條、第十三條、第十四條若ハ第十六條ノ二ノ規定ニ依リ處分、第九條ノ規定ニ依リ輸出若ハ輸入ノ命令、第十一條ノ規定ニ依リ資金ノ融通、有價證券ノ應募、引受若ハ買入、債務ノ引受若ハ債務ノ保證ノ命令、第十六條ノ規定ニ依リ設備ノ新設、擴張若ハ改良ノ命令又ハ第十六條ノ三ノ規定ニ依リ事業ノ委託、讓渡、廢止若ハ休止若ハ法人ノ目的變更若ハ解散ノ命令ニ因リ生ジタル損失ヲ補償ス但シ第二項ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

總動員業務ヲ行フ者ハ第十條、第十三條第三項又ハ第十四條ノ規定ニ依リ使用、收用又ハ實施ヲ爲ス場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ニ因リ生ジタル損失ヲ補償スベシ

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ報告ヲ徵シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル國

除クノ外官報ヲ以テ其ノ旨ヲ公示ス

第四條 當事者令第六條ノ協議又ハ決定ニ基キ當該設備ノ引渡ヲ完了シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シ且當事者連署シタル届書ヲ遞滯ナク主務大臣ニ提出スベシ

前項ノ規定ハ當該權利ニ付令第六條ノ協議又ハ決定アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第五條 令第七條第二項ノ規定ニ依リ裁定ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一 申請人ノ氏名及住所

二 相手方ノ氏名及住所

三 當該擔保權及當該擔保權ノ目的タル設備又ハ權利ノ表示

四 申請ノ目的及理由

前項ノ申請書ニハ相手方ノ數ニ應ズル副本ヲ添附スベシ

主務大臣第一項ノ申請書ヲ受理シタルトキハ其ノ副本ヲ相手方ニ交付シ期間ヲ指定シテ答辯書提出ノ機會ヲ與フ

第三條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ニ掲グル裁定ニ之ヲ準用ス

第六條 前條ノ規定ハ令第八條ノ規定ニ依リ裁定ニ之ヲ準用ス

第七條 令第十條第一項ノ規定ニ依リ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

一 當該設備ヲ占有スル者ノ氏名及住所

二 當該設備ノ屬スル事業ノ事業主ノ氏名及住所

三 當該設備ヲ使用スベキ者ノ氏名及住所

四 當該設備ノ表示

五 使用ノ期間

六 令第十條第二項ノ規定ニ依リ當該設備ヲ使用スベキ者チシテ擔保ヲ供託セシムル場合ニ在リテハ擔保ノ種類及額並ニ之ヲ供託スベキ期限

七 其ノ他必要ト認ムル事項

第八條 令第十一條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名及住所

二 當該設備又ハ權利ノ表示

三 出資ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第九條 令第十一條第三項ノ場合ニ於テ同條第一項ノ出資ノ相手方カ株式會社ナルトキハ當該會社ハ商法第二百九條第一項ノ手續ヲ爲シ當該株券ヲ擔保權者ニ交付スベシ

第十條 令第十二條第一項ノ規定ニ依ル報告ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一 當該設備ノ表示

二 申請人ノ氏名及住所

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

三 申請ノ目的及理由

二 滅失又ハ毀損ノ程度其ノ他命令ニ應ズルコト能ハザル狀況

三 前號ニ掲グル狀況ニ至リタル時期及事情

四 其ノ他參考トナルベキ事項

前項ノ規定ハ令第十二條第二項ニ掲グル者ノ爲ス報告ニ之ヲ準用ス

第十一條 令第十三條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一 當該設備又ハ權利ノ表示

二 當該設備又ハ權利ニ關シ讓渡、貸渡其ノ他新ナル處分ノ必要アル事由

三 前號ニ掲グル處分ノ時期及内容

四 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第十二條 令第十四條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ期間ハ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル日ヨリ五年トス但シ主務大臣當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ對シ別段ノ期間ヲ指定シタル場合ニ於テハ其ノ指定シタル期間トス

第十三條 第十一條ノ規定ハ令第十四條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ニ之ヲ準用ス

第十四條 令第十七條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名及住所

二 第十六條ノ協議ヲ爲スベキ期限

三 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ノ規定ニ依リ供託物ノ取戻ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ當該設備又ハ權利ノ讓渡又ハ出資ヲ受ケタル者ニ通知スベシ

第十六條及第十七條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十條 令第十八條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名及住所

二 承繼セシムベキ債務ノ表示

三 承繼ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

前項ニ掲グル命令ニ依リ社債ヲ承繼セシムベキ場合ハ承繼人が株式會社又ハ株式合資會社ナルトキニ限ル

社債ニ付第一項ニ掲グル命令アリタルトキハ主務大臣其ノ旨ヲ公告シ且擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社ニ通知シ其ノ他ノ債務ニ付第一項ニ掲グル命令アリタルトキハ主務大臣其ノ旨ヲ債權者ニ通知ス

第二十一條 前條第一項ニ掲グル命令アリタル場合ニ於テハ債權者(擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社)ハ當該命令ヲ受ケタル者ニ對シ意見ヲ述アルコトヲ得

第二十二條 令第十八條第三項ニ於テ準用スル令第六條第二項ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ債務ノ承繼價格其ノ他ノ承繼ニ關スル條件ヲ記載シ且當事者連署シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

第二十三條 第三條ノ規定ハ令第十八條第三項ニ於テ準用スル令第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第六條第三項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第二十四條 主務大臣令第十八條第三項ニ於テ準用スル令第六條

第三項ノ決定ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十一條ノ規定ニ依リ意見

ヲ述ベタル者ニ對シ期間ヲ指定シテ意見書提出ノ機會ヲ與フ

第二十五條 第二十條第一項ニ掲グル命令ニ依リ社債ヲ承繼シタ

ルトキハ承繼人ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債權者

(擔保附社債信託法ニ依ル社債ニ在リテハ受託會社)及社債ノ總

額ヲ引受ケタル者ニ各別ニ之ヲ通知シ其ノ他ノ債權ヲ承繼シタ

ルトキハ承繼人ハ遲滞ナク債權者ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十六條 第二十條第一項ニ掲グル命令ニ依リ債務ノ承繼アリ

タルトキハ被承繼人ハ當該債務ニ關スル信託證書其ノ他ノ契約

證書及社債原簿ノ原本又ハ謄本其ノ他必要ナル書類ヲ承繼人ニ

引渡スベシ

第二十七條 令第十九條第一項ノ規定ニ依ル事業ノ委託、受託、

讓渡又ハ讓受ノ命令ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付

シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名及住所

二 委託又ハ讓渡ノ目的タル事業ノ範圍

三 委託又ハ讓渡ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期

限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第二十八條 令第十九條第一項ノ規定ニ依ル會社ノ合併ノ命令ハ

左ニ掲グル事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

一 當事者ノ氏名及住所

二 合併ノ方法

第三十四條 前條ニ掲グル命令ニ依リ事業ノ廢止又ハ休止ヲ爲シ

タル者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

第三十五條 令第二十三條ノ規定ニ依ル損失補償ノ請求ハ事業ノ

廢止ノ場合ニ在リテハ廢止ノ後一年以内ニ、事業ノ休止ノ場合

ニ在リテハ休止期間満了ノ後六月以内ニ損失補償請求書ヲ主務

大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

特別ノ事由アル場合ニ於テ主務大臣ノ許可ヲ受ケタルトキハ前

項ト異リタル時期ニ損失ノ補償ヲ請求スルコトヲ得

第三十六條 前條ノ損失補償請求書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載ス

ベシ

一 廢止又ハ休止ノ目的タル事業ノ範圍

二 廢止ノ場合ニ在リテハ其ノ時期、休止ノ場合ニ在リテハ其

ノ期間

三 補償請求ノ事由

四 補償請求額及其ノ算出ノ基礎

五 其ノ他參考ト爲ルベキ事項

第三十七條 令第二十四條第二項ノ證券ハ別記様式ニ依ル

第三十八條 令第二十四條第一項ニ定ムル主務大臣ノ職權ハ地方

長官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ主務大臣ノ指定

スル所轄官衙ノ長之ヲ行フコトヲ得

第三十九條 本則ノ規定ニ依リ主務大臣(陸軍大臣又ハ海軍大臣

ヲ除ク)ニ提出スベキ書面ハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視

總監ヲ含ム)ヲ經由スベシ但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルト

キハ此ノ限ニ在ラズ

三 合併ノ條件ニ關スル協議ニ付認可ヲ申請スベキ期限

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第二十九條 第二條乃至第七條及第十條乃至第二十六條ノ規定ハ

令第十九條第二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二條乃至第四條ノ規定ハ令第十九條第三項ノ場合ニ之ヲ準用

ス

第三十條 令第十九條第一項ノ規定ニ基ク命令ニ依リ事業ノ受託

若ハ讓受又ハ會社ノ合併ヲ爲シタルトキハ受託人、讓受人又ハ

會社ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ届出ヅベシ

第三十一條 令第二十條ノ規定ニ依ル認可ノ申請ハ左ニ掲グル事

項ヲ記載シタル申請書ヲ主務大臣ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

一 協議、決定又ハ裁定ノ内容

二 株主總會又ハ之ニ準ズベキモノノ決議、同意等ヲ得ルコト

能ハザル事情

前項ノ申請書ニハ株主總會ノ議事録又ハ之ニ準ズベキモノヲ添

附スベシ

第三十二條 主務大臣前條第一項ニ掲グル認可ヲ爲シタルトキハ

其ノ旨ヲ告示ス

第三十三條 令第二十二條第一項ノ規定ニ依ル命令ハ左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル令書ヲ交付シテ之ヲ爲ス

一 廢止又ハ休止ヲ爲スベキ者ノ氏名及住所

二 廢止又ハ休止ノ目的タル事業ノ範圍

三 廢止ノ時期又ハ休止ノ期間

四 其ノ他必要ト認ムル事項

第四十條 本則中官報トアルハ陸軍大臣又ハ海軍大臣外地ニ於テ

公示ヲ爲ス場合ニ於テハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督府官報、臺灣

ニ在リテハ臺灣總督府官報、樺太ニ在リテハ樺太廳公報、南洋

群島ニ在リテハ南洋廳公報トス

附 則

本則ハ企業整備令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記様式(用紙ノ大サハ日本標準規格A6トシ中央點線ノ所ヨ

リ二ツ折ト爲ス)

(表 面)

企業整備令第二十四條ノ規定ニ依ル證券

第 號 昭和 年 月 日交付

官 職 氏 名

當該官廳印

國家總動員法第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ニ依リ所ニ依リ報告シ又ハ當該官吏シテ必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

國家總動員法第四十二條 第三十一條ノ規定ニ依リ當該官吏ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

企業整備令第二十四條 主務大臣ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ事業主ノ第五條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定スルシテ工場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類、設備其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏シテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證書ヲ携帶セシムベシ

企業整備令施行規則第三十七條 令第二十四條第二項ノ證書ハ別記様式ニ依リ

企業整備令施行規則第三十八條 令第二十四條第一項ニ定ムル主務大臣ノ職權ハ地方官(東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム)又ハ主務大臣ノ指定スル所轄官衙ノ長之ヲ行フコトヲ得

前項ノ登記アリタルトキハ前條第一項ノ目錄ハ之ヲ登記簿ト看做シ其ノ記載ハ之ヲ登記ト看做ス

第五條 申請人ハ第三條第一項ノ目錄ニ代ヘ讓受人ノ氏名及住所竝ニ讓渡ノ目的タルモノヲ記載シタル工場財團目錄ヲ提出スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ提出シタル目錄ハ前ノ工場財團目錄ニ編綴シ其ノ綴目ニ契印シ前ノ目錄中讓渡アリタルモノノ表示ノ側ニ移轉ノ事實、申請書受附ノ年月日及受附番號ヲ記載シ其ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 前三條ノ規定ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ出資又ハ事業ノ讓渡ニ因リ工場財團ニ屬スルモノノ一部ノ移轉ニアリタル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 前四條ノ規定ハ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資又ハ事業ノ讓渡ニ因リ鑛業財團、漁業財團、自動車交通事業財團其ノ他ノ財團ニ屬スルモノノ一部ノ移轉アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 第一條ニ掲グル勅令ニ基ク行政官廳ノ命令ニ依リ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ承繼アリタルトキハ同法第三十四條第一項、其ノ他ノ社債ノ承繼アリタルトキハ商法第三百五條第一項及第二項ノ規定ニ準シ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ申請書ニハ社債承繼ノ旨ヲ記載シ且非訟事件手續法第九十一條第二項ニ掲グル書類ニ代ヘ社債承繼ヲ證スル書面及當該社債ヲ發行シタル會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

(ハ) 國家總動員法ニ基ク勅令ニ依リ財團等ノ登記ノ手續ニ關スル件

(昭和十七年五月二十日 司法省令第四十五號)

第一條 國家總動員法ニ基ク左ニ掲グル勅令ニ依リ事業ニ屬スル設備若ハ權利ノ讓渡若ハ出資又ハ事業ノ讓渡アリタル場合ニ於ケル登記ニ關スル特令ハ本令ノ定ムル所ニ依リ

一 陸運統制令 二 企業整備令

三 海運統制令 四 水産統制令

第二條 前條ニ掲グル勅令ニ基ク行政官廳ノ命令ニ依リ登記シタル不動産ノ移轉アリタルトキハ當事者ハ其ノ移轉ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第三條 工場財團ニ屬スルモノノ一部ノ讓渡アリタルニ因リ前條ノ規定ニ依リ登記ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ニ登記原因ヲ證スル書面ノ外工場財團ニ屬スルモノノ全部ヲ讓渡人ニ屬スルモノト讓受人ニ屬スルモノトニ區分シテ記載シタル工場財團目錄ヲ添付スルコトヲ要ス

前項ノ申請書ヲ爲ス場合ニ於テハ申請書ノ記載事項中工場抵當法第二十一條第一號乃至第三號ニ掲グル事項ハ之ヲ讓渡人ニ屬スルモノト讓受人ニ屬スルモノトニ區分シテ記載スルコトヲ要ス

第四條 前條第一項ノ申請アリタルトキハ登記用紙中表示欄ニ工場抵當法第二十一條第一號乃至第三號ニ掲グル事項ヲ讓渡人ニ屬スルモノト讓受人ニ屬スルモノトニ區分シテ表示シ且甲區事項欄ニ移轉ノ事實ヲ記載シテ前ノ表示及前ノ工場財團目錄ヲ朱抹スルコトヲ要ス

二、(イ) 企業許可令 (昭和十六年十二月十一日 勅令第千八百四號)

第一條 國家總動員法(昭和十三年勅令第三百十七號ニ於テ依リ場合ヲ含ム以下同シ)第十六條ノ規定ニ基ク事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ制限及國家總動員法第十六條ノ三ノ規定ニ基ク事業ノ開始又ハ委託ニ關スル命令ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依リ

第二條 本令ハ國民經濟ノ總力發揮ニ資スル爲企業ノ整備統制ノ基礎ヲ確立スルコトヲ目的トス

第三條 閣令ニ以テ指定スル事業(以下指定事業ト稱ス)ヲ開始セントスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ重要産業團體令ニ依リ統制會ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ(以下指定統制會ト稱ス)ノ承認ヲ受ケベシ

前項ノ許可又ハ承認ハ工場、事業場、店舗其ノ他事業ヲ行フ場所(事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム)毎ニ之ヲ爲ス但シ主務大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

行政官廳又ハ指定統制會必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可又ハ承認ニ條件ヲ附スルコトヲ得

第四條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託セントスルトキハ閣令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可又ハ指定統制會ノ承認ヲ受ケベシ

第五條 相續人が被相續人ノ行フ指定事業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ主務

大臣別段ノ定ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ場合ニ於テハ相續人ハ主務大臣ノ定ムル期間ヲ限リ

第三條ノ規定ニ拘ラズ其ノ承繼シタル事業ヲ行フコトヲ得

前項ニ掲グル相續人前項ノ期間内ニ第三條ノ許可又ハ承認ヲ申

請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル處分ノ日迄亦前項ニ同シ

第一項ノ場合ニ於テハ相續人ハ國家總動員法第三十一條ノ規定

ニ基キ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第六條 指定事業ニ屬スル設備ニシテ主務大臣ノ指定スルモノノ

新設、擴張又ハ改良ヲ爲サシトスル者ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ

行政官廳ノ許可又ハ指定統制會ノ承認ヲ受ケベシ

第七條 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其

ノ相續人ハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ムル

所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第八條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部若ハ一部ヲ廢止シタル

トキ又ハ其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了

シタルトキハ國家總動員法第三十一條ノ規定ニ基キ閣令ノ定ム

ル所ニ依リ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スベシ

第九條 本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ要スベキ事項ニ付他ノ法令ニ

依ル行政官廳ノ許可、認可其ノ他ノ處分アリタルトキハ本令

ニ依ル許可又ハ承認アリタルモノト看做ス

前項ノ他ノ法令ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ國家總動員法第三十一

條ノ規定ニ基キ指定事業ヲ行フ者ヨリ其ノ事業ニ關スル報告ヲ

徴シ又ハ當該官吏ヲシテ工場、事業場、店舗、倉庫、事務所其

所ニ依リ報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢  
シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコト  
ヲ得

昭和十三年五月四日公布勅令第三百十七號ハ南洋群島ニ於ケル  
國家總動員ニ關スル件ナリ

(ロ) 令業許可令施行規則 (昭和十六年十二月十一日  
閣令第二十八號)

第一條 企業許可令(以下令ト稱ス)第三條第一項ノ事業(以下  
指定事業ト稱ス)別表ノ通指定ス

第二條 本令ニ於テ卸賣業トハ業トシテ左ニ掲グル者(主務大臣  
ノ指定スル者ヲ除ク)ニ物資ヲ販賣スル事業ヲ謂フ

一 買受ケタル物資ヲ販賣スルコトヲ業トスル者

二 買受ケタル物資ヲ使用シテ物資ノ製造、加工又ハ修理ヲ爲  
スコトヲ業トスル者

三 前號ノ外買受ケタル物資ヲ業務用ノ原料又ハ材料トシテ使  
用スル者

本令ニ於テ小賣業トハ物資ヲ販賣スル事業ニシテ卸賣業ニ非ザ  
ルモノヲ謂フ

第三條 物資ノ生産、加工又ハ修理ノ事業ヲ行フ者其ノ生産、  
加工又ハ修理シタル物資ヲ卸賣業ヲ行フ者ニ卸賣スル場合ニ於

テハ當該物資ノ卸賣ノ事業ニ付令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケ  
ルコトナクシテ之ヲ行フコトヲ得

別表ニ掲グルノ事業ノ範圍ノ全部又ハ一部ガ他ノ事業ノ範圍  
ニ屬スルトキハ一ノ事業ニ付令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケタ

ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢  
査セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ臨檢檢査セシムル場合ニ於テ

ハ閣令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶セシムベシ

第十一條 本令中主務大臣トアルハ朝鮮、臺灣、樺太又ハ南洋群  
島ニ在リテハ各朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官又ハ南洋群  
島官トシ閣令トアルハ朝鮮又ハ臺灣ニ在リテハ總督府令、樺太又

ハ南洋群島ニ在リテハ廳令トス

附 則

本令ハ昭和十六年十二月十三日ヨリ之ヲ施行ス但シ朝鮮、臺灣、  
樺太及南洋群島ニ在リテハ昭和十六年十二月二十六日ヨリ之ヲ施  
行ス

(參 照)

昭和十三年四月一日公布法律第五十五號國家  
總動員法抄錄

第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令  
ノ定ムル所ニ依リ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ヲ  
制限若ハ禁止シ又ハ總動員業務タル事業ニ屬スル設備ノ新設  
擴張若ハ改良ヲ命ズルコトヲ得

第十六條ノ三 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ  
勅令ノ定ムル所ニ依リ事業ノ開始、委託、共同經營、讓渡、  
廢止若ハ休止又ハ法人ノ目的變更、合併若ハ若ハ解散ニ關シ  
必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定ムル

ル者ハ他ノ事業ニ付同條ノ許可又ハ承認ヲ受ケルコトナクシテ  
一ノ事業ヲ行フコトヲ得

小賣業ヲ行フ者其ノ小賣スル物資ヲ其ノ事業ニ附帶シ從トシ  
テ卸賣スル場合ニ於テハ當該物資ノ卸賣ノ事業ニ付令第三條ノ  
許可又ハ承認ヲ受ケルコトナクシテ之ヲ行フコトヲ得

第四條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣統制會ヲ指定セン  
トスルトキハ當該統制會ノ承認ヲ受ケベキ事業ヲ指定シ統制會  
ノ名稱ト共ニ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ統制會ハ以下指定統制會ト稱ス

第五條 令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル  
事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ事業ヲ行フ場所又ハ區域ヲ管轄  
スル行政官廳(其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會)  
ニ提出スベシ

一 開始セントスル事業

二 工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所ノ位置又ハ事  
業ヲ行フ區域

三 物資ノ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ニ在リテハ  
其ノ取扱物資ノ種類

四 事業開始ノ豫定期間

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノ、財  
產目錄、貸借對照表及損益計算書、個人ニ在リテハ履歷書

二 當該事業以外ノ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ事業ノ概要  
ヲ記載シタル書面

一ノ事業ニ付令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケルコトナクシテ

小賣業ヲ行フ者其ノ小賣スル物資ヲ其ノ事業ニ附帶シ從トシ

テ卸賣スル場合ニ於テハ當該物資ノ卸賣ノ事業ニ付令第三條ノ

許可又ハ承認ヲ受ケルコトナクシテ之ヲ行フコトヲ得

第四條 令第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣統制會ヲ指定セン

トスルトキハ當該統制會ノ承認ヲ受ケベキ事業ヲ指定シ統制會

ノ名稱ト共ニ之ヲ告示ス

前項ノ規定ニ依リ統制會ハ以下指定統制會ト稱ス

第五條 令第三條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル

事項ヲ記載シタル申請書ヲ其ノ事業ヲ行フ場所又ハ區域ヲ管轄

スル行政官廳(其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會)

ニ提出スベシ

一 開始セントスル事業

二 工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所ノ位置又ハ事

業ヲ行フ區域

三 物資ノ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ニ在リテハ

其ノ取扱物資ノ種類

三 物資ノ生産、加工、修理、保管又ハ運送ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ニ屬スル主要設備及其ノ能力ヲ記載シタル書面

第六條 臨時資金調整法第四條ノ規定ニ依リ認可又ハ許可ヲ受ケベキ事項ニ付認可又ハ許可ヲ受ケルコトヲ要スル場合ニ於テハ令第三條ノ許可又ハ承認ハ之ヲ受ケルコトヲ要セズ

第七條 令第四條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ委託者ノ事業ヲ行フ場所（事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム第八條、第十一條、第十三條又ハ第十七條ニ於テ以下同シ）ヲ管轄スル業政官廳（其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會）ニ提出スベシ

一 委託セントスル事業ノ範圍

二 委託ノ豫定期間及期間

三 委託セントスル事由

四 委託者ノ氏名又ハ名稱及住所

前項ノ申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ

一 受託者ノ行フ事業ノ概要ヲ記載シタル書

二 團體タル受託者ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノ、財産目録、貸借対照表及損益計算書、個人タル受託者ニ在リテハ履歷書

第一項ノ申請書ハ受託者ノ連署ヲ要ス

第八條 相續人が被相續人ノ行フ指定事業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ相續ノ事實ヲ知リタル日ヨリ六十日以内ニ相續アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ其ノ旨ノ報告書ヲ其ノ事業ヲ行フ場

四 當該事業ヲ開始シタル時期

第十二條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ其ノ旨ヲ記載シタル報告書ニ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ廢止シタル事業ヲ行ヒタル場所（事業ヲ行フ場所一定セザル業態ノ事業ニ付テハ事業ヲ行ヒタル區域ヲ含ム）ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

第十三條 指定事業ヲ行フ者其ノ事業ヲ他人ニ委託シタル場合ニ於テ其ノ委託終了シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル報告書ヲ委託者ノ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

第十四條 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相續人第十一條ニ掲グル期間内ニ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ其ノ廢止シタル事業ニ付テハ同條乃至前條ノ報告書ハ之ヲ提出スルコトヲ要セズ

第十五條 令第九條第二項ノ規定ニ依リ法令ヲ定ムルコト左ノ如シ

藥品營業並藥品取扱規則第二十一條  
賣藥法施行規則第十三條第二項

第十六條 令第十條第二項ノ證票ハ別記様式ニ依ル

第十七條 本令ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ書類ハ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ヲ經由スベシ但シ主務大臣別段ノ定テ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 本令ニ依リ行政官廳ニ提出スベキ報告書ハ其ノ事業ニ

所ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

第九條 令第六條ノ許可又ハ承認ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ當該設備ノ屬スル事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳（其ノ事業ニ付指定統制會アルトキハ當該統制會）ニ提出スベシ

一 新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル設備及其ノ能力

二 新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル設備ニ依リ生産、加工修理又ハ保管ヲ爲スベキ物資ノ種類

三 工事ノ著手及完成ノ豫定期間

四 設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスル事由

第十條 事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ付臨時資金調整法第四條ノ二ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケル場合及同條但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケルコトヲ要セザル場合ニ於テハ令第六條ノ許可又ハ承認ヲ受ケルコトヲ要セズ

第十一條 指定事業ノ指定アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者又ハ其ノ相續人ハ其ノ指定アリタル日ヨリ六十日以内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル報告書ヲ其ノ事業ヲ行フ場所ヲ管轄スル行政官廳ニ提出スベシ

一 現ニ行フ事業

二 工場、事業場、店舗其ノ他ノ事業ヲ行フ場所ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域

三 物資ノ生産、加工、修理、販賣又ハ保管ノ事業ニ在リテハ其ノ取扱物資ノ種類

付指定統制會アルトキハ當該指定統制會ヲ經由スベシ

第十九條 令及本令ニ於テ行政官廳トアルハ別表指定事業ノ欄ニ掲グル事業ニ付各同表所管行政官廳ノ欄ニ掲グルモノトス

第二十條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ提出スベキ申請書又ハ報告書ニ關シ別段ノ定テ爲スコトヲ得

第二十一條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外令及本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ企業許可令施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

分 類	事 業	所管行政官廳
(一) 礦 業	指定事業（備考ニ掲グル事業ヲ除ク）	商 工 大 臣
(二) 工 業	石炭礦業（試掘ヲ除ク）	商 工 大 臣
(一) 金屬工業	一 輕金屬板製造業	商 工 大 臣
	二 輕金屬管製造業	商 工 大 臣
	三 輕金屬線製造業	商 工 大 臣
	四 輕金屬棒製造業	商 工 大 臣
	五 輕金屬條製造業	商 工 大 臣
	六 輕金屬箔製造業	商 工 大 臣
	七 輕金屬粉製造業	商 工 大 臣
	八 輕金屬再生業	商 工 大 臣

- 九 輕金屬板製品製造業 地方長官
- 一〇 輕金屬鑄物業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 商工大臣
- 一一 非鐵金屬（輕金屬ヲ除ク）鑄物業 商工大臣
- 一二 非鐵金屬ダイ鑄物業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 商工大臣
- 一三 輕金屬酸化皮膜加工業 地方長官
- 一四 輕合金製造業（航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 地方長官
- 一五 銅又ハ銅合金ノ板ノ製造業 商工大臣
- 一六 銅又ハ銅合金ノ管ノ製造業 商工大臣
- 一七 銅又ハ銅合金ノ線ノ製造業 商工大臣
- 一八 銅又ハ銅合金ノ棒ノ製造業 商工大臣
- 一九 銅又ハ銅合金ノ條ノ製造業 商工大臣
- 二〇 鉛板製造業 商工大臣
- 二一 鉛管製造業 商工大臣
- 二二 鉛線製造業 商工大臣
- 二三 鉛條製造業 商工大臣
- 二四 硬鉛バルブ製造業 商工大臣
- 二五 鉛再生業（鉛製鍊業ヲ行フ者ノ行フモノヲ除ク） 商工大臣
- 二六 亞鉛板製造業 商工大臣
- 二七 亞鉛末製造業 商工大臣
- 二八 亞鉛再生業（亞鉛製鍊業ヲ行フ者ノ行フモノヲ除ク） 商工大臣

- 二九 プリキ層電解業 商工大臣
- 三〇 錫再生業（錫製鍊業ヲ行フ者ノ行フ錫再生業及プリキ層電解業ヲ除ク） 商工大臣
- 三一 ハンダ製造業 商工大臣
- 三二 減摩合金製造業 商工大臣
- 三三 活版地金製造業 商工大臣
- 三四 活字製造業 商工大臣
- 三五 釘製造業 商工大臣
- 三六 蹄釘製造業 商工大臣
- 三七 針金製造業 商工大臣
- 三八 鐵線製造業 商工大臣
- 三九 熔接棒（被覆熔接棒ヲ含ム）製造業 商工大臣
- 四〇 鋼索製造業 商工大臣
- 四一 亞鉛鐵板製造業 商工大臣
- 四二 プリキ製造業 商工大臣
- 四三 玉冠製造業 商工大臣
- 四四 シヤヘル又ハスコップノ製造業 商工大臣
- 四五 ツルハシ又ハハンマーノ製造業 商工大臣
- 四六 鐵製サツシユ製造業 商工大臣
- 四七 粉砕用ボール製造業 商工大臣
- 四八 硬鋼線製造業 商工大臣
- 四九 鐵螺釘製造業 商工大臣
- 五〇 五ガロン罐製造業 商工大臣
- 五一 ドラム罐製造業 商工大臣

- 五二 食料品罐詰用空罐製造業 商工大臣
  - 五三 プリキ雜罐（五ガロン罐及食料品罐詰用空罐ヲ除ク）製造業 商工大臣
  - 五四 ヒアノ線製造業 商工大臣
  - 五五 電氣抵抗線又ハ電氣抵抗帶ノ製造業（電氣用品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク） 商工大臣
  - 五六 磨線鋼製造業 商工大臣
  - 五七 磨棒鋼製造業 商工大臣
  - 五八 磨帶鋼製造業 商工大臣
  - 五九 金屬モリブデン製造業 商工大臣
  - 六〇 金屬タンクステン製造業 商工大臣
  - 六一 ニツケル製造業 商工大臣
  - 六二 コバルト製造業 商工大臣
  - 六三 金屬シリコン製造業 商工大臣
  - 六四 金屬マンガン製造業 商工大臣
  - 六五 超硬質合金製造業 商工大臣
  - 六六 金屬クロム製造業 商工大臣
  - 六七 カルシウムシリサイド製造業 商工大臣
  - 六八 ニツケル合金製造業 商工大臣
  - 六九 金屬メッキ業 商工大臣
- (2) 機械器具工業
- 七〇 石油代用燃料使用裝置製造業（造船事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 商工大臣
  - 七一 石油代用燃料使用裝置取附業（造船事業法ノ適用アルモノヲ除ク） 地方長官

- 七二 石油代用燃料使用裝置修理業 地方長官
- 七三 試驗用藥品製造業 商工大臣
- 七四 工業用藥品（鹽專賣法、アルコール專賣法又ハ酒税法ノ適用アルモノ及ニプロム及苦汁カリ鹽ヲ除ク）製造業 商工大臣
- 七五 醫藥品（鹽專賣法、アルコール專賣法、酒税法阿片法、賣藥法、痘苗及血清其他細菌學的豫防治療品製造取締規則又ハ麻藥取締規則ノ適用アルモノ及醫藥品及衛生材料生産配給統制規則第二條ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ指定シタル醫藥品ヲ除ク）製造業 厚生大臣
- 七六 人造研磨材製造業 商工大臣
- 七七 酸化コバルト製造業 商工大臣
- 七八 漆精製業 地方長官
- 七九 製革業（革再生業ヲ含ム） 商工大臣
- 八〇 ゴム製品製造業（ゴム製品加工業ヲ含ム） 商工大臣
- 八一 ゴム再生業 商工大臣
- 八二 擬革製造業 商工大臣
- 八三 鞣劑製造業 商工大臣
- 八四 塗料製造業 商工大臣
- 八五 石鹼製造業 商工大臣
- 八六 蠟燭製造業 地方長官
- 八七 セルロイド生地製造業 商工大臣
- 八八 セルロイド生地再生業 商工大臣



- 八八 セルロイド製品製造業 地方長官
- 九〇 セラチン(寫眞用セラチンヲ除ク)製造業 商工大臣
- 九一 硬化油製造業 商工大臣
- 九二 蠟製業 商工大臣
- 九三 蠟製品(蠟燭ヲ除ク)製造業 商工大臣
- 九四 油脂製品(脂肪酸ヲ含ミ石鹼及蠟燭ヲ除ク)製造業 商工大臣
- 九五 香料製造業 商工大臣
- 九六 大豆アルミ製造業 商工大臣
- 九七 大豆カゼイン製造業 商工大臣
- 九八 カゼイン纖維製造業 商工大臣
- 九九 ミルクカゼイン製造業 商工大臣
- 一〇〇 高級アルコール製造業(有機合成事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一〇一 高級アルコール製品製造業(有機合成事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一〇二 エステルゴム製造業 商工大臣
- 一〇三 膠製業 商工大臣
- 一〇四 寫眞感光材料製造業 商工大臣
- 一〇五 寫眞用セラチン製造業 商工大臣
- 一〇六 合成染料製造業 商工大臣
- 一〇七 タール系中間物製造業 商工大臣
- 一〇八 合成樹脂製造業 商工大臣
- 一〇九 合成樹脂加工業 地方長官

- 一一〇 防蟲劑(粗製樟腦、樟腦油專賣法又ハ賣藥部外品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 地方長官
- 一一一 防臭劑(粗製樟腦、樟腦油專賣法ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 地方長官
- 一一二 カーバイド製造業 商工大臣
- 一一三 化粧品類(賣藥部外品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 商工大臣
- 一一四 齒磨(賣藥部外品取締規則ノ適用アルモノヲ除ク)製造業 地方長官
- 一一五 顏料製造業 地方長官
- 一一六 浮游選鑛劑製造業 地方長官
- 一一七 活性炭製造業 地方長官
- 一一八 人造石油製造業(人造石油製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一一九 黑鉛製鍊業 商工大臣
- 一二〇 ビツチコークス製造業 地方長官
- 一二一 電極製造業 商工大臣
- 一二二 電氣刷子製造業 商工大臣
- 一二三 炭素棒製造業 商工大臣
- 一二四 黑鉛坩堝製造業 地方長官
- 一二五 鉛丹製造業 商工大臣
- 一二六 亞鉛華製造業 商工大臣
- 一二七 人造水晶石製造業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣

- (4) 窯業及土石工業
- 一二八 弗化アルミニウム製造業(航空機製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一二九 煉炭(豆炭ヲ含ム)製造業 商工大臣
- 一三〇 混合加工油製造業(石油業法ノ適用アルモノヲ除ク) 地方長官
- 一三一 廢油再生業(石油業法ノ適用アルモノヲ除ク) 地方長官
- 一三二 石炭又ハ亞炭ノ低溫乾溜業(人造石油製造事業法ノ適用アルモノヲ除ク) 商工大臣
- 一三三 油脂製造(精製精工程迄)業(蠟油榨油業ヲ除ク) 農林大臣

- (5) 紡織工業
- 一五一 衛生材料(縲帶、三角巾、リント布及手術用腹帶ニ限ル)製造業 地方長官但シ東京府ニ在リテハ警視總監
- (6) 製材及木製品工業
- 一五二 コルク製品製造業 商工大臣
- 一五三 マツチ軸木製造業 商工大臣
- 一五四 函、樺又ハ箆(木製品ニ限ル)ノ製造業 地方長官

- 一三八 光學ガラス生地製造業 商工大臣
- 一三九 耐火物(耐火木材ヲ含ム)製造業 商工大臣
- 一四〇 磁器製造業 商工大臣
- 一四一 石灰製造業 地方長官
- 一四二 陶磁器製造業 地方長官
- 一四三 瓦製造業 地方長官
- 一四四 煉瓦(耐火煉瓦ヲ除ク)製造業 地方長官
- 一四五 耐火煉瓦製造業 地方長官

- (7) 食品工業
- 一五五 味噌製造業 農林大臣
- 一五六 醬油製造業 農林大臣
- 一五七 調味料アミノ酸製造業 農林大臣
- 一五八 ソース又ハケチャップノ製造業 農林大臣
- 一五九 食酢製造業 地方長官
- 一六〇 水砂糖製造業 地方長官
- 一六一 砂糖再製業 農林大臣
- 一六二 香辛料製造業 農林大臣
- 一六三 甘草エキス製造業 農林大臣
- 一六四 ガルタミン酸ソーダ製造業 農林大臣

- 一六五 菓子製造業 地方長官
- 一六六 パン製造業 地方長官
- 一六七 船製造業 地方長官
- 一六八 鮎(水鮎ヲ除ク)製造業 地方長官
- 一六九 水鮎製造業 農林大臣
- 一七〇 佃煮製造業 地方長官
- 一七一 煮豆製造業 地方長官
- 一七二 煎豆製造業 地方長官
- 一七三 穀粉(小麥粉ヲ除ク)製造業 農林大臣
- 一七四 漬物製造業 地方長官
- 一七五 納豆製造業 地方長官
- 一七六 豆腐製造業 地方長官
- 一七七 凍豆腐製造業 地方長官
- 一七八 罐詰食品製造業(輸出水産物罐詰製造業  
許可規則又ハ酪農業調整法第五條ノ規定ノ適用  
アルモノヲ除ク) 農林大臣
- 一七九 嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料  
等)製造業 地方長官
- 一八〇 製茶業(荒茶製造業ヲ除ク) 農林大臣
- 一八一 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)製造業 地方長官
- 一八二 蕎麥製造業 地方長官
- 一八三 湯葉製造業 地方長官
- 一八四 カラメル製造業 地方長官
- 一八五 饅頭粉製造業 農林大臣

- 一八六 チーズ製造業 農林大臣
- 一八七 アイスクリーム製造業 地方長官
- 一八八 食料用水産物加工業(罐詰食品製造業及  
佃煮製造業ヲ除ク) 地方長官
- 一八九 食肉加工業(罐詰食品製造業ヲ除ク) 農林大臣
- 一九〇 卵製品(冷凍卵、粉卵、ヨーグチーズ、マヨ  
ネーズ等)製造業 農林大臣
- 一九一 孵卵業(孵卵器ヲ使用スルモノニ限ル) 農林大臣
- 一九二 冷凍冷蔵業(倉庫營業ヲ除ク) 農林大臣
- 一九三 飼料製造業 農林大臣
- 一九四 漆器製造業 地方長官
- 一九五 革製品製造業 商工大臣
- 一九六 塗裝業 地方長官
- 一九七 履物(革製品及ゴム製品ヲ除ク)製造業 地方長官
- 一九八 鉛筆製造業 商工大臣
- 一九九 蓄音機レコード製造業 商工大臣
- 二〇〇 和傘製造業 地方長官
- 二〇一 洋傘製造業 地方長官
- 二〇二 土木建築工事請負業 商工大臣
- 二〇三 印刷業又ハ製本業 地方長官

(1) 衣料品類販賣業

- 一 絲、針、鈕等裁縫用手藝用品小賣業 地方長官
- 二 綿(眞綿ヲ含ム)及寢具類小賣業 地方長官
- 三 吳服織物及裝既成品小賣業 地方長官
- 四 男子註文服仕立小賣業 地方長官
- 五 婦人子供註文服仕立小賣業 地方長官
- 六 洋服生地小賣業 地方長官
- 七 婦人子供既成服小賣業 地方長官
- 八 男子既成服(作業被服及團體服ヲ含ム)小賣業 地方長官
- 九 洋品及服裝雜貨小賣業 地方長官
- 一〇 半襟細貨小賣業 地方長官
- 一一 履物(靴ヲ除ク)卸賣業 地方長官
- 一二 履物(靴ヲ除ク)小賣業 地方長官
- 一三 傘卸賣業 地方長官
- 一四 傘小賣業 地方長官
- 一五 靴(附屬品ヲ含ム)卸賣業 地方長官
- 一六 靴(附屬品ヲ含ム)小賣業 地方長官
- 一七 衛生材料(繻帶、三角巾、リント  
布及手術用腹帶ニ限ル)卸賣業 地方長官
- 一八 衛生材料(繻帶、三角巾、リント  
布及手術用腹帶ニ限ル)小賣業 地方長官
- 一九 食料品類販賣業 地方長官
- 二〇 生鮮魚介藻類卸賣業 地方長官
- 二〇 生鮮魚介藻類小賣業 地方長官

(3) 商

- 二一 青果物卸賣業 地方長官
- 二二 青果物小賣業 地方長官
- 二三 味噌卸賣業 地方長官
- 二四 醬油卸賣業 地方長官
- 二五 味噌又ハ醬油ノ小賣業 地方長官
- 二六 食酢卸賣業 地方長官
- 二七 食酢小賣業 地方長官
- 二八 鹽干魚介藻類卸賣業 地方長官
- 二九 鹽干魚介藻類小賣業 地方長官
- 三〇 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)卸賣業 地方長官
- 三一 食料魚粉(フリカケ食ヲ含ム)小賣業 地方長官
- 三二 ソース又ハケチャップノ卸賣業 地方長官
- 三三 ソース又ハケチャップノ小賣業 地方長官
- 三四 砂糖(黑糖ヲ含ム)卸賣業 地方長官
- 三五 砂糖(黑糖ヲ含ム)小賣業 地方長官
- 三六 冰糖卸賣業 地方長官
- 三七 菓子卸賣業 地方長官
- 三八 菓子、パン又ハ煎豆ノ小賣業 地方長官
- 三九 水飴卸賣業 地方長官
- 四〇 佃煮卸賣業 地方長官
- 四一 煮豆卸賣業 地方長官
- 四二 佃煮又ハ煮豆ノ小賣業 地方長官
- 四三 雜穀卸賣業 地方長官

- 四四 穀粉(小麦粉ヲ除ク)卸賣業 地方長官
- 四五 雜穀又ハ穀粉(小麦粉ヲ除ク)ノ小賣業 地方長官
- 四六 漬物卸賣業 地方長官
- 四七 漬物小賣業 地方長官
- 四八 豆腐小賣業 地方長官
- 四九 蒟蒻卸賣業 地方長官
- 五〇 蒟蒻小賣業 地方長官
- 五一 乾物(鹽干魚介藻類ヲ除ク)小賣業 地方長官
- 五二 湯葉卸賣業 地方長官
- 五三 椎茸卸賣業 地方長官
- 五四 罐詰食料品(育兒用乳製品ヲ除ク)卸賣業 地方長官
- 五五 罐詰食料品(育兒用乳製品ヲ除ク)小賣業 地方長官
- 五六 清涼飲料卸賣業 地方長官
- 五七 嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料等)卸賣業 地方長官
- 五八 清涼飲料又ハ嗜好飲料(コーヒー、ココア、果汁、乳酸飲料等)ノ小賣業 地方長官
- 五九 茶卸賣業 地方長官
- 六〇 茶小賣業 地方長官
- 六一 飲用牛乳(脱脂乳及クリーム含ム)小賣業 地方長官
- 六二 鳥肉卸賣業 地方長官
- 六三 鳥肉小賣業 地方長官

- 六四 ハム、ベーコン又ハソーセイヂノ卸賣業 地方長官
- 六五 畜肉、ハム、ベーコン又ハソーセイヂノ小賣業 地方長官
- 六六 鳥卵卸賣業(雞卵配給統制規則第三條ノ指定配給機關ノ行フモノヲ除ク) 地方長官
- 六七 鳥卵小賣業 地方長官
- 六八 バター、人造バター又ハチーズノ卸賣業 地方長官
- 六九 バター、人造バター又ハチーズノ小賣業 地方長官
- 七〇 水小賣業 地方長官
- (3) 住居用品類販賣業
- 七一 薪炭卸賣業 農林大臣
- 七二 薪炭小賣業 地方長官
- 七三 煉炭(豆炭ヲ含ム)販賣業 地方長官
- 七四 瓦販賣業 地方長官
- 七五 土管販賣業 地方長官
- 七六 煉瓦卸賣業 地方長官
- 七七 煉瓦小賣業 地方長官
- 七八 セメント卸賣業 地方長官
- 七九 セメント小賣業 地方長官
- 八〇 セメント製品卸賣業 地方長官
- 八一 セメント製品小賣業 地方長官
- 八二 タイル其ノ他ノ建築用陶工品卸賣業 地方長官

- 八三 タイル其ノ他ノ建築用陶工品小賣業 地方長官
- 八四 家具用布地若ハ同製品又ハ室内裝飾布地若ハ同製品ノ小賣業 地方長官
- 八五 陶磁器卸賣業 地方長官
- 八六 陶磁器小賣業 地方長官
- 八七 板ガラス卸賣業 地方長官
- 八八 板ガラス又ハガラス製品ノ小賣業 地方長官
- 八九 ガラス製品卸賣業 地方長官
- 九〇 金物卸賣業 地方長官
- 九一 金物小賣業 地方長官
- 九二 瓦斯用器具卸賣業 地方長官
- 九三 瓦斯用器具小賣業 地方長官
- 九四 漆器卸賣業 地方長官
- 九五 漆器小賣業 地方長官
- 九六 荒物小賣業(臺所用其ノ他ノ家庭用雜品小賣業) 地方長官
- 九七 耐火煉瓦又ハ耐火物(耐火木材ヲ含ム)ノ販賣業 地方長官
- 九八 電氣器具(ラジオ受信機及其ノ部分品ヲ除ク)卸賣業 地方長官
- 九九 電氣器具(ラジオ受信機及其ノ部分品ヲ除ク)小賣業 地方長官
- (4) 其ノ他雜品販賣業
- 一〇〇 蕪工品販賣業 地方長官
- 一〇一 農機具販賣業 地方長官

- 一〇二 水産具販賣業 地方長官
- 一〇三 農業專用藥劑販賣業 地方長官
- 一〇四 蠶業機械販賣業 地方長官
- 一〇五 蹄釘販賣業 農林大臣
- 一〇六 飼料販賣業 地方長官
- 一〇七 油脂(二〇ノ一三三三掲グル業ヲ行フ者ノ製造シタルモノニ限ル)販賣業 地方長官
- 一〇八 種苗販賣業 地方長官
- 一〇九 花卉販賣業 地方長官
- 一一〇 植實販賣業 地方長官
- 一一一 棕櫚皮販賣業 地方長官
- 一一二 竹材販賣業 地方長官
- 一一三 紙小賣業 地方長官
- 一一四 紙製品小賣業 地方長官
- 一一五 文房具卸賣業 地方長官
- 一一六 文房具小賣業 地方長官
- 一一七 印刷業(印肉又ハ印材ノ小賣業ヲ含ム) 地方長官
- 一一八 玩具類卸賣業 地方長官
- 一一九 玩具類小賣業 地方長官
- 一二〇 運動用具小賣業 地方長官
- 一二一 試驗用藥品販賣業 地方長官
- 一二二 工業用藥品(鹽專賣法、アルコール專賣法又ハ酒税法ノ適用アルモノヲ除ク)販賣業 地方長官

一三三 醫藥品卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一三四 醫藥品小賣業 地方長官但シ東京府  
 一三五 賣薬部外品卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一三六 賣薬部外品小賣業 地方長官但シ東京府  
 一三七 醫科機械器具卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一三八 醫科機械器具小賣業 地方長官但シ東京府  
 一三九 齒科用品卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一四〇 齒科用品小賣業 地方長官但シ東京府  
 一四一 醫科衛生用品卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一四二 醫科衛生用品小賣業 地方長官但シ東京府  
 一四三 醫療衛生用品卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一四四 醫療衛生用品小賣業 地方長官但シ東京府  
 一四五 合成染料卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一四六 合成染料小賣業 地方長官但シ東京府  
 一四七 タール系中間物卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一四八 タール系中間物小賣業 地方長官但シ東京府  
 一四九 カラーバインド卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一五〇 カラーバインド小賣業 地方長官但シ東京府  
 一五一 化粧品卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一五二 化粧品又ハ齒磨ノ卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一五三 化粧品又ハ齒磨ノ小賣業 地方長官但シ東京府  
 一五四 化粧品(浴用石鹼ヲ含ム)又ハ齒磨ノ卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一五五 化粧品(浴用石鹼ヲ含ム)又ハ齒磨ノ小賣業 地方長官但シ東京府  
 一五六 石炭卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一五七 コークス卸賣業 地方長官但シ東京府  
 一五八 コークス小賣業 地方長官但シ東京府

一六二 輕合金地金卸賣業 地方長官  
 一六三 鎘石卸賣業 地方長官  
 一六四 水晶石卸賣業 地方長官  
 一六五 弗化アルミニウム卸賣業 地方長官  
 一六六 弗化アルミニウム小賣業 地方長官  
 一六七 ヒツチコークス卸賣業 地方長官  
 一六八 ヒツチコークス小賣業 地方長官  
 一六九 電極卸賣業 地方長官  
 一七〇 電氣刷子卸賣業 地方長官  
 一七一 炭素棒卸賣業 地方長官  
 一七二 炭素棒小賣業 地方長官  
 一七三 アルミナ又ハ水酸化アルミニウムノ卸賣業 地方長官  
 一七四 アルミナ又ハ水酸化アルミニウム小賣業 地方長官  
 一七五 鐵鋼卸賣業 地方長官  
 一七六 鐵鋼小賣業 地方長官  
 一七七 鋼索卸賣業 地方長官  
 一七八 鋼索小賣業 地方長官  
 一七九 電線管(附屬品ヲ含ム)卸賣業 地方長官  
 一八〇 電線管(附屬品ヲ含ム)小賣業 地方長官  
 一八一 シヤベル又ハスコップノ卸賣業 地方長官  
 一八二 シヤベル又ハスコップ小賣業 地方長官  
 一八三 ツルハシ又ハハンマーノ卸賣業 地方長官  
 一八四 ツルハシ又ハハンマー小賣業 地方長官  
 一八五 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一八六 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一八七 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一八八 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一八九 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九〇 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九一 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九二 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九三 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九四 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九五 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九六 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九七 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九八 地方長官但シ製造業 地方長官  
 一九九 地方長官但シ製造業 地方長官  
 二〇〇 地方長官但シ製造業 地方長官  
 二〇一 地方長官但シ製造業 地方長官  
 二〇二 地方長官但シ製造業 地方長官  
 二〇三 地方長官但シ製造業 地方長官

一四二 半成コークス卸賣業 商工大臣  
 一四三 半成コークス小賣業 地方長官  
 一四四 石油製品卸賣業 地方長官  
 一四五 石油製品小賣業 地方長官  
 一四六 貴金屬又ハ寶石類ノ卸賣業 地方長官  
 一四七 貴金屬又ハ寶石類ノ小賣業 地方長官  
 一四八 毛皮又ハ毛皮製品ノ卸賣業 地方長官  
 一四九 毛皮又ハ毛皮製品ノ小賣業 地方長官  
 一五〇 鞣製類小賣業 地方長官  
 一五一 寫眞感光材料卸賣業 地方長官  
 一五二 寫眞感光材料小賣業 地方長官  
 一五三 時計又ハ眼鏡(此等ノ附屬品ヲ含ム)ノ卸賣業 地方長官  
 一五四 時計又ハ眼鏡(此等ノ附屬品ヲ含ム)ノ小賣業 地方長官  
 一五五 珊瑚、眞珠又ハ鼈甲ノ小賣業 地方長官  
 一五六 自轉車(部分品及附屬品ヲ含ム)卸賣業 地方長官  
 一五七 自轉車(部分品及附屬品ヲ含ム)小賣業 地方長官  
 一五八 輕金屬ノ板、管、線、棒又ハ條ノ卸賣業 地方長官  
 一五九 輕金屬ノ板、管、線、棒又ハ條ノ小賣業 地方長官  
 一六〇 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一六一 マグネシウム地金卸賣業 地方長官  
 一六二 マグネシウム地金小賣業 地方長官  
 一六三 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一六四 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一六五 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一六六 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一六七 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一六八 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一六九 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一七〇 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一七一 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一七二 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一七三 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一七四 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一七五 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一七六 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一七七 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一七八 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一七九 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一八〇 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一八一 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一八二 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一八三 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一八四 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一八五 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一八六 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一八七 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一八八 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一八九 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一九〇 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一九一 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一九二 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一九三 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一九四 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一九五 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一九六 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一九七 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 一九八 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 一九九 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 二〇〇 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 二〇一 輕金屬箔卸賣業 地方長官  
 二〇二 輕金屬箔小賣業 地方長官  
 二〇三 輕金屬箔卸賣業 地方長官